

平成24年第 1 回定例会

新十津川町議会定例会会議録

平成24年 3 月 6 日 開会

平成24年 3 月 16 日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成24年第1回新十津川町議会定例会

平成24年3月6日（火曜日）

午前10時開会

◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1) 事務報告
 - 2) 閉会中の委員会所管事務調査結果報告
 - 3) 例月現金出納検査結果報告
 - 4) 一部事務組合議会報告
- 第4 町長行政報告
- 第5 教育長教育行政報告
- 第6 議案第3号 新十津川町農業集落排水事業償還基金条例の廃止について
(内容説明まで)
- 第7 議案第4号 新十津川町道路線の変更について (内容説明まで)
- 第8 議案第5号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算(第7号) (内容説明まで)
- 第9 議案第6号 平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
(内容説明まで)
- 第10 議案第7号 平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(内容説明まで)
- 第11 議案第8号 平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
(内容説明まで)
- 第12 選挙第1号 新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙
について

◎出席議員（11名）

- | | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 安中 | 経人 | 君 | 2番 | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番 | 青田 | 良一 | 君 | 4番 | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番 | 笹木 | 正文 | 君 | 6番 | 平沢 | 豊勝 | 君 |
| 7番 | 長名 | 實 | 君 | 8番 | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番 | 樋坂 | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 | | | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
総務課	長	藤澤	敦司	君
住民課	長	小林	透	君
会計課	長	長谷川	雄士	君
保健福祉課	長	竹原	誠二	君
産業振興課	長兼			
農業委員会事務局	長	後木	祥一	君
建設課	長	岩井	良道	君
教育委員会主幹		野崎	勇治	君
代表監査委員		山本	忍	君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局	長	加藤	健次	君
-----	---	----	----	---

◎町民憲章朗誦

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。
開会に先立ち、町民憲章を朗誦いたします。皆さんご起立ください。
私が町民憲章と申し上げますので、引き続き朗誦してください。
町民憲章。

〔町民憲章朗誦〕

- 議長（長谷川秀樹君） ご着席ください。
-

◎開会の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 開会に先立ちまして、定例会の運営について、議会運営委員会の申し合わせ事項等がございますので、報告を求めます。
青田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

- 議会運営委員長（青田良一君）

〔説明の記載省略〕

- 議長（長谷川秀樹君） 議会運営委員長の報告が終わりました。
-

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） これより、本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により、議長より指名いたします。
1番、安中経人君。2番、西内陽美君。両君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から3月16日までの

11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中の委員会所管事務調査結果報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

引き続き、一部事務組合議会報告を願います。

まず、私が関係しております石狩川流域下水道組合議会の報告を申し上げます。

2月28日開催の平成24年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告をいたします。

議案の内容は、報告2件、議案2件でございます。報告は第1号の定期監査報告について、宮崎監査委員から報告、第2号の例月現金出納検査報告については、書面により報告があり、いずれも報告済みといたしました。

続きまして、議案第1号の職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、し尿等の共同処理にかかる事務の円滑化を図るべく、従前5人を1人増の6人体制としたいとするもので、原案どおり可決いたしました。

議案第2号の平成24年度石狩川流域下水道組合一般会計予算につきましては、対前年比811万円減の歳入歳出それぞれの総額を4億871万3千円とするもので、減額の主なものは委託料の減でありまして、これも原案どおり可決をいたしました。

なお、平成24年度予算における本町の負担は、共同負担238万9千円、水量負担1,000万円、道資本費等控除額減額15万6千円の、計1,223万3千円であります。

以上、平成24年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会の報告といたします。

次に、中・北空知廃棄物処理広域連合議会の報告をいたします。

さきに1月17日招集されました第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会の報告をいたします。

議案は1件で、平成23年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第2号）であります。国庫支出金の循環型社会形成推進交付金が確定したことから、施設建設のため補正するもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ11億2,232万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億4,771万3千円とするもので、内容は国庫補助金が3億7,590万7千円追加し、7億5,883万6千円となり、平成24年4月供用開始に向け施設の工事を進めるもので、一般廃棄物処理事業債の6億7,250万円追加補正するもので、原案どおり可決決定いたしました。各市町村の負担金総額2億4,507万5千円で、本町は1,041万1千円あります。

次に、2月29日招集されました平成24年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告をいたします。

議案は2件と報告1件でありました。議案第1号は、平成24年中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,821万3千円と定め、債務負担行為は一般廃棄物焼却処理施設長期包括委託事業で、平成24年度から平成39年度

までの15年間で、限度額83億9,000万円であり、地方債の起債は一般廃棄物処理事業債17億970万円とするもので、原案どおり可決いたしました。本町の負担金は2,040万6千円であります。ちなみに最高は滝川市の1億6,600万円、最低は北竜町の590万円であります。

議案第2号は、平成23年中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ5億5,276万9千円を減額し、予算の総額をそれぞれ18億9,494万4千円とするもので、焼却施設建設費の工事請負費を5億4,722万4千円減額したことから、地方債も4億9,480万円減額補正するもので、原案どおり可決いたしました。

報告1件の例月現金出納検査報告は書面での報告で、報告済みといたしました。

以上で、中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会の報告といたしますが、なお議会閉会后、議員協議会が開かれ、平成24年度の事業計画スケジュール案が示されました。このことにつきましては、平成25年4月供用開始ということで、順序立てて今年度の中で建設事業、そして受け入れ業者の選定等を進めていくわけでございますけれども、議案書並びにこのスケジュール案につきましては、事務局の方に届けておきますのでお目通しをいただければと思います。

以上で、私の関係する2件の報告を終わります。

次に、西空知広域水道企業団議会の報告を青田良一君よりお願いいたします。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは西空知広域水道企業団議会の内容について報告をさせていただきます。2月27日、1日限りの会期で開催されました。議案は4件でございました。

議案審議に先立ちまして、企業長の方から行政報告がございまして、23年度の目玉事業と申しますか、砂川市の北光袋地地区で水道水を飲んでいただくという工事をやっております。これが11月の11日に完成をしたということで報告がございました。加えまして、非常にこの水が美味しいというご意見をいただいているということで、非常に私もうれしく思いました。今後ともこの水道水の拡張と申しますか、たくさん利用していただくように頑張っていただければなと思っております。加えまして、徳富ダムに関連についてもご報告がございまして、26年度の供用開始という形の中で工事が進んでおりますというお話でございました。

それでは議案につきまして、簡単にご報告をさせていただきたいと思っております。

まず議案第1号として、23年度の水道事業会計の補正予算ということでございますけれども、これにつきましては、予算調整といった観点での減額補正でございました。

議案第2号でございまして、水道事業の設置等に関する条例の一部改正ということで、条例改正の案件が提案されましたが、その内容につきましては、公営企業法が改正になることに伴いまして、本町の条例も一部改正するといった内容でございまして。

議案第3号でございまして、市町村総合事務組合規約の一部改正という形で、ほかの広域連合の方からも出てくるのだと思っておりますけれども、上砂川町が砂川地区広域消防へ加入したということによりまして、その共同出資する団体の名前が変更になるという観点での議決行為でございまして、いままで載っておりました上砂川町が削除されるという内容でございまして。

それから続きまして、24年度の西空知広域水道事業会計の中身についてご説明がござい

ました。全部を説明いたしますと時間がかかりますので、大きな項目だけさせていただきたいと思います。まず収益的収支ということでございますけれども、水道事業収益としての予算が3億6,256万3千円、これに対しまして水道事業費用予算というのが3億5,208万5千円ということでございます。これを差し引きして当年度の純利益を565万3千円見込んでいた内容でございました。対しまして、資本的収支ということでの予算でございますけれども、資本的収入の部分につきましては1億6,035万6千円、資本的支出ということで3億5,652万3千円ということでございます。支出に対する不足につきましては、過年度分の損益勘定留保資金等を活用してこれに充てるといった内容の予算でございました。

あと町民の皆さんに関係のあると申しますか、そういった部分につきまして、工事箇所の一部の概略について議会の方に報告をさせていただきたいと思います。24年度の水道の主な工事といたしまして、西空知の浄水場庁舎外装改修工事、それから老朽配水管布設替工事、これがかなりの延長数行われるということでございます。それからもう一つが上総進ポンプ場改修工事といったこととございます。もう一つが経営体育成事業、これは雨竜地区でございますけれども、これに伴う水道管の布設替工事という形で実施されるというふうなことが説明されてございます。

これらの関係資料につきましては、関係するファイルに納めておきますので、どうぞお目通しをいただければ幸いです。

以上で、報告とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 西空知広域水道企業団議会の報告を終わります。

引き続き、中空知広域市町村圏組合議会の報告を西永勝治君より願います。

〔10番 西永勝治君登壇〕

○10番（西永勝治君） それでは去る2月の27日、平成24年中空知広域市町村圏組合第1回定例会が開催されましたので、その決議事項につきましてご報告を申し上げます。

主な議案は組合議会の平成24年度の一般会計、特別会計の予算でございます。日程第1、会議録の署名議員、日程第2の会期の決定については、議会開催の必須事項でございますので、省略をいたします。

日程第3、行政報告、前田理事長より12月25日以降、2月3日までの間についての報告がございましたので、4点ほどございますが、ご報告を申し上げます。昨年11月25日に第2回理事会、議員連絡協議会が開催されたその中で、第22回中空知広域圏組合ふるさと市町村圏交流会の開催の協議をいたしまして、本年7月6日に赤平市で開催されることに決定しております。2番目につきましては、2月23日開催の理事会では、昨年3月から関係職員で検討を重ねていた戸籍の電算システムに係る共同運営につきまして、中空知5市5町が平成25年秋をめどに共同運営することで合意し、今後の作業日程につきましては、戸籍事務担当主幹者による連絡協議会を設置して、さらに協議をすることとなっております。日にちが前後いたしました。3つ目、1月の18日に産業観光主幹者会議が開催されまして、その中でも3点ほどございました。一つ目は中空知食と観光物産フェアの開催でございます。これにつきましては前年に引き続き、赤平市で開催のランフェスタに並催して開催するということになりました。2つ目は札幌大通公園で開催いたしております札幌オータムフェスタ2012に、これにつきましても例年どおり出店することとなっております。3番目は中空知特産品のPR事業についてでございます。報道機関を利用し、芦別出身のよ

うへい氏がパーソナリティを務めておりますS T Vラジオのようへいサンデーを使い、中空知特産品と観光をP Rを前年に引き続き行い、またFMGスカイであるとか、新聞を通じてP Rするというごさいます。4番目のふるさと文化の集いでは、去る2月の19日に第11回の中空知文化の集いを滝川ホールで開催いたしましたけれども、24年度につきましては新十津川で第2回目を開催する予定となっております。以上、行政報告をかいつまんで申し上げました。

日程第4、議長より議案第1号から第4号まで一括上程がされ、沼本事務局次長より説明があったのでありますが、一括でございましてわかりづらいので、各議案区切ってご報告を申し上げたいと存じます。

議案第1号、平成24年度中空知広域市町村圏組合一般会計の予算は、歳入歳出の総額はそれぞれ2,070万円とするものでございまして、歳入の主なものは市町村よりの分担金及び負担金でございまして、これは1,326万円でございます。このうち本町が負担する分は111万5千円となっております。また他会計からの繰入金は交通災害共済特別会計、ふるさと市町村圏基金積立金特別会計から合わせて550万円を繰り入れし、残りのものにつきましては130万円繰越金となっております。歳出の主なものは、総務費の中の一般管理費の中で占める給料等に要する経費が1,700万円あまりとなっております、予算全体の85%となっております。

議案第2号、平成24年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,507万7千円とするものであります。歳入の主たるものは、会費収入でございまして944万円。これは2万3,600人の加入を見込んでおります。繰入金500万円は交通災害共済事業からの繰り入れでございます。歳出の主なものは事業費で加入促進、交通事故防止に係る啓蒙費が286万3千円、共済費等が900万円、諸支出金が317万円となっております、このうち300万円は一般会計への繰出金でございます。

議案第3号、平成24年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計は、歳入歳出それぞれ60万円とするものでございまして、歳入の主なものは財産収入で15万4千円。これは交通遺児奨学基金の利息でございます。繰入金は交通遺児奨学基金よりの16万円でございます、前期からの繰越金が28万5千円となっております。歳出の主なものは事業費が34万6千円、奨学費が33万円で、奨学基金への積立が15万4千円となっております。

議案第4号、中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金特別会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,904万1千円とするものでございまして、歳入の主たるものは、財産収入800万円でございます。これは基金4億円の国債の金利2%相当でございますし、前期よりの繰越金が1,140万円でございます。歳出の主なものは、事業費で867万円、産業観光振興事業、教育文化振興事業、コミュニティ推進事業、広域連携事業等に係る費用となっております、他会計への繰り出しでは一般会計へ250万円を繰り出すことになっており、一括して説明を受け、議案第1号から第4号までの質疑を受けたわけですが、赤平市の植村議員から特産品のパンフレットあるいは観光P R等に質疑がございました。

次に芦別市の池田議員から4点ほどの質問がございました。組合の事務局職員体制について、どんなような考え方をしているのかというような質問がございまして、中事務局長より事務局体制は現在嘱託職員3名、事務局長、事務局次長、女性職員3名が属託でございまして、正職員は砂川市からの2年間の契約での出向されている方でございまして、給料については組合が負担しているというようなことございまして、この方にお支払いし

ている給与、共済金を合わせて約1,000万円ほどになっております。以前は事業量が多かったので5人体制でやっておりましたけれども、人件費が年々膨れており、各市町村の行政を進める中で財政状況が厳しいこともあり、事業の見直しをしているとのことでございました。

2つ目の質問については、各市町が職員を派遣しているとのことであれば、各自治体がともに厳しい中でいつまでもこういう状況が続けるのかというような質問もありました。これについては、前田理事長より、以前よりは人員が減っており、現状を維持したいということでしたが、今のようなご意見をいただいたので今後の検討課題にしたいというものの回答でございました。

3番目につきましては、基金の6億円の外債について、現在元本割れしていないのかという質問がございまして、これに中事務局長が、元本割れはしていないが、これは最終年度までもった場合でございまして、30年未満の契約になっているそうでございます。今後あまりにも金利が高くなると、先方からの解約をするような仕組みになっており、30年までもたないのではないかと、そんなような回答でございました。

最後の4番目の質問については、この30年間というのは長すぎて腑に落ちないと。いま解約するといくらになるのか。大切な財産であるわけなので、報告する義務があるのではないかとというような質問がございました。これにつきましては、中事務局長より、この外債の窓口は野村証券でございまして、毎月いろいろな情報をもたらしているようでございます。現状の為替レートでいま解約すると1億5,000万円くらいの欠損になるのではないかと。様々な今までも検討をいたしましたけれども、売却によるこの欠損金の穴埋めをどうするかという問題もあり、時間の経過を待つ以外にはないというような、そんな状況の話でございまして、全体のこの議案1号から4号までのことにつきましては、このくらいの質問でございまして、基本的には原案どおり決定をしたところでございます。

資料につきましては、事務局に置いておきますので、のちほど整理しておきますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知広域市町村圏組合議会の報告を終わります。

引き続き、滝川地区広域消防事務組合議会の報告を安中経人君より願います。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） 議長より指示がありましたので、報告いたします。

会議の開催日は3月1日13時からでございまして、出席は長名議員、青田議員と私安中が出席しております。会期につきましては、開催当日1日限りと定め、内容は次のとおりであります。会議案件は、報告3件、議決案件6件であります。

報告については、1件目は行政報告でありまして、前田組合長より報告がありました。大きな事案としては本部庁舎の耐震強度が不足しており、今後建て替えについての検討に入っているというような内容であります。次に2件目でございますが、例月出納検査報告について、7月から12月分までについて書面報告があり、報告済みとしたものであります。3件目は定期監査報告について、宮崎監査委員から報告があり、これも同様報告済みとしたものであります。

次に、議決案件について、議案第1号、平成23年度滝川地区広域消防事務組合一般会計

補正予算（第5号）であります。内容は、人事異動、共済負担率の変更によるもの及び年度末における決算見込の整理によるものと、消防救急デジタル無線整備に必要な措置を講じるためのものであります。補正は歳入歳出それぞれ2億5,607万5千円を追加し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ12億3,161万9千円とするものであります。主な予算の補正内容であります。繰越明許費として消防救急デジタル無線整備事業に2億5,097万4千円を設けるもの、次に、地方債の補正として消防救急デジタル無線整備事業に伴う緊急防災事業債として2億550万円の追加及び消防救急デジタル無線整備事業の実施設計確定により、防災基盤整備事業債450万円を330万円に変更するものとした内容であります。

なお、この中で本町に関わるものでは、負担金減額総額1,164万7千円のうち、本町は減額の292万6千円となっております。繰越金においては、増額1,801万5千円のうち、本町は総額で409万7千円となっております。

次に、議案第2号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について。これは先ほども青田議員からもございましたように、上砂川町が砂川地区広域消防事務組合に加入することによる規約文言の整理によるものであります。

議案第3号、滝川地区広域消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について。これは危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い改正を要するということであります。

議案第4号、滝川地区広域消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について。これは総務省令で定めた浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査事務手数料を新たに定めるためのものであります。

議案第5号、一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。これは管理職職員が週休、休日において緊急、臨時に公務に赴く必要が生じた場合において、その困難性などから給与上特別の考慮が必要とする場合に備え、管理職特別勤務手当を創設するため改正を要するという内容であります。

議案第6号、平成24年度滝川地区広域消防事務組合一般会計歳入歳出予算について。これは平成24年度当初予算は、歳入歳出の総額はそれぞれ10億3,987万6千円と定め、予算を構成するにあたり次の項目を議決要件としたものであります。地方債として消防施設整備事業債4,250万円、施設整備事業債として2,400万円の起債予定を定めること及び一時借入金の借入限度額を5,000万円と定めることとしたものであります。これによる予算規模は対前年比較で歳入歳出とも増額の1億2,844万1千円であり、比率では14.1%の上昇となったような内容でございます。主な要因は、消防費の増額5,165万4千円と消防施設費8,023万3千円であり、共済費用の増加と分団詰所の改築、水槽付消防自動車の購入に要するものとなっております。

なお、新十津川支署配備の水槽車についても購入予定となっておりますので、ここでお知らせをいたします。また本町にかかる負担金は、負担金総額8億7,375万5千円のうち、1億9,680万4千円であります。

以上、第1号議案から第6号議案まで審議を行い、提案どおり原案可決としたものであります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に消防議会関係ファイルに保存しておりますので、必要な方はお目通しを願います。

以上をもって、会議報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 滝川地区広域消防事務組合議会の報告を終わります。

引き続き、中空知衛生施設組合議会の報告を笹木正文君より願ひます。

〔5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） 議長のご指示をいただきましたので、去る2月28日に行われました中空知衛生施設組合議会の第1回定例会の報告をいたします。

会議の冒頭、前田組合長より行政報告がありました。その中で軽量物脱水機更新工事についての説明がありました。それに関して、発注は平成23年12月22日、完成予定日が平成24年3月30日で、契約金額は2,047万5千円ということで、施工業者は三井造船環境エンジニアリングという報告であります。

次に、報告第1号として定期監査報告があり、そして報告第2号としては例月現金出納検査報告について、配布された書面により報告済みといたしました。

議案は1から2号までありまして、議案第1号に関しましては、平成23年度一般会計補正予算ということで、これは市町の負担金3,697万3千円を歳入予算補正として、分担金及び負担金と繰越金を振り替えたものであります。

議案第2号に関しましては、平成24年度一般会計予算ということで、歳入歳出11億1,154万円で、前年対比2,860万4千円の増となっております。増額分につきましては、歳入の分担金及び負担金と組合債、そして歳出のごみ処理施設費と衛生センター費の双方が概ね増額の要因となっております。これらの2つの議案はすべて原案どおり可決されました。

いくつか質問があったのですが、その中でちょっと気になった質問だけ取り上げていきます。

粗大ごみの中で回収される自転車がすごくたくさんあるということで、それを住民向けに再利用してはどうかという質問というか要望がありました。ただそれは、公共的な用途に関しての再利用は行っているけれども、個人向けに関しては、自転車には防犯登録がされているものもあって、犯罪等に巻き込まれる恐れがある可能性もあるので行っていないという答えでありました。

以上をもちまして、中空知衛生施設組合第1回定例会の報告といたします。なお、詳細につきましては、事務局の方に資料を届けておきますのでお目通しください。

以上で終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 中空知衛生施設組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知教育センター組合議会の報告を西内陽美君より願ひます。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長のご指示がございましたので、去る2月29日に開催されました平成24年空知教育センター組合議会第1回定例会の報告をいたします。

日程第2、議席の指定でございます。北竜町西野洋一議員に代わりまして、佐野豊議員が議席番号23の指定を受けられました。

日程第4、行政報告でございます。組合長、教育長より平成23年11月19日以降の行政報告及び23年度の業務遂行状況について報告がございました。また空知教育センターの移転方針について、基本的考え方が示されました。現在の建物は空知教育センター組合の所有であることから、解体後に土地の所有者である滝川市に返還するところではありますが、滝

川市としては時間をかけずに土地と一体的に処分したいため、建物を解体せずに滝川市に無償譲渡し、処分方法は滝川市に委ねたいとのごことでございます。したがいまして、当初想定していました解体見込額3,500万円につきましては、平均落札率で再算定された3,000万円として、空知教育センター組合が500万円を6年間に分割して滝川市に返済したいとの考えを示されました。なお、解体費相当額や今後の施設維持管理経費につきましては、平成23年度から行っております事務事業や組織機構の見直しなどの改善により財源を確保し、構成24市町が負担しております現行の負担金額を上回らないようにするとともに、解体費相当額の返済後は負担金額を引き下げていくとの方針でございました。今後のスケジュールにつきましては、3月31日宿泊部門廃止、7月31日食堂部門廃止、8月21日に新空知教育センターオープンの予定でございます。

日程第5、報告第1号、定期監査報告、日程第6、報告第2号、例月現金出納検査報告でございます。書面に報告がありまして、これを報告済みといたしました。

次に、日程第7、平成24年度運営計画でございます。空知教育センター第4次3か年計画が23年から25年に設定されておりまして、2年目にあたります今年度は学校の教育力の向上、教職員の資質、専門性の向上を目指し、各関係機関との連携及び支援の充実を運営の基本方針に据え、研修講座を30講座開催いたします。

続きまして、議案第1号、平成24年度空知教育センター組合一般会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,688万5千円でございます。

議案第2号、平成24年度空知教育センター組合研修事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ490万9千円でございます。

議案第3号、平成24年度空知教育センター組合研究事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ403万5千円でございます。

議案第4号、空知教育センター設置条例の一部を改正する条例でございます。空知教育センターを移転するため、第2条、空知教育センターの位置を文京町4丁目1番1号に改正するものでございます。

議案第5号、空知教育センター使用条例を廃止する条例でございます。空知教育センターの移転に伴い、第5条、空知教育センター使用条例を廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案書とともに議会事務局にお届けしておきますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上を申し上げまして、空知教育センター組合議会第1回定例会の報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 空知教育センター組合議会の報告を終わります。

引き続き、空知中部広域連合議会の報告を樋坂里子君より願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、空知中部広域連合議会報告についていたします。2月29日午前9時30分から、平成24年空知中部広域連合議会第1回定例会が開かれました。議案が10件と報告1件が審議され、全議案が可決されております。

主な点だけを報告いたします。予算につきましては、新十津川町の部分だけを報告いたします。

平成23年度の補正予算では、一般会計、介護保険、国民健康保険の3会計で新十津川町には関係費用精査で971万9千円が返金されます。平成24年度予算で、新年度予算では新十

津川町の負担は、一般会計で888万9千円、介護保険では9,563万732円、国保で3億5,318万8千円、障害支援事業では183万7千円の、合計、新十津川町の全部の合計は4億5,954万4,732円の負担となります。今回の新年度予算に関連しての介護保険総合条例の一部を改正する条例が提出されました。過去3年間の介護保険料が審議され可決されております。1か月660円の値上げとなりまして、基本額が現行の3,930円から4,590円と16.8%の増になります。また所得段階区分については、低所得者対策、公平負担の観点から現行の8段階から10段階に改められました。第1段階の方は年間2万7,540円になります。それから一番高い10段階の方は年間9万6,390円となります。私としましては、反対すべきと思ったのですが、道の補助金や基金の取り崩しと段階を増やすことによって低所得者の対応を考えられていることから、全面賛成ではありませんでしたけれども、反対討論はしませんでした。

一般質問では、国の新しい介護保険事業での総合医療によって、要支援1、2の人や要介護の人たちを保険から外すことで、各市町にその扱いを委ねるものであるために、各市町の財政状況によっては介護に差が付くために、連合としてやっではどうかという質問をいたしました。広域連合としてはひとつにはできないが、各市町と連携を密にして格差が生じないように取り扱っていきたいとの連合長の答弁でありました。

以上、簡単ですが、空知中部広域連合議会の報告といたします。資料は、議会事務局の方に出してありますので、お目通しをしていただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 空知中部広域連合議会の報告を終わります。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

ここで11時10分まで休憩といたします。

(午前10時57分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午前11時07分)

◎町長行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、町長行政報告を行います。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございますと言えいいのか、こんにちはと言えいいのか、ちょっと時間的に11時を過ぎましたですから。

議長からご指示がございましたので、行政報告を申し上げたいと思います。平成23年第4回定例議会以降における行政報告を申し上げます。

お手元に資料を配付させていただいておりますので、お目通しを願いたいと存じます。何項目か朗読し、さらに補足的に説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まずはじめに総務課の関係から申し上げます。

母村・母県交流ということで、2月10日、奈良県で開催されました第1回奈良県人会全国大会に出席をいたしました。これは奈良県の荒井知事からのご案内によって出席をしたということでございまして、この大会は、昨年発生した東日本大震災と紀伊半島大水害により、改めて、人との繋がり・ふるさとの大切さを再認識し、奈良県を故郷とする者や奈良県にゆかりのある者が一堂に会し、絆を深め、奈良県の復興と発展を願うことを目的として、初めて開催をされたということでございました。4年に一度開催をするということのようでございます。大会には奈良県の荒井知事、そして県議会議長の國中議長、十津川村更谷村長はじめ、ブラジル、ニューヨーク、香港、北京だとかという海外からの参加者も含め総勢317名が出席するなど、式典及び交流会とも盛会裡のうちに終了したということでございました。

次に、十津川村の災害義援金の関係でございます。平成23年9月13日から受付を開始した十津川村災害義援金は、12月31日で受付を終了し、町内外の皆様から寄せられた義援金は、第1次分と第2次分を合わせまして1,934万4,569円となりました。本当に町民の皆様をはじめ町外の皆様さん方もそうでございますけれども、ご支援、ご協力に対しまして、深く感謝を申し上げたいと存じます。ご承知のとおり3月2日に村上副村長そして中南議長さんが災害に対するお礼のために本町に来町されまして、それぞれ懇談をされ、災害の状況等々、今の現在の状況等も報告をお聞きになったかと存じます。今徐々に本来の生活に戻りつつあるということについては、非常に喜ばしく思っているところでございます。いずれにいたしましても、一日も早い復旧、復興といったものを願ってやみません。

次に、表彰の関係でございまして、町道の除草・清掃、公共施設の除排雪や清掃活動など福祉活動に貢献された滝川市の極東建設株式会社と新十津川町の株式会社遠藤組に対しまして、新十津川町表彰条例に基づき感謝状の贈呈をさせていただきました。2社の社会貢献に対しまして心から感謝を申し上げたいというふうに存じます。

続きまして、地域公共交通関係について申し上げます。地域公共交通関係についてですが、1月24日に地域公共交通活性化協議会を開催し、本年度の実証運行の検証を行うとともに、3か年の実証運行結果を踏まえた今後の地域交通のあり方について、路線バスの統廃合や新路線の創設、また、路線バスから乗り合いタクシーへの移行など、協議会としての方向性をまとめさせていただいたところでございます。町といたしましてこの協議会の方向性を踏まえながら、これからの地域公共交通のあり方についてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、緊急速報サービスでございまして。本町の行政区域内に滞在する携帯電話保有者を対象に、携帯電話のメール機能を使って気象庁の緊急地震速報や、本町独自の災害・避難情報を配信することのできる緊急速報サービスが、昨年秋のNTTドコモに引き継ぎまして、ソフトバンクモバイル、KDDI、auにおいても2月から利用可能となりました。自然災害が多く発生しているということから、いかに情報を早くキャッチし、行動に移すことが重要であるかということ等を考えますと、この携帯電話をですね、有効に活用していただきながら、自分の身は守るという観点に立って行動をとっていただければ大変ありがたいなというふうに思っている次第でございまして。

次に住民課の関係を申し上げます。

人口動態でございまして。2月29日現在の人口動態についてですが、人口は7,118人で、前

年に比べまして107人の減少となっております。世帯数では、2,965戸で、前年に比べますと18戸減少しております。65歳以上の高齢者をみますと、2,348人と前年対比で33人増加し、高齢化比率については33%と、前年比で1.0%増ということになってございます。また、23年3月1日から24年2月29日までの1年間の出生者数は32名でございました。前年同期比で11人の減少と、死亡者数については81名で、前年同期比で11人の減少ということになってございます。

次に、交通安全及び防犯について申し上げます。交通事故の発生でございますけれども、平成23年12月1日から平成24年2月29日までの発生件数は4件で、死者数は1名、負傷者数は4名となっております。平成18年3月22日から続いておりました町内での交通事故死ゼロは、去る2月12日の猛吹雪による視界不良のため発生した痛ましい死亡事故により2,153日でストップとなりました。誠に残念な結果でございます。亡くなられた方についてのご冥福を心からお祈りを申し上げます。このような悲しい事故が発生しないよう、この3月20日に交通安全総決起大会を開催し、関係機関や団体等と一体となりまして、交通事故死ゼロ運動をこれからも取り組んでいきたいというふうに考えてございます。次に、防犯についてですが、23年11月1日から24年1月31日まで本町における犯罪発生件数は6件でございました。また、平成22年中の犯罪発生件数は22件でありましたが、23年中において22件と、同数であったということでございます。町といたしましても、警察及び安全・安心推進協会、関係機関、団体と連携を図りながら、防犯活動の一層の強化に努め、安全・安心なまちづくりを推進してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、保険、医療の関係でございますけれども、2月29日現在の国民健康保険の加入世帯数は1,133戸でございまして、被保険者数は2,144名で、前年同期と比べますと加入世帯数で35戸の減少、被保険者数で81人の減少となっております。また、後期高齢者医療制度の被保険者数は1,257人で、前年同期と比べまして22人増加してございます。福祉医療では、ひとり親家庭等医療受給者が206人、重度心身障害者医療受給者が218人となっております。また、昨年8月から中学生の入院外、歯科、調剤等医療費についても支給対象として、制度を拡充してまいりました乳幼児等医療を受給した者は760人で、内訳は未就学児が294名、小学生309名、中学生は157名ということになってございます。

次に、環境衛生の関係でございますけれども、新十津川町の環境基本計画に定めました実施計画の昨年4月からの実施状況についてですが、綿製品の回収事業では、役場窓口のほか、雪まつり会場でも回収を行った結果、178kgの綿製品が集まったところでございます。廃食用油の回収事業では役場、改善センターのほか、町内各郵便局並びに町内商店街のご協力を得まして回収ボックスを設置いたしまして、2380 が回収されました。回収した廃食用油については、社会福祉法人明和会に引き渡し、精製油を自動車燃料として再利用いたしてございます。また環境家計簿モニター事業では、2月末現在で14世帯の方に参加をいただいております。また平成23年8月1日からはじめました家庭用生ごみ処理機器購入費助成事業では、2月末現在でコンポスト購入助成件数は21件、電気式生ごみ処理機が8件で、助成額の総額については34万5,900円ということになってございます。

次に、町税関係について申し上げますと、町税の2月末現在の課税分の収納率については、個人町民税については91.20%、前年比0.09ポイント減ですが、未納者数は前年より14

名減少してございます。固定資産税については98.30%で前年比2.40ポイント増と、軽自動車税については99.78%で前年比0.18ポイント増ということになってございます。次に、国民健康保険税の現年度課税分収納率については、87.72%で前年比0.25ポイントの増、滞納繰越分の収納率については22.12%で前年比1.26ポイントの減と、合計で83.86%と前年比1.67ポイントの増ということになってございます。

次に、後期高齢者医療保険料の現年度分の収納率については、85.45%と前年比0.70ポイント増ということになってございます。全体的に厳しい経済状況の中ではございますけれども、収納率が前年より増となっている要因につきましては、隣戸訪問あるいは税務担当職員が各訪問させてもらって、納税意識の高揚に取り組んでいた成果ではないのかなというふうに実は思っている次第でございます。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

ふるさと学園大学でございますけれども、ふるさと学園大学についてですが、12月から2月まで2回開催されまして、延べ273名が受講されました。3月9日に修了式を行う予定ですが、130名の方が修了され、そのうち60名の方が全ての講座を受講されまして、皆勤修了者となることとなりました。

次に、福祉バスの無料運行でございますけれども、平成23年12月から平成24年2月までの利用状況につきましては、運行が33日で延べ153名の利用があり、昨年同期と比べますと55名の減となっております。なお、申し込みがなく運行しなかった日は、12月から2月までで22日間ございました。これは今年のご承知のとおり、利用者の減については非常に低温だということもありましたし、それと吹雪の関係もございまして、天候の不順により外出を控えたことが、こういったことになっているのかなというふうに実は思っております。

次に、保育園でございますけれども、保育園の運営状況についてですが、3月1日現在の新十津川保育園の入園児童数は、0歳児が5名、1歳児が8名、2歳児13名、3歳児13名、4歳児14名、5歳児13名の合計66名でございまして、前年同期と比べまして6名の増となっております。広域入所は、浦臼町から1名、滝川市から2名、計3名が新十津川保育園に入園してございまして、本町から他市町の保育園に入園している児童は、現在はおりません。なお、平成24年度の新十津川保育園への入園申し込み児童数は、3月1日現在で、47名となっております。昨年は53名ということですのでございまして、6名の減ということですのでございます。今後の保育園行事といたしましては、3月24日に卒園式、4月2日に入園式が行われる予定になってございます。

次に飛びまして、健康診断関係について申し上げます。10月から1月まで実施した人間ドックでは、特定健診158名、若年者健診5名、後期高齢者健診11名、胃がん検診191名、肺がん検診200名、大腸がん検診184名、前立腺がん検診14名、骨粗しょう症検診が5名、エキノコックス症検診が44名、乳がん検診が48名、子宮がん検診が61名の方が受診をされてございます。特定健診の受診者数は615名で、昨年より28名増加してございます。節目年齢を対象にしているがん検診推進事業では、乳がん検診108名、受診率43.5%、子宮がん検診69名で、受診率42.9%、大腸がん検診が159名、受診率31.8%というふうになってございます。これからも特定検診等々を含めまして、疾病予防の対策にさらにPRをしながら、多くの方が受診されるように努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、町民健康づくり対策事業について申し上げます。町民の健康づくりの推進を図り、日頃の運動習慣を身につけるために、ウォーキングの啓発事業を6月から10月まで実施してございます。各コースの目標に挑戦し、昨年より97名多い193名の方が登録をしていただきまして、113名の方が目標を達成いたしました。参加した町民からは、「自分の健康について考える良いきっかけづくりとなりました。」ということで、非常に好評でございましたので、今後も町民の健康づくり対策に一層取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、産業振興課の関係について申し上げます。

まず最初に農政関係でございますけれども、平成24年産米の生産数量目標ですが、昨年12月16日に空知管内米担当者会議が開催され、平成24年産米の市町村別の生産数量目標について説明があったところでございます。これを受けまして、2月27日に地域農業再生協議会、2月29日に平成24年産米の生産数量配分会議を開催し、各農業者へ通知を行ったところでございます。本町の生産量の配分につきましては、次のとおりとなっておりますので、どうかひとつお目通しを願いたいというふうに思っております。

次に、林業関係でございますけれども、林業振興事業の未来につなぐ森づくり推進事業では、これまで7名、16.96haの造林の実施に対し、362万1千円の町の補助を行ったということでございます。森林整備地域活動支援事業については、16団地602名と協定を締結いたしまして2,538.32haの地域活動に対しまして、1,260万2千円を交付したところでございます。

次に、商工業の振興でございますけれども、商工業振興委員会を2月13日に開催をいたしまして、優良特産品の認定審査を行いまして、1事業者1品目を推奨することといたしました。この結果、優良特産品については、6事業者、22品目となっております。また、このほか、町が今年度実施した各支援事業の状況について報告を行ったところでございます。

次に、中小企業事業資金保障融資の関係について報告を申し上げます。中小企業事業資金保障融資ですが、既融資あっせん分の償還に伴う利子補給補助として、運転資金利子補給補助が8社8件で24万9千円、設備資金利子補給補助が2社2件で9万5,600円ということに、今のところ予定をしているところでございます。

次に、観光振興の関係でございますけれども、ふるさとまつり実行委員会主催の第21回しんとつかわ雪まつりが、1月29日北中央公園を会場にして開催されました。各議員の皆さん方もご承知のとおり、非常に好天にも恵まれまして、町内外から約6,000人の来場者が訪れまして、新十津川の冬の1日を楽しまれました。会場内に設置されたジャンボすべり台は、陸上自衛隊滝川駐屯地第2中隊の隊員の皆さんが、昨年末から制作作業に当たっていただきまして、雪まつり当日は行列が出るほどの盛況ぶりで、終日子ども達の歓声で賑わっていたところでございます。

そういった中で、本年度の主な観光事業につきましては、雪まつりで終了したところでございますけれども、平成23年度の本町の5大観光イベントの入込実績は、合計で2万8,000人となりまして、前年度より8,000人増加という結果となっております。大きく入込実績が伸びた要因につきましては、昨年度のふるさとまつりが悪天候のために、入込客が減少していたものではなかろうかというふうに思われます。

次に、建設課の関係について申し上げます。

冬期除排雪の関係でございます。3月1日現在の本町での降雪量は、764cmで、昨年同日は452cmで、一番直近の今日現在、3月6日では772cmでございます。積雪深では133cmが計測されておりまして、昨年同日より69cm多くなっております。ちなみに今日現在の積雪深は128cmでございます。初雪は10月3日と例年より早く、除雪車両の出動は、11月21日の初出動以降41回となっております。ちなみに昨年の同日では23回ですから、ほぼ倍近く出動していることとなります。今年度は、短期的に多量の降雪となる傾向が多く、特に12月中の降雪量は、285cmを記録し、大雪であった平成21年度の261cmを上回っております。また、通常除雪での出動のほかに、特に12月24日から25日の暴風雪では、町道が全町的に閉塞状態となり、防災無線を通じ、町民の皆さん方に外出を控えるよう呼び掛けをする一方、早期の通行確保に向けて全力を尽くしたところでもございます。排雪作業につきましては全体の排雪をこれまで2回実施してございまして、そのほかにもバス路線や通学路等の部分的な排雪を行って、通行の安全確保に努めているところでございます。本町もこういったような状況でございますけれども、岩見沢市周辺においても雪による被害がかなりでているようでございまして、家屋の倒壊、昨日もあったようでございますけれども、家屋の倒壊、農業用施設の被害状況が報道されてございます。本町においても育苗用のハウスの被害が実は発生をしております、現段階では農家数で20戸程度、ハウスについては1,570m程度被害を受けているという状況下にあるようでございます。なお空知管内、空知総合開発期成会ではこういった実態を重く受け止めまして、3月21日にこういった雪害に対する支援について、中央要望を行うこととなっております。なお先ほど申し上げましたように、本町の現段階での被害でございますけれども、最終的には営農振興対策協議会において昨日から9日までの5日間にわたって、全町の調査を行うこととしてございますので、そういった被害の状況がはっきりしたならば、また何らかの機会にご報告をさせていただければというふうに思っているところでございます。

次に、住宅の確保対策でございますけれども、公営住宅の建設では、平成20年度から4カ年で建設を進めてまいりました青葉団地が、今年度で予定の36戸が完成いたしまして、全戸入居済みとなっております。これまでの住宅建設及び既存住宅の改修等につきましては、平成17年度に策定した公営住宅ストック総合活用計画に基づいて実施してまいりましたが、平成24年度に予定しております公営住宅等長寿命化計画の策定に伴い、現在の活用計画についても現状を踏まえた内容の見直しを行い、今後とも既存住宅の有効活用を図りつつ、民間活力とともに良質な居住環境の供給に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、防災対策、田んぼダムの関係でございまして、昨年、7月、8月、9月と大雨による自然災害が多く発生したところでもございます。小河川や排水路からの溢水に伴って宅地や農地への冠水被害が本町でも多発したところでもございます。これらの状況改善のために、部分的な流域での対策では効果が期待できず、また、流末の大河川を含めた既存小河川や排水路を抜本的に改修することは、現時点では実現が困難な状況であることから、地域での取り組みとしまして、水田に雨水を貯留し、出水を一時的に抑制する田んぼダムについて、新十津川土地改良区並びにピンネ農業協同組合に対しまして、協力の要請を行ったところでもございます。この取り組みについては、数年前から注目されておりまして、

今後、本町においても住民の意識が高まり、田んぼダムが広く町内全域で実践され、冠水被害の軽減に繋がることを期待をしているところでもございます。

次に、都市計画道路の見直しについてでございますけれども、滝川市と共同で都市計画道路の見直しを検討してまいりましたが、その結果、本町の南4号通、菊水大通、北2線通及び菊水通の4路線の未着手部分について、整備の廃止という方向性が示されておりました。この見直し案に基づきまして、昨年12月に4路線ごとに関係する地権者に参集をいただきまして、見直しの内容について説明をさせていただいたところでございます。説明会に出席いただいた地権者には、ご理解をいただいたというふうに判断しておりまして、今後は都市計画道路に係る決定変更の法手続き等を進めてまいります。私権の制限や道路整備に関する整備基準の制約が撤廃されることによりまして土地の有効活用、道路整備方法の多角化が図られるということが考えられるということになるわけでございます。

次に工事発注状況でございますけれども、今年度の工事の発注状況については、平成24年度への繰越事業で年度末で発注を予定しております1本の工事を除きまして、予定した63本の工事は全て発注済みとなっております。発注済み請負金額の総額は、9億378万150円となっております。なお、発注した工事の殆どは完了しているところでございますけれども、工期が今年度末になっている道路維持工事1本と、昨年の8月と9月の豪雨によりまして被災した河川の公共土木施設現年度災害復旧事業で12月に発注した5本の工事のうち、4本が未完了となっております。これらの工事は、いずれも3月の下旬までに完了する予定となっております。以下、その表につきましては、説明を省略させていただきますので、お目通しを願いたいと思います。

次に、国営開発事業の関係でございますけれども、樺戸地区及び樺戸二期地区の進捗状況についてご報告を申し上げます。樺戸地区につきましては、一部の支線用水路、頭首工の施工を引き続き予定してございまして、平成25年度の地区完了を目指してございます。また、樺戸二期地区のうち徳富ダムについては、基礎処理工及び観測設備の設置を順次進めており、平成25年2月から、来年の2月から試験湛水を開始し、平成25年度中に完成する予定となっております。また、注水工事につきましても今後、総富地頭首工の附帯施設、河川横断部分等の一部未接続区間を施工しまして、平成26年度の地区事業完了、平成27年4月から供用開始に向けて工事が進められてございます。なお、本町及び関係自治体及び関係団体では、両事業地区の計画的な推進を図るために、関係省庁並びに道内選出の国会議員に対して、予算の確保について要請活動を行ってまいりましたし、これからも行う予定をしております。

最後でございます。事業要望でございますけれども、実は総進区の方から緊急的に要望がございまして、2月24日に徳富川右岸横井樋門の改善について、札幌建設管理部滝川出張所へ緊急要望を行ってまいったところでございます。これにつきましては、大雨のごとに内水の排除がうまくいかない、樋門を閉じることによって内水排除がうまくいかないというふうなこともあるものですから、樋門の改修をしていただくということで、滝川出張所の方に要請をしてまいったところでございます。早期にこういったひとつ改修がなされるように、これからも一層努力してまいりたいというふうに思っております。

以上をもちまして、平成23年第4回定例会以降における行政報告とさせていただきます。
○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。
教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） 皆さんこんにちは。それでは議長のご指示をいただきましたので、第4回町議会定例会以降の教育行政報告を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元に教育行政報告書を配付させていただいておりますので、主なものを申し上げます。

最初に教育委員会でございますけれども、12月定例会以降3回の定例教育委員会と臨時会1回を開いております。一部内容について申し上げます。2月20日に行われました定例会においては、議案4件とありますが、本定例会に提出をしております英語指導助手の設置に関する条例の一部改正についての同意と、青年会館及び尚武館の指定管理者の選定をしております。もう一点は平成24年度設置特別支援学級としての新十津川小学校に肢体不自由学級を設置する旨決定をしております。

続きまして、小中学校関係の平成24年度の学級編成見込でありますけれども、普通学級は小中ともに本年度と同様であります。特別支援学級については、小学校の肢体不自由学級が前段説明申し上げましたとおり増えることとなります。したがってまして新年度からの特別支援学級については、小学校については5学級13人を予定しており、中学校については知的と情緒の2学級については変更ありませんが、生徒数が3人から2人と1人減となります。ここには記載してございませんけれども、平成24年度当初の児童生徒数につきましては、これから若干の転入転出による移動がありますけれども、現在のところ新1年生は52人です。小学校全体では362名で、中学校全体で194名を見込んでおり、合計で556人ということで、現在より7名減の児童生徒数になる予定であります。

次に、本年度の異常豪雪や急激な吹雪などによる天候の変化から、冬休み前の最後の登校日であります12月26日には1時間の繰り下げ登校をし、また2月8日には登校間際になってから吹雪による、猛吹雪になりましたの臨時休校措置をとりました。そして同月15日も昼ころから天候悪化のため、小学校で集団下校、中学校でも部活を中止し一斉下校措置をとるなど、児童生徒の安全を第一に考えた対応をとったところでございます。このようにひとシーズン3回もの休校や集団下校の対応をしたことは、近年ほとんどなく、まさに異常気象だったことがその回数でも物語っているものと思います。

またインフルエンザにつきましては、滝川保健所管内警報レベルということから、学校には外出等の手洗いやうがいの励行、マスクを着用する、栄養や休養を十分とる、人混みを避ける、適切な温湿度を保つなどの予防対策を適切に行うよう通知をするとともに、子どもたちの体調管理の万全を図るように通知をしてまいりました。現実には2月17日に小学校5年生で1日間学年閉鎖、中学校では2年B組が2月7日から10日までの4日間、1年A組が2月29日から3月2日までの3日間の学級閉鎖がありました。このことは近隣市町村の状況などと比較すると、本町は罹患率の割合が特に少なく、その中でもA型が少ない状況にありました。細かく分析することは困難でありますけれども、町の単独助成措置でありますインフルエンザの予防接種を受けた児童生徒が3人に1人の割合と高いことや、

家庭や学校における予防対策が項を生じ、罹患率の減少につながっているものと思われます。

次に、2ページをお開き願いたいと思います。中学生の高校入試の状況でありますけれども、3年生59名全員が進学を希望しております。その主な内訳でありますけれども、滝川高校10名、滝川西高校29名、滝川工業高校7名となっております。新十津川農業高校には5名の希望者ということで、昨年より2名増えております。それぞれ生徒の将来の目標に向けた進路希望校となっております。公立高校の入学選抜の一般入試が本日から行われており、今まさに生徒達は学力検査のテストのまっただ中で、今まで一生懸命勉強を重ねた成果を出し切ろうと頑張っているところでもあります。すでに推薦入試などによる生徒については合格通知が届いているところでもありますけれども、生徒全員が合格をし、希望に満ちあふれた春を迎えてもらいたい気持ちでいっぱいです。

次に、確かな学び推進会議における学力向上の実践策として、夏休みに引き続き、冬休みにおける長期休業中の補習サポートとしてのやまびこを4回実施いたしました。参加者数は小学生141名、中学生39名で合計180名となったところでございます。夏休み時の参加者数と比較をして、51名の増加で、率にいたしまして40%アップの状況となり、特に小学生の参加者数の伸びが多くございました。指導者には教職員以外にも、教育大の現役大学生やとっぷ子どもゆめクラブの元教職員、さらにはPTAなど大勢のボランティアの方々の協力により、個々のつまずきを解消したり、学ぶ喜びを感じてもらうように工夫をして、対処してもらったところでございます。これらのことが確かな学力を向上させるための学び直しの機会や、授業以外の学習機会として着実に浸透しているものと思います。

続きまして、新十津川農業高校関係について、1月19日と20日の両日、農業高校が当番校として、ゆめりあを会場に、北北海道農業クラブ連盟実績発表大会が開催されました。新十津川農業高校は、文化生活、食料生産、クラブ活動の3部門に参加し、練習の成果を立派に発表いたしました。惜しくも入選は果たせませんでした。北北海道の農業高校のそれぞれの持ち味を発揮し、生徒諸君の柔軟な発想から見いだされる先進的な取り組みや、発表のアイデアや工夫などがあり、素晴らしい発表大会でありました。農高生徒においても来年以降の実績発表につながる良い経験になったと思います。次に、去る3月1日に卒業授与式が厳粛の中に執行され、23名が卒業いたしました。その卒業生の進学進路の状況についてでありますけれども、23名中17名がそれぞれ進学もしくは就職が決定されております。未定の6名も早く就職先が決定することを念願しているところでございます。次に、平成24年度の入学選抜出願状況についてでございますけれども、北学区内において卒業生が前年から72人減っている厳しい状況の中、37名の出願希望という、ほぼ定員に近い状況にあることは、農業高校の今までの活動実績などが認識評価されてきているものと考えております。しかしこのことは油断することなく、北海道の基幹産業である農業を支える人材を幅広く育成する農業高校の役割として、しっかりと定員を確保継続していけるように、町としてもさらに特色ある学校づくりの評価を得るように、物心両面で必要な支援をしていきたいと考えているところでもございます。

次に、3ページの給食センター関係でございますが、子どもたちが楽しみにしておりますバイキング給食につきましては、2月23日中学3年生を対象に実施し、3月5日、昨日でございますけれども小学6年生を対象に行いました。中学生の給食の状況については、

新聞の記事にも掲載されたところで、子どもたちの明るく楽しくバイキング給食している状況などが感じ取られたのではないかと思います。当日、用意をした19種類に及ぶ献立メニューやデザートのカッキーなどすべて完食をし、卒業前の思い出に残る給食になったと聞いております。

続きまして、社会教育関係では、2月29日に第3回の社会教育委員の会を開催し、23年度の社会教育施設利用状況や24年度の予定、事業計画などについて協議をしたところでございます。

続きまして、とっぴ子どもゆめクラブでございますけれども、毎月1回、教員OBの方々の指導によりまして、趣向を凝らした内容で経験をさせてもらっていただいております。

次に、12月17日と18日の2日間の日程で、小学校1年生を対象に行ったスキー教室であります。29名の参加をいただきました。指導者にはスキー連盟の指導員の協力をいただき、スキーの楽しさや滑る技術を学び、終了時にはリフトを使い滑られる状況になるなど、それぞれ子どもたちの上達をみたところでございます。

次に、子ども会育成者連絡協議会主催によります第34回全町子ども会かるた大会が1月9日、町内の子ども会会員57チーム、194名が参加し、大勢の家族や関係者の応援のもとに本町の冬休み中の一大イベントとして盛大に開催されました。

続きまして、4ページになります。平成24年成人式典につきましては、1月8日、該当者62名のうち54名、率にして87%と高い出席率をたまり、厳かな中で執り行うことができ、その後新青協主催によります交流会も和やかな中で開催されたというふうにかがっております。

次に、新十津川スキー連盟主催によります第5回そっち岳スキー大会が2月20日、素晴らしいスキー日和の中で72名の参加のもと盛大に開催されました。その日は5年生でインフルエンザによる学年閉鎖ということから、参加できない児童もありましたけれども、日頃滑り慣れたコースを1年間の集大成をする気持ちで、自己ベストをとる勢いで思う存分に競技を行う有意義な大会でございました。

続きまして、そっち岳スキー場の利用状況についてでございますけれども、2月末現在のリフト乗車数は延べ人数21万4,400人、リフト料金につきましては847万3,540円と、昨年とほぼ同じ状況となっております。今シーズンは久しぶりに当初予定の12月10日からのオープンができたのでありますけれども、近隣市町におけるインフルエンザの流行から安全を見て外出を控えられたことや、一部、学校のスキー授業の中止などから昨年とほぼ同じ状況になったものと思われまます。また異常な豪雪のためゲレンデの維持管理を行うのは大変な状況が続きましたけれども、索道業務にあたられている方々の適切な対応により、いつも快適な滑りができる状態を確保しております。なお、スキー場の営業につきましては、3月20日までの利用と考えてございます。

次に、ここに掲載されておられませんけれども、2点お知らせをさせていただきたいと思っております。1点目は、議員各位もご承知のとおり、3月2日から3泊4日の日程で母村十津川村の青年団一行が5名、親睦交流ということで訪問をいただきました。昨年の台風12号による被災後半年しか経過していないということもあり、訪問をしていただけるかどうか心配をしておりましたけれども、青年団から、苦難を乗り越え元気な姿であるということ、さらには災害に対するお礼の気持ちも含め、本町への来町がかなったところでございます。

短い滞在期間の中で青年団から何か感謝の気持ちを表したいということで、今日の新聞にも掲載されていたとおり、物産館前の公衆トイレの雪下ろし作業をしていただきました。母村との絆の深まりと、青年団相互の交流が一層結びついたことは言うまでもなく、心温まる行動に感謝の気持ちでいっぱいでございます。

2点目は、もうひとつうれしいニュースでございますけれども、30年以上の長きにわたり現在も野球少年団の技術指導に当たっていただいております中垣孝様が平成23年度空知管内教育実践表彰に決定をいたしました。中垣さんは子どもたちにあいさつなどの礼儀や感謝の気持ちを持つ大切さなど、スポーツを通じ子どもたちの心身共の成長に献身的な指導に当たっていただいております。このたびスポーツの振興と青少年健全育成に対するご功績がたたえられたものでございます。あらためて祝意を申し上げるところでございます。今月下旬、空知教育局長から表彰が交付されることになっておりますことをお知らせ申し上げます。

続きまして、5ページの図書館関係では、貸出冊数、貸出人数とも昨年と比べ減少傾向となっております。このことは滝川市の図書館が整備されたことによる、滝川市民の利用変動によるものが大きいと考えております。また今年は好評の絵本ふれあい事業に加え、出産前の段階から幼児の読書に関する関心を持っていただけるよう、マタニティスクールにおいて保護者への絵本から始まる読書啓発活動を行ったところでございます。

以上を申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育長教育行政報告を終わります。

13時まで休憩といたします。

(午前11時57分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

◎議案第3号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第3号、新十津川町農業集落排水事業償還基金条例の廃止についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第3号、新十津川町農業集落排水事業償還基金条例の廃止について。

新十津川町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例を次のように定める。

新十津川町農業集落排水事業償還基金条例を廃止する条例。

新十津川町農業集落排水事業償還基金条例は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は平成24年3月30日から施行する。

提案理由でございます。農業集落排水施設にかかる整備事業を円滑に実施するため設置した農業集落排水事業償還基金は、その目的を達成したため、この条例の廃止について議決を求めるものでございます。

特に説明を申し上げることはございませんですけれども、ここに提案理由で申し上げておりますように、目的を達成したのでこの条例を廃止しようとするものでございます。

どうかよろしくご審議の上、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第3号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第4号、新十津川町道路線の変更についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第4号、新十津川町道路線の変更について。

町道の適正な維持管理を図るため、次のとおり町道の路線を変更する。

町道変更路線。整理番号、249番。路線名、吉野中央線。新区間については、国道451号から、終点については字吉野276番地2の地先。延長は5,605.1mでございまして、旧区間は、国道451号から、終点については字吉野253番地の2地先で、4,987mを変更しようとするものでございます。

次に、路線番号283。幌加南3線でございます。新区間として、起点、幌加南2号線、終点、幌加南3号西線でございます。延長550.1mを、旧区間は、幌加南1号線、終点が国道451号でございまして、延長が1,069.5mでございます。

提案理由といたしましては、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容のご説明を申し上げます。吉野中央線、路線番号249番でございますけれども、当該路線と北海道が所管する内浦の沢林道との間に存在する未認定区間を町道として管理するものでございます。

次に、幌加南3号線につきましては、新西部地区経営体育成基盤整備事業の実施に伴いまして、土地改良事業の要旨に供するために延長が減ということになるわけでございます。

以上、提案理由並びに内容の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第4号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第5号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第5号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）でございます。

平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,995万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,961万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、第4表、地方債補正による。

なお内容の説明につきましては、副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それではただいま上程いただきました議案第5号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）となります。内容の説明をいたします。

13、14ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

10款、地方特例交付金。補正額265万1千円、計1,585万1千円。

11款、地方交付税。補正額1億6,812万5千円、計31億312万5千円。

13款、分担金及び負担金。補正額、減額の480万5千円、計5,873万8千円。

14款、使用料及び手数料。補正額、減額の71万円、計1億2,665万1千円。

15款、国庫支出金。補正額、減額の3,370万8千円、計4億527万3千円。

16款、道支出金。補正額2,429万7千円、計3億2,748万3千円。

17款、財産収入。補正額40万5千円、計2,099万4千円。

18款、寄附金。補正額22万2千円、計22万4千円。

19款、繰入金。補正額、減額の2億7,638万1千円、計7,449万7千円。

21款、諸収入。補正額、減額の1,205万円、計1億6,973万2千円。

22款、町債。補正額1億6,191万3千円、計4億4,781万3千円。

歳入合計。補正額2,995万9千円、計55億6,961万8千円。

次に、歳出であります。

1款、議会費。補正額、減額の331万9千円、計6,255万9千円。財源内訳は、一般財源、減額の331万9千円であります。

2 款、総務費。補正額7,471万8千円、計6億8,223万9千円。財源内訳、国道支出金、減額の93万7千円、地方債3,320万円、その他財源、減額の436万5千円、一般財源は4,682万円。

3 款、民生費。補正額、減額の2,834万円、計6億5,100万6千円。財源内訳は、国道支出金、減額の1,507万9千円、地方債300万円、その他財源、減額の4,486万円、一般財源2,859万9千円。

4 款、衛生費。補正額、減額の2,905万5千円、計4億5,603万8千円。財源内訳、国道支出金181万1千円、地方債3,160万円、その他財源、減額の1,408万円、一般財源、減額の4,838万6千円。

6 款、農林水産業費。補正額2,823万1千円、計3億197万5千円。財源内訳、国道支出金2,554万1千円、地方債1,820万円、その他財源減額の1,138万3千円、一般財源、減額の412万7千円。

7 款、商工費。補正額、減額462万1千円、計1億6,808万2千円。財源内訳、国道支出金、減額97万2千円、地方債1,090万円、その他財源100万円、一般財源、減額1,554万9千円。

8 款、土木費。補正額、減額3,552万円、計6億7,982万3千円。財源内訳、国道支出金、減額2,265万4千円、地方債、減額900万円、その他財源、減額5万7千円、一般財源、減額380万9千円。

9 款、消防費。補正額141万9千円、計1億8,839万5千円。財源内訳、その他財源176万円、一般財源、減額317万9千円。

10 款、教育費。補正額、減額1,284万2千円、計2億9,820万8千円。財源内訳、国道支出金88万9千円、地方債480万円、その他財源、減額445万1千円、一般財源、減額1,408万円。

11 款、災害復旧費。補正額209万5千円、計7,617万5千円。財源内訳、国道支出金159万5千円、地方債1,180万円、一般財源、減額1,130万円。

12 款、公債費。補正額5,511万円、計10億9,478万2千円。財源内訳、一般財源5,511万円。

13 款、職員費。補正額、減額1,507万9千円、計8億7,976万1千円。財源内訳、一般財源、減額1,507万9千円。

歳出合計。補正額2,995万9千円、計55億6,961万8千円。財源内訳は、国道支出金、減額980万6千円、地方債1億450万円、その他財源、減額7,643万6千円、一般財源1,170万1千円。

次に、8ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正の説明を申し上げます。追加であります。事項、新北部地区経営体育成基盤整備事業。期間、平成23年度から平成24年度まで。限度額300万円。続きまして、新南部地区経営体育成基盤整備事業、平成23年度から平成24年度まで、限度額750万円。新西部地区経営体育成基盤整備事業、平成23年度から平成24年度まで、限度額1,000万円。この3事業は、国庫債務負担行為事業、一般的にゼロ国とっておりますゼロ国債事業によるものであります。これによるもので、事業費総額は3事業で総額で4億1,000万円となっております。平成23年度中に発注等の手続きを行い、平成24年度初めから事業を行うものでございます。

次に、9、10ページをお開きください。地方債の補正について申し上げます。第4表、

地方債補正。まず追加であります。起債の目的、道路側溝整備事業債。限度額1,480万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5%以内。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。これは農業体質強化基盤整備促進事業実施に伴うものでございます。事業内容については、歳出の中で申し上げます。続きまして、過疎地域自立促進特別事業債、限度額9,140万円、起債の方法、利率、償還の方法については道路側溝整備事業債と同じでございます。これについては、昨年度からの認められた起債でありますけれども、過疎法のソフト対策事業でありまして、具体的な対象内容については歳出の中で、財源内訳に記載をいたしてございます。全部で26事業に充当をいたしております。

次に、変更であります。これは事業費確定による限度額の変更でありますので、限度額について申し上げます。花月第2地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額180万円、補正後限度額160万円。新北部地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額260万円、補正後限度額930万円。新南部地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額150万円、補正後限度額410万円。新西部地区経営体育成基盤整備事業債、補正前限度額90万円、補正後限度額420万円。次の10ページにまいります。日進地区ため池等整備事業債、補正前限度額320万円、補正後限度額210万円。新十津川地区水利施設整備事業債、補正前限度額70万円、補正後限度額430万円。除雪機械整備事業債、補正前限度額1,100万円、補正後限度額920万円。西2線道路改良事業債、補正前限度額5,600万円、補正後限度額3,560万円。学総線舗装改修事業債、補正前限度額1,000万円、補正後限度額840万円。現年度発生単独災害復旧事業債、補正前限度額200万円、補正後限度額340万円。現年度発生公共土木施設災害復旧事業債、補正前限度額1,240万円、補正後限度額2,280万円であります。次のページにまいります。11ページ。臨時財政対策債、補正前限度額1億7,000万円、補正後限度額2億2,741万3千円。中学校武道場建設事業債、補正前限度額930万円、補正後限度額490万円。

次に、廃止分であります。吉野地区中山間地域総合農地防災事業債、これは事業費の負担割合に変更があり、町の負担がなくなったために廃止するものでございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。45ページからとってございます。

それでは1款1項1目議会費。補正額、減額331万9千円、計6,255万9千円。財源内訳、すべて一般財源の減額であります。内容を申し上げます。1番、議会議員人件費、減額331万9千円。これは当初予算では議員12名の予算計上をしておりましたので、減額するものでございます。

続きまして、47ページ、2款1項1目一般管理費。補正額、減額179万円、計2,759万1千円。財源内訳、一般財源、減額179万円であります。内容を申し上げます。1番、総務事務、減額15万円。これは来客用お茶等の食糧費の実績見込によるものでございます。2番、通信事務、減額10万円、実績見込によるものでございます。7番、職員健康診断事業、減額40万6千円。これは実績精査によるものでございます。10番、職員研修事業、減額99万2千円。自治大等の研修実績精査によるものでございます。11番、功労者等表彰事業、減額14万2千円、これは事業費確定によるものでございます。

続きまして、3目財産管理費。補正額、減額615万8千円、計2億3,492万7千円。財源内訳、地方債1,770万円、この地方債は過疎地域自立促進特別事業債でありまして、先ほど

申しあげました過疎ソフト事業でありまして、これは旧教員住宅等の普通財産の解体撤去工事に充当したものでございます。その他財源15万1千円。公共施設整備基金預金利子15万1千円であります。一般財源、減額の2,400万9千円であります。内容を申し上げます。1番、庁舎管理事務、減額の149万8千円。これは実績見込及び4階の窓改修費の執行残でございます。2番、普通財産管理事務、減額の60万5千円。これは草刈り委託料等の執行残でございます。3番、各施設共通管理事務、減額41万円。消防用設備点検委託料等の執行残でございます。5番、自動車管理事務、減額51万7千円。これは公用車の購入見積合わせの執行残でございます。6番、電子機器管理事務、減額70万9千円。備品購入見積合わせ執行残であります。7番、町用管理事務、減額257万円。事務経費の実績見込によるものでございます。次のページになります。8番、公共施設整備基金積立金15万1千円。これは基金の預金利率の確定によります利息の積立でございます。

5目企画費。補正額、減額273万6千円、計2,769万4千円。財源内訳、一般財源、減額273万6千円。内容を申し上げます。5番、総合行政審議会運営事業、減額138万6千円。これは審議会の開催回数の確定によるものでございます。7番、新十津川町第5次総合計画策定事業、減額36万8千円。これは印刷製本費の見積合わせによるものでございます。8番、地域公共交通活性化事業、減額98万2千円。これは協議会による委託業務の実績に伴いましての負担金の減額でございます。

7目町有林造成管理費。補正額、減額552万7千円、計2,771万5千円。財源内訳、その他財源、減額483万8千円。これは森林総合研究所分収造林事業負担金でございます。一般財源、減額68万9千円。内容を申し上げます。1番、町有林保育管理事業、減額14万2千円。工事入札の執行残であります。2番、森林総合研究所分収造林事業、減額538万5千円。これは事業内容の変更に伴うものでございます。

9目行政区費。補正額、減額120万8千円、計2,309万2千円。財源内訳、地方債1,550万円。これは過疎地域自立促進特別事業債で、これは中央地区市街街路灯維持管理と行政区活動支援交付事業に対して充当したものでございます。一般財源、減額1,670万8千円。内容を申し上げます。5番、行政区活動支援交付事業、減額120万8千円。これは実績精査によるものでございます。

10目諸費。補正額1億32万2千円、計2億5,653万3千円。財源内訳、その他財源32万2千円。これは減債基金の預金利子とふるさと応援基金預金利子。それからその次のページになります、51ページに載っております住民生活に光をそそぐ交付金活用基金預金利子とふるさと応援寄附金22万2千円であります。49ページに戻っていただきまして、財源内訳、一般財源は1億円でございます。内容を申し上げます。50ページ、7番、北海道市町村備荒資金組合納付金1億円。これはこれまでも災害に対する備えとして毎年度積んでいくこととしておりますけれど、今年度財政状況を見込んだ結果増額納付できることから積み増しするものでございます。なお、平成24年度当初予算では計上をいたしておりません。9番、減債基金積立金9万6千円。これは基金の預金利率の確定による利息分でございます。11番、ふるさと応援基金積立金22万5千円。これはふるさと応援基金からの寄附によるものでございます。それと利息分でございます。次のページ、52ページになります。12番、住民生活に光をそそぐ交付金活用基金積立金1千円。これも利率確定による利息の増分でございます。

2項1目賦課徴収費。補正額、減額35万9千円、計914万3千円。財源内訳、一般財源、減額35万9千円であります。内容を申し上げます。1番、町税賦課事務、減額15万9千円。これは臨時職員の雇用期間短縮によるものでございます。3番、町税徴収事務、減額の20万円。これは郵券料の実績見込によるものでございます。

4項3目知事・道議会議員選挙費。補正額、減額93万7千円、計418万2千円。財源内訳、国道支出金、減額の93万7千円。道支出金の知事・道議会議員選挙費委託金でございます。内容を申し上げます。1番、知事・道議会議員選挙事務、減額93万7千円。事業費確定によるものでございます。

次のページ、53、54ページとなります。4目町長・町議会議員選挙費。補正額、減額437万9千円、計319万3千円。財源内訳、一般財源、減額の437万9千円です。内容を申し上げます。1番、町長・町議会議員選挙事務、減額437万9千円。これは事務費確定によるものでございます。

次のページ、55、56ページとなります。5目農業委員選挙費。補正額、減額251万円、計14万8千円。財源内訳、一般財源、減額251万円。内容を申し上げます。1番、農業委員選挙事務、減額251万円。これも事業費確定によるものでございます。

続きまして、57、58ページとなります。3款1項1目社会福祉総務費。補正額、減額198万2千円、計8,469万1千円。財源内訳、その他財源7万3千円。これは地域福祉基金の預金利子であります。一般財源、減額205万5千円。内容を申し上げます。1番、総合健康福祉センター管理運営事務、減額205万5千円。これは電気料等の実績見込によるものでございます。14番、地域福祉基金積立金7万3千円。基金の利率確定による利息増分でございます。

2目高齢者福祉費。補正額、減額308万5千円、計1億6,314万3千円。財源内訳、その他財源、減額3,922万8千円。これは地域福祉基金繰入金の減額でございますけれど、旧吉野園解体財源を基金を繰り入れなくても対応できるということから減額するものでございます。一般財源3,614万3千円。内容を申し上げます。4番、介護保険事業、減額270万円。広域連合負担金の確定によるものでございます。10番、福祉バス運営事業、減額20万円。これは燃料の実績見込によるものでございます。13番、長寿を祝う会開催事業、減額18万5千円。これは事業確定によるものでございます。

3目障害者福祉費。補正額293万4千円、計1億9,960万1千円。財源内訳、国道支出金4万4千円。国の補助金として、地域生活支援事業費等補助金2万9千円。道の補助金、地域生活支援事業費道補助金1万5千円。そのほか一般財源289万円であります。内容を申し上げます。1番、障害者自立支援事業262万7千円。これは障害者福祉サービスの新体系移行の対象者が増えたことによるものでございます。2番、地域生活支援事業30万7千円。これは利用者増に伴うものでございます。

3款2項1目児童福祉費。補正額、減額2,620万7千円、計2億271万円。財源内訳、国道支出金、減額1,512万3千円、地方債300万円、その他、減額570万5千円、一般財源、減額837万9千円であります。この財源内訳は、次の59ページに載っております。国道支出金からは子ども手当交付金、減額1,350万円。子ども手当事務取扱交付金は増額の80万8千円。次世代育成支援対策交付金、減額の245万3千円。子育て支援交付金、増額の252万2千円。道の支出金で子ども手当負担金、減額の250万円であります。地方債といたしまして、

過疎地域自立促進特別事業債300万円であります。これは過疎ソフト分でありますけれども、子ども生活応援事業に充当いたしてございます。その他財源は、新十津川保育園児童保護者負担金、減額94万1千円。保育園送迎費用保護者負担金、増額の3万6千円。中空知広域入所児童受入負担金、増額の24万8千円。子ども夢基金預金利子6万円。子ども夢基金繰入金、減額の510万8千円でございます。これは過疎ソフト分に財源充当したことから、夢基金を減額するものでございます。内容を申し上げますので、58ページに戻っていただきます。1番、子ども手当支給事業、減額1,660万円。実績見込によるものでございます。次の60ページになります。5番、子ども生活応援事業、減額180万円。これも実績見込によるものでございます。6番、新十津川保育園管理運営事業、減額750万円。これは当初見込みより入園児童が少なかったことからの減額でございます。8番、子ども夢基金積立金6万円。これは基金の利率の確定による利息の増分でございます。9番、新十津川保育園周辺整備事業、減額36万7千円。工事入札執行残でございます。

次のページ61、62ページ。4款1項1目保健衛生総務費。補正額、減額584万7千円、計1億7,500万円。財源内訳、国道支出金517万8千円。これは国の負担金で国民健康保険基盤安定事業負担金、減額の7万円。道の負担金、国民健康保険基盤安定事業負担金510万1千円。道負担金、後期高齢者医療基盤安定事業負担金14万7千円。一般財源は、減額の1,102万5千円であります。内容を申し上げます。3番、後期高齢者医療療養給付費負担金、減額760万6千円。これは負担金の確定によるものでございます。6番、国民健康保険特別会計繰出金197万4千円。これは保険基盤安定等法定繰入額の確定によるものでございます。7番、後期高齢者医療特別会計繰出金、減額21万5千円。これは確定によるものでございます。

2目環境衛生費。補正額、減額46万4千円、計701万3千円。財源内訳、国道支出金、減額37万7千円。これは浄化槽設置整備事業補助金であります。その他財源、減額21万1千円。これは共同墓地使用料は8万6千円と弥生霊園使用料、これは減額29万7千円でございます。一般財源12万4千円。内容を申し上げます。5番、墓地管理事業、減額24万1千円。これは修繕料の見積り合わせ執行残でございます。7番、浄化槽設置整備事業、減額22万3千円。事業費の確定によるものでございます。

3目福祉医療費。補正額208万3千円、計4,477万4千円。財源内訳、国道支出金119万6千円。これは道の補助金で重度心身障害者医療費助成補助金でございます。地方債1,950万円。これは過疎ソフト分で、過疎地域自立促進特別事業債で、これは重度、乳幼児、ひとり親医療費の助成事業に充当したものでございます。その他財源、減額1,259万2千円。これはひとり親家庭等医療高額療養費保険者負担金69万円。それから子ども夢基金繰入金、減額の1,328万2千円。これは過疎ソフト財源充当したことによります減額でございます。内容を申し上げます。2番、重度心身障害者医療費助成事業173万7千円。これは実績見込でありますけれども、入院者が増えたことによるものでございます。3番、ひとり親家庭等医療費助成事業34万6千円。これも実績見込でありますけれども、高額入院者が増えたということでございます。

続きまして、63、64ページ、4目予防費。補正額、減額762万3千円、計1,232万3千円。財源内訳、国道支出金、減額357万4千円。これは道の補助金で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金でございます。地方債610万円。これも過疎地域自立促進特別債でござ

ざいます。610万円。これは乳幼児学童法定予防、それからヒブ、小児用肺炎球菌、それから子宮頸がんもそうでありますけれど、これらの予防接種にこのソフト事業を、過疎ソフト事業債を充当したものでございます。一般財源、減額の1,014万9千円。内容を申し上げます。3番、インフルエンザ予防接種事業、減額の62万3千円。これは事業確定見込によるものでございます。4番、ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン予防接種事業、減額の400万円。これは事業確定でございます。6番、子宮頸がんワクチン予防接種事業、減額の300万円。これも事業確定によるものでございます。

5目健康づくり推進費。補正額、減額496万9千円、計2,311万8千円。財源内訳、国道支出金、減額61万2千円。道の補助金でありまして、妊婦健康診査支援事業費補助金の減額61万2千円であります。地方債600万円。これは過疎ソフト債であります過疎地域自立促進特別事業債600万円であります。これも各種検診事業を当てております。基本検診など6つの検診を当ててございます。その他財源、減額103万7千円。成人病検診負担金、減額23万9千円。各種がん検診負担金、減額57万6千円。後期高齢者医療広域連合受託金、減額20万2千円。後期高齢者健診負担金、減額2万円。一般財源、減額の932万円であります。内容を申し上げます。2番、基本健康診査事業、減額43万2千円。事業確定によるものでございます。3番、基本健康診査2次検診事業、減額43万8千円。4番、がん検診事業、減額234万1千円。5番、肝炎検診事業、減額20万8千円。7番、エキノコックス症検診事業、減額10万8千円。11番、町民健康づくり対策事業、減額20万4千円。15番、妊婦健康診査・相談事業、減額100万円。16番、後期高齢者健康診査事業、減額23万8千円。いずれも事業確定によるものでございます。

6目上水道費。補正額、減額364万7千円、計3,038万円。財源内訳、一般財源、減額の364万7千円であります。内容を申し上げます。1番、西空知広域水道企業団負担金、減額364万7千円。これは昨年から砂川市の北光袋地地区が西空知広域水道企業団の給水区域となったことから、施設費の砂川市負担が発生したことから、負担金を精算したことによるものでございます。

続きまして、65、66ページ、2項1目塵芥処理費。補正額、減額の420万円、計1億3,238万7千円。財源内訳、一般財源減額の420万円。内容を申し上げます。1番、ごみ収集事業、減額10万5千円。実績見込によるものでございます。4番、一般廃棄物処分場管理事業、減額67万3千円。これも事業実績見込によるものでございます。5番、中空知衛生施設組合負担金、これはごみ処理施設分でありますけれど、減額269万9千円。これは負担金の確定によるものでございます。6番、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金51万5千円。これも負担金の確定によるものでございます。7番、家庭用生ごみ処理器購入費助成事業、減額の123万8千円。実績見込によるものでございます。

2目し尿処理費。補正額、減額438万8千円、計3,104万3千円。財源内訳、その他財源、減額24万円。これはし尿くみ取り手数料の減額であります。一般財源、減額414万8千円。内容を申し上げます。1番、し尿収集事業、減額85万1千円。これは実績見込によるものでございます。2番、中空知衛生施設組合負担金、し尿処理施設であります。減額353万7千円。負担金の確定によるものでございます。

○議長（長谷川秀樹君） 副町長、ここで少々休憩を取ります。

1時55分まで休憩といたします。

(午後 1 時45分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 1 時55分)

○議長（長谷川秀樹君） それでは少しのども休められたと思いますので、先ほどに引き続きまして、歳出、第 6 款農林水産業費の内容説明をお願いいたします。

副町長。

[副町長 佐川 純君登壇]

○副町長（佐川 純君） それでは続きまして、67、68ページとなります。6 款 1 項 2 目 農業振興費。補正額、減額87万 2 千円、計 1 億7,282万 5 千円。財源内訳、国道支出金、減額 7 万 4 千円。これは道の補助金で、農業経営基盤強化資金利子補給費補助金であります。地方債350万円。これは過疎地域自立促進特別事業債350万円で、過疎ソフト分でありまして、農業経営基盤強化資金利子助成への充当をするものでございます。その他財源53万円。これはいきいきふるさと推進事業助成金53万円であります。これは農産物ブランド推進協議会への負担金に充当するものでございます。一般財源、減額の482万 8 千円。内容を申し上げます。12番、農業経営基盤強化資金利子助成金、減額24万 2 千円。実績見込によるものでございます。16番、新規就農者技術修得センター整備事業、減額63万円。備品購入の見積合わせ執行残でございます。

3 目畜産業費。補正額はありません。これは財源更正でございます。その他財源、減額 25 万 9 千円。これは学園牧場使用料の減額でありますけれど、牛の受け入れが少なかったことによるものでございます。一般財源、増額の25万 9 千円であります。

4 目国営開発事業推進費。補正額、減額19万 4 千円、計544万 6 千円。財源内訳、一般財源、減額19万 4 千円。内容を申し上げます。2 番、地域用水機能増進事業、減額19万 4 千円。実績見込によるものでございます。

5 目農地費。補正額2,956万 6 千円、計8,987万 1 千円。財源内訳、国道支出金2,561万 5 千円。これは道の補助金、基幹水利施設管理事業補助金、減額の13万円と、食料供給基盤強化特別対策事業補助金2,574万 5 千円でございます。これは道の補助制度改正によりまして、これまで交付金であったもの、次の69ページにその他財源の交付金で減額しているものありますけれど、これまで交付金であったものを補助金にしたことによりまして変更したものと、それから国の 4 次補正に伴う分を含めたことによりまして増額分でございます。その他財源、減額の1,165万 4 千円。これは花月第 2 地区経営体育成基盤整備事業債。失礼しました。その前に地方債を申し上げておりません。地方債1,470万円。これは花月第 2 地区経営体育成基盤整備事業債、減額20万円。新北部地区経営体育成基盤整備事業債670万円。新南部地区経営体育成基盤整備事業債260万円。次のページになります。新西部地区経営体育成基盤整備事業債330万円。この 4 本については、国の第 4 次補正に伴う事業費増に対応する起債でございます。続きまして、日進地区ため池等整備事業債、減額の110万円。吉野地区中山間地域総合農地防災事業債、減額20万円。それからもうひとつ、新十津川地区水利施設整備事業債、増額の360万円であります。これも国の 4 次補正に対応する起債でございます。特定財源、その他財源、減額の1,165万 4 千円であります。これは先ほど申し上げました、道の補助金の補助制度の変更に伴うものでありますけれど、食料供給基盤強化特

別対策事業交付金、減額の1,165万4千円でございます。財源内訳で、一般財源は90万5千円となっております。

内容については、68ページに戻っていただきたいと思います。内容を申し上げます。1番、花月第2地区経営体育成基盤整備事業、減額38万5千円。事業費精査によるものでございます。2番、新北部地区経営体育成基盤整備事業1,347万2千円。3番、新南部地区経営体育成基盤整備事業520万4千円。4番、新西部地区経営体育成基盤整備事業659万2千円。これについては、先ほど申し上げました国の4次補正に伴います事業費増によるものでございます。続きまして、70ページ。5番、日進地区ため池等整備事業、減額の234万2千円。事業費精査によるものでございます。6番、吉野地区中山間地域総合農地防災事業、減額の50万円であります。これは制度変更によりまして、町負担がなくなったことによるものでございます。13番、花月第1地区経営体育成基盤整備事業償還金18万2千円。負担金の確定によるものでございます。16番、基幹水利施設管理事業、減額21万7千円。これは委託料の見積合わせによる執行残であります。18番、新十津川地区水利施設整備事業756万円。これも国の4次補正に伴います事業費増によるものでございます。

2項1目林業振興費。補正額、減額26万9千円、計2,010万9千円。財源内訳、一般財源、減額の26万9千円であります。内容を申し上げます。4番、林道維持管理事業、減額26万9千円。実績見込によるものでございます。

続きまして、71、72ページとなります。7款商工費であります。7款1項1目商工振興費。補正額、減額204万3千円、計6,686万6千円。財源内訳、国道支出金、減額97万2千円。道の補助金で、緊急雇用創出推進事業補助金であります。地方債790万円。これは過疎地域自立促進特別事業債790万円でありまして、過疎ソフト分でありますけれど、これは国・道融資制度利子補給事業と割増商品券発行事業へ充当したものでございます。一般財源は減額897万1千円であります。内容を申し上げます。4番、企業情報データベース作成事業、減額97万2千円。これは実績見込によるものでございます。7番、中小企業事業資金保障融資事業、減額の50万円。利子補給額の見込によるものでございます。8番、国・北海道融資制度資金利子補給事業、減額57万1千円。利子補給額の実績見込によるものでございます。

2目観光振興費。補正額、減額257万8千円、計4,910万7千円。財源内訳、地方債300万円。これも過疎地域自立促進特別事業債でありまして、これはふるさとまつり・雪まつりの共催事業、それからイベント開催支援事業へ充当したものでございます。その他財源100万円。これはいきいきふるさと推進事業助成金で、これもふるさとまつり・雪まつり共催事業への助成金でございます。一般財源、減額の657万8千円。内容を申し上げます。1番、観光PR推進事業、減額16万3千円。事業費確定によるものでございます。3番、ふるさと公園維持管理事業、減額163万4千円。電気料等の実績見込によるものでございます。6番、工芸体験事業、減額43万9千円。実績見込によるものであります。9番、吉野公園維持管理事業、減額18万5千円。原材料費の実績見込であります。10番、吉野駐車公園維持管理事業、減額15万7千円。工事入札執行残であります。

続きまして、73、74ページ。8款2項1目道路維持費。補正額2,578万5千円、計2億4,932万5千円。財源内訳、国道支出金711万7千円。これは社会資本整備総合交付金、減額の1,099万円。それから国の補助金で戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業費補助金、減額の4

万3千円。それから農業体質強化基盤整備促進事業補助金1,815万円、これは増額であります。それから地方債1,300万円。これは除雪機械整備事業債、減額の180万円。それから道路側溝整備事業債1,480万円であります。一般財源566万8千円であります。内容を申し上げます。1番、道路維持管理事業、減額の212万2千円。工事入札執行残が主なものであります。7番、除雪機械購入事業、減額539万3千円。機械の購入見積合わせ執行残であります。8番、道路側溝整備事業3,330万円。これは農業体質強化基盤整備促進事業補助金というこの制度を受けて、昨年大雨災害のありました下9号支線の排水改修、これは旧南花月地区の橋地先であります。それから文京西4線の横断管新設、これは上総進地区の藤川地先であります。この2本と、北11号線排水路改修工事を行うものであります。この事業については平成24年度へ繰り越しをいたして実施するものでございます。

2目道路新設改良費。補正額、減額4,703万4千円、計1億591万6千円。財源内訳、国道支出金、減額2,540万1千円。これは国の交付金で社会資本整備総合交付金、減額の2,540万1千円。地方債、減額の2,200万円。これは西2線道路改良事業債、減額の2,040万円であります。もうひとつ、学総線舗装改修事業債、減額の160万円。一般財源36万7千円あります。内容を申し上げます。1番、道路整備事業、減額の4,693万2千円。工事請負と委託料の入札執行残であります。2番、道路名標識板設置事業、減額の10万2千円。これは入札執行残であります。

3項1目河川総務費。補正額、減額24万3千円、計470万7千円。財源内訳、その他財源1万6千円。これは水と緑のまちづくり推進基金の預金利子でございます。一般財源、減額25万9千円。内容を申し上げます。2番、河川維持管理事業、減額25万9千円。これは委託料見積合わせ執行残が主なものでございます。7番、水と緑のまちづくり推進基金積立金1万6千円。これは基金の利率確定によります利息増額分でございます。

次のページ、75、76ページ。4項1目都市計画総務費。補正額、減額249万円、計1億2,797万7千円。財源内訳、一般財源、減額の249万円。内容を申し上げます。3番、下水道事業特別会計繰出金、減額249万円。これは事業実績見込によるものでございます。

2目公園管理費。補正額、減額113万2千円、計1,180万6千円。財源内訳、その他財源、減額の8万3千円。これはパークゴルフ場管理協力金の減額であります。一般財源、減額104万9千円。内容を申し上げます。1番、都市公園等管理事業、減額113万2千円。委託料等の実績見込によるものでございます。

5項1目住宅管理費。補正額1万円、計1,247万3千円。財源内訳、その他財源1万円。公営住宅共同施設整備基金預金利子が3千円、それから公営住宅敷金預金利子7千円あります。内容を申し上げます。2番、公営住宅共同施設整備基金積立金1万円。これは基金の利率確定による利息増額分であります。

2目住宅建設費。補正額、減額1,041万6千円、計1億3,695万8千円。財源内訳、国道支出金、減額437万円。これは社会資本整備総合交付金の減額であります。一般財源、減額604万6千円。内容を申し上げます。1番、公営住宅建設事業、減額1,041万6千円。これは入札執行残であります。

続きまして、77、78ページ。9款1項1目消防総務費。補正額、減額57万7千円、計1億6,140万6千円。財源内訳、一般財源、減額57万7千円。内容を申し上げます。1番、滝川地区広域消防事務組合負担金、減額57万7千円。これは負担金の確定によるものでござ

います。

2目水防費。補正額、減額84万2千円、計2,488万円。財源内訳、その他財源176万円。これは救急排水施設操作委託金176万円であります。一般財源、減額260万2千円。内容を申し上げます。2番、救急排水施設管理事業、減額15万1千円。これは水防団員さんの報酬の実績精査によるものでございます。3番、農業用排水施設管理事業、減額59万1千円。これも水防団の報酬実績、それから施設の光熱費の減が主なものでございます。4番、下徳富第2排水機場管理事業、減額10万円。これは修繕費の減によるものでございます。

続きまして、79、80ページ。10款1項2目事務局費。補正額、減額167万6千円、計1,578万9千円。財源内訳、国道支出金、減額10万9千円。これは国の補助金で私立幼稚園就園奨励費補助金であります。地方債300万円。過疎地域自立促進特別事業債であります。これは過疎ソフト事業でありますけれど、農業高校への教育振興事業への充当をしたものでございます。その他財源、減額95万8千円。育英事業基金預金利子2千円。同じく育英事業基金繰入金が減額の188万円。奨学資金貸付金収入92万円。一般財源、減額の360万9千円あります。内容を申し上げます。2番、育英事業、減額95万8千円。これは平成23年度で新規貸付者がいなかったこと、また貸付金の繰上償還があったことによるものでございます。9番、私立幼稚園就園奨励補助金、減額71万8千円。実績見込によるものでございます。

2項1目学校管理費。補正額71万5千円、計2,691万8千円。財源内訳、一般財源71万5千円。内容を申し上げます。1番、小学校校舎等維持管理事業94万3千円。これは燃料費高騰によります増と、光熱水費の実績によります減を精査したものでございます。4番、教職員健康管理事業、減額22万8千円。事業費確定によるものでございます。

2目教育振興費。補正額、減額100万円、計1,689万4千円。財源内訳、国道支出金11万8千円。これは国の補助金で理科教育設備整備費等補助金であります。地方債210万円。過疎地域自立促進特別事業債210万円。これは小学校教科担任講師配置事業に充当したものでございます。その他財源、減額の6万7千円。これは鑑賞事業負担金の減額であります。一般財源、減額315万1千円。内容を申し上げます。1番、小学校教育推進事業、減額の11万1千円。備品見積合わせによる執行残であります。3番、教育研究事業、減額40万円。教員の研修費等による実績見込でございます。5番、小中学生芸術鑑賞事業、減額23万9千円。事業費確定によるものでございます。6番、小学校就学援助事業、減額25万円。これは保護児童数が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

3項1目学校管理費。補正額、減額600万9千円、計3,258万7千円。財源内訳、地方債、減額の440万円。これは中学校武道場建設事業債の減額であります。一般財源、減額160万9千円。内容を申し上げます。4番、スクールバス運行管理事業、減額の8万7千円でございます。これは消耗品費の実績によるものと、平成24年度から現在の運転手、職員4名と臨時職員1名おりますけれど、これを24年度から臨時職員を2名増加することから、事前の実地研修を3月中に行うことによるものでございます。運転手は正規の職員2名と臨時職員3名の体制と24年からいたしたいとするものでございます。5番、中学校武道場建設事業、減額592万2千円。これは委託料入札執行残であります。

2目教育振興費。補正額、減額139万9千円、計1,496万4千円。財源内訳、国道支出金38万3千円。これは国の補助金で理科教育設備整備費等補助金であります。地方債210万円。

過疎地域自立促進特別事業債でありまして、これは中学校教育充実指導講師配置事業への充当でございます。一般財源、減額の388万2千円。内容を申し上げます。3番、課外活動事業、減額108万4千円。これは備品見積合わせ執行残が主なものでございます。6番、中学校就学援助事業、減額31万5千円。これは保護児童数が当初見込みより少なかったことによるものでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費。補正額、減額71万8千円、計2,228万円。財源内訳、国道支出金49万7千円。これは道の補助金で学校支援地域本部事業補助金であります。一般財源、減額の121万5千円。内容を申し上げます。4番、体験学習推進事業、減額13万7千円。これは事業費確定によるものでございます。7番、児童生徒母村交流事業、減額38万1千円。これも事業費確定によるものでございます。次のページにまいります。84ページ。11番、農村環境改善センター管理事業、減額20万円。これは光熱水費の実績見込によるものでございます。

2目文化振興費。補正額、減額91万8千円、計494万2千円。財源内訳、地方債200万円、過疎地域自立促進特別事業債であります。これは芸術鑑賞事業へ充当したものでございます。その他財源、減額16万円。これはいきいきふるさと推進事業助成金の減額であります。一般財源、減額の275万8千円。内容を申し上げます。2番、芸術鑑賞事業、減額91万8千円。事業費の確定によるものでございます。

3目開拓記念館費。補正額、減額25万円、計162万8千円。財源内訳、一般財源、減額の25万円であります。内容を申し上げます。1番、開拓記念館管理運営事業、減額25万円。これは光熱水費の実績見込によるものでございます。

4目図書館費。補正額35万2千円、計2,677万6千円。財源内訳、一般財源35万2千円あります。内容を申し上げます。1番、図書館維持管理事業35万2千円。これは燃料費高騰による対応でございます。

5項保健体育費、1目保健体育総務費。補正額、減額50万円、計202万1千円。財源内訳、一般財源、減額50万円。内容を申し上げます。6番、スポーツ大会参加助成事業、減額50万円。実績見込によるものでございます。

2目体育施設管理費。補正額、減額13万円、計5,307万4千円。財源内訳は一般財源、減額の13万円。内容は、2番、町民体育館管理事業、減額13万円。これは光熱水費実績見込によるものでございます。

3目学校給食運営費。補正額、減額130万9千円、計7,740万7千円。財源内訳、その他財源、減額326万6千円。これは幼稚園の給食費負担金が減額の38万7千円。小学校給食費保護者負担金が減額104万2千円。中学校給食費保護者負担金、減額82万6千円。高校給食費負担金、減額79万7千円。次のページとなります。給食センター職員給食費負担金、減額25万3千円。それから学校給食試食代金、これは増額で3万9千円あります。戻っていただいて、一般財源は195万7千円。内容を申し上げます。1番、学校給食センター管理事業79万2千円。これは燃料費高騰によるものでございます。2番、学校給食提供事業、減額140万1千円。これは上下水道料の増額分と、給食数の減による減額を調整したものでございます。3番、学校給食扶助費交付事業、減額70万円。これは食数実績見込によります減額でございます。

続きまして、87、88ページとなります。11款1項1目単独災害復旧費。補正額はありま

せん。これは財源更正であります。財源内訳は、地方債が140万円。これは現年度発生単独災害復旧事業債であります。これを受けて一般財源を減額するものでございます。

2目現年度災害復旧費。補正額209万5千円、計6,859万5千円。財源内訳、国道支出金159万5千円。これは国の負担金で現年度発生災害復旧事業国庫負担金でございます。地方債1,040万円。これは現年度発生公共土木施設災害復旧事業債であります。一般財源は減額の990万円であります。内容を申し上げます。1番、公共土木施設現年度災害復旧事業209万5千円であります。これは昨年災害のありました道路2本でありますけれど、学園8号南線と士学線の復旧工事費と、既定予算の精査による不足額の補正を行うものでございます。なお、今申し上げました2本の工事については24年度へ繰り越しして行うものでございます。

続きまして、89、90ページとなります。12款1項1目元金。補正額5,741万3千円、計9億9,864万1千円。財源内訳は一般財源5,741万3千円であります。内容を申し上げます。1番、地方債償還元金5,741万3千円であります。これは臨時財政対策債分を繰上償還するものでございます。

2目利子。補正額、減額230万3千円、計9,614万1千円。財源内訳、一般財源、減額230万3千円。内容を申し上げます。1番、地方債償還利子、減額230万3千円。これは借入利率確定によります減額でございます。

次のページ、91、92ページとなります。13款1項1目職員費。補正額、減額1,507万9千円、計8億7,976万1千円。財源内訳、一般財源、減額1,507万9千円。内容を申し上げます。1番、職員人件費、減額1,507万9千円。これは実績見込によるものでございます。

次に、繰越明許費を説明いたしますので、7ページに戻っていただきたいと思っております。7ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。内容を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費。事業名は森林総合研究所分収造林事業、金額は789万1千円。これは昨年降雪が早かったことにより、事業実施できなかつたことから24年度に繰り越しするものでございます。

続きまして、6款農林水産業費、1項農業費。事業名は、花月第2地区経営体育成基盤整備事業5万2千円。新北部地区経営体育成基盤整備事業1,618万9千円。新南部地区経営体育成基盤整備事業721万9千円。新西部地区経営体育成基盤整備事業784万円。それから新十津川地区水利施設整備事業776万円。この5本の事業については、先ほど歳出でも申し上げましたけれど、23年度事業調整によるものと国の第4次補正に伴う事業増によるものを24年度に繰り越しするものでございます。事業費総額については7億5,700万円というふうになってございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費。事業名、道路側溝整備事業3,330万円。これも歳出で説明いたしましたけれど、農業体質強化基盤整備事業、3つの事業でありまして、下9号支線、文京西4線、北11号線の排水等の工事をするものでございます。24年に繰り越しするものでございます。

続きまして、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費。事業名、公共土木施設現年度災害復旧事業810万円。これも学園8号南線の災害復旧工事と士学線災害復旧工事でございます。

以上で、一般会計補正予算の内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますよ

うお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第5号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第6号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程をいただきました議案第6号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ957万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,436万2千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

一般会計がだいぶ長かったですけれども、引き続き、内容の説明については副町長より申し上げますので、よろしくご審議のうえ、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第6号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）となります。内容の説明をいたします。

4ページ、5ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入。補正のある款のみ申し上げます

1款、国民健康保険税。補正額1,111万1千円、計2億4,144万9千円。

3款、繰入金。補正額、減額3,402万4千円、計9,942万円であります。ちょっと申し上げますけれど、これにより、基金からの繰り入れについては3,510万2千円となりまして、この時点での基金残高は約8,800万円ということでございます。

4款、繰越金。補正額73万1千円、計73万2千円。

5款、諸収入。補正額1,260万4千円、計1,276万円。これについては、広域連合からの平成22年度の精算分でございます。

歳入合計。補正額、減額の957万8千円、計3億5,436万2千円。

続きまして、歳出を申し上げます。

1款、総務費。補正額、減額965万円、計3億5,200万8千円。財源内訳は一般財源、減額の965万円であります。

2 款、基金積立金。補正額 7 万 2 千円、計 20 万 1 千円。財源内訳はその他財源であります。

歳出合計。補正額、減額 957 万 8 千円、計 3 億 5,436 万 2 千円。財源内訳はその他財源 7 万 2 千円、一般財源、減額 965 万円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。12 ページ、13 ページをお開き願います。1 款 1 項 2 目 広域連合負担金。補正額 965 万円、計 3 億 5,118 万 2 千円。財源内訳、一般財源、減額の 965 万円。内容を申し上げます。1 番、国民健康保険事業広域連合負担金、減額 965 万円。これは 23 年度の医療費状況等から負担金が確定いたしましたので、それに伴う減額でございます。

2 款 1 項 1 目 基金積立金。補正額 7 万 2 千円、計 20 万 1 千円。財源内訳、その他財源 7 万 2 千円。これは国保基金預金利子 7 万 2 千円であります。内容を申し上げます。1 番、国民健康保険事業基金積立金 7 万 2 千円。これは預金利率の確定によります利息増額分でございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第 6 号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第 10、議案第 7 号、平成 23 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第 7 号、平成 23 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

平成 23 年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 213 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,445 万 3 千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

引き続き、内容につきましては副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

[副町長 佐川 純君登壇]

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第 7 号、平成 23 年度新十津川

町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）となります。内容の説明をいたします。

4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

1 款、後期高齢者医療保険料。補正額、減額197万円、計5,817万3千円。

3 款、繰入金。補正額、減額21万5千円、計2,575万3千円。

5 款、繰越金。補正額4万7千円、計4万8千円。

歳入合計。補正額、減額213万8千円、計8,445万3千円。

続きまして、歳出であります。

2 款、後期高齢者医療広域連合負担金。補正額、減額213万8千円、計8,283万5千円。財源内訳、一般財源の減額213万8千円であります。

歳出合計。補正額、減額213万8千円、計8,445万3千円。財源内訳は、一般財源、減額の213万8千円であります。

次に、歳出の内容を申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願います。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合負担金。補正額、減額213万8千円、計8,283万5千円。財源内訳、一般財源、減額213万8千円。内容を申し上げます。1 番、後期高齢者医療広域連合負担金、減額213万8千円。これは負担金の確定によるものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第7号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第11、議案第8号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第8号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ269万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,311万6千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。

同様に、内容につきましては副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたいようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第8号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）となります。内容の説明をいたします。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括、歳入です。補正のある款のみ申し上げます。

3款、繰入金。補正額、減額249万円、計1億2,722万8千円。

6款、町債。補正額、減額20万円、計510万円。

歳入合計。補正額、減額269万円、計1億9,311千6千円。

続きまして、歳出であります。

1款、下水道費。補正額、減額269万円、計4,159万5千円。財源内訳、地方債、減額20万円。その他財源、減額249万円。

歳出合計。補正額、減額269万円、計1億9,311万6千円。財源内訳、地方債、減額20万円、その他財源、減額249万円。

続いて、地方債の補正について申し上げます。4ページをお開き願います。第2表、地方債補正。変更であります。変更でありますので、事業費確定による限度額の変更でありますから、限度額について申し上げます。起債の目的、流域下水道事業債。補正前限度額530万円、補正後限度額510万円。これは負担金の確定によるものでございます。

次に、歳出の内容を申し上げます。10ページからとなっております。

1款1項1目総務管理費。補正額、減額137万5千円、計679万2千円。財源内訳、その他財源、減額137万5千円。これは一般会計からの繰り入れ分の減額であります。内容を申し上げます。3番、下水道事業消費税納付金、減額の137万5千円。これは納付金額の見込によるものでございます。

2目下水道建設費。補正額、減額30万8千円、計561万9千円。財源内訳、地方債、減額20万円。これは先ほど申し上げました流域下水道事業債20万円の減額であります。その他財源、一般会計繰入金、減額の10万8千円であります。内容を申し上げます。2番石狩川流域下水道建設負担金、減額30万8千円。事業確定により負担金の確定に伴う減額であります。

2項1目維持管理費。補正額、減額100万7千円。計2,918万4千円。財源内訳、その他財源、減額100万7千円。これは公共下水道使用料の減額85万1千円と、一般会計からの繰入金、減額15万6千円であります。内容を申し上げます。1番、下水道管理事務、減額の77万6千円。これは人件費、実績見込みによるものでございます。2番、下水道施設維持管理事務、減額23万1千円。これは管理費の実績見込によるものでございます。

次のページ、12、13ページとなります。2款1項2目利子。補正額はありませぬ。財源更正によるものでございます。内容もその他財源の更正であります。公共下水道使用料、増額の85万1千円と、一般会計繰入金、減額の85万1千円であります。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで15時まで休憩といたします。

（午後2時45分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後3時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 日程第12、選挙第1号、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

議会事務局長より、内容の説明をいたします。

○事務局長（加藤健次君） それではただいま上程いただきました選挙第1号、新十津川町選挙管理委員及び新十津川町選挙管理委員補充員の選挙についての内容の説明を申し上げます。

新十津川町選挙管理委員4名、補充員4名は、本年3月21日をもって任期満了となりますので、地方自治法第182条の規定によって選挙を求めるということでございます。

このことにつきましては、平成24年の2月17日付をもちまして、新十津川町選挙管理委員会委員長白石美代子氏より、選挙管理委員4名、同補充員4名が3月21日をもって任期満了となることから、地方自治法第182条第8項の規定によって、選挙を行うべき事由が生じたという文書が議長宛にまいっておりますので、本日ここにご提案申し上げた次第でございます。

選挙管理委員、同補充員の任期につきましては、地方自治法第183条の規定によって4年となっております。参考までに皆様の議案の裏面に地方自治法の関係条文を記載してございますので、お目通しをいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明が終わりました。

お諮りいたします。

選挙の方法について、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

次に、指名方法についてお諮りいたします。先例により、各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出し、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選考をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出していただき、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の指名推薦をすることに決定いたしました。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告がまいっておりますので、議会事務局長より報告させます。

○事務局長（加藤健次君） それではご報告申し上げます。総務民生常任委員会から笹木委員長、西内副委員長。経済文教常任委員会から山田委員長、安中副委員長。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数をわずらわせますが、選挙管理委員4名及び選挙管理委員補充員4名の推薦をお願いいたします。

ここで休憩をいたしますので、その間に選考をいただきたいと思います。

15時15分まで休憩をいたします。

(午後3時06分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後3時15分)

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の推薦をお願いしたところでありますので、選考委員を代表して笹木正文議員より選考結果の報告を願います。

〔5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） それでは私の方から、別室で慎重に選考した結果を発表いたします。

まず選挙管理委員でございますが、氏名、生年月日、性別、住所と順を追って発表させていただきます。竹原嘉一、昭和28年1月2日生まれ、男性、新十津川町字中央317番地12。藤原聖也、昭和37年11月19日生まれ、男性、新十津川町字吉野1番地58。吉田則英、昭和26年4月17日生まれ、男性、新十津川町字花月1529番地1。吉田涼一、昭和28年7月25日生まれ、男性、新十津川町字大和107番地12。

次に、補充員ですけれど、これは順位がついておりますので、1番から順番に発表いたします。1番、吉田詔一、昭和34年8月3日生まれ、男性、新十津川町字大和148番地7。2番、速見善雄、昭和21年10月25日生まれ、男性、新十津川町字学園21番地9。3番、山形綾子、昭和27年12月17日生まれ、女性、新十津川町字中央37番地1。4番、浅野信雄、昭和25年4月1日生まれ、男性、新十津川町字花月467番地1。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表して笹木正文議員より報告がございました方々を、それぞれ選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙管理委員には、竹原嘉一君、藤原聖也君、吉田則英君、吉田涼一君、以上4名。

選挙管理委員補充員には、吉田詔一君、速見善雄君、山形綾子君、浅野信雄君、以上4名が当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま指名しました順序にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、補充の順序はただいま指名した順序に決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

明日、10時から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。

それでは、本日はこれで散会をいたします。どうもご苦労さまでした。

（午後3時25分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回新十津川町議会定例会

平成24年3月7日（水曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 町政執行方針
- 第3 教育行政執行方針
- 第4 議案第9号 新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定について（内容説明まで）
- 第5 議案第10号 新十津川町税条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第6 議案第11号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第7 議案第12号 新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第8 議案第13号 新十津川町中小企業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第9 議案第14号 新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第10 議案第15号 新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について（内容説明まで）
- 第11 議案第16号 平成24年度新十津川町一般会計予算（概要説明まで）
- 第12 議案第17号 平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算（概要説明まで）
- 第13 議案第18号 平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算（概要説明まで）
- 第14 議案第19号 平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算（概要説明まで）
- 第15 議案第20号 平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算（概要説明まで）
- 第16 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（内容説明まで）
- 第17 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（内容説明まで）
- 第18 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（内容説明まで）
- 第19 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（内容説明まで）

◎出席議員（11名）

- | | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 安中 | 経人 | 君 | 2番 | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番 | 青田 | 良一 | 君 | 4番 | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番 | 笹木 | 正文 | 君 | 6番 | 平沢 | 豊勝 | 君 |
| 7番 | 長名 | 實 | 君 | 8番 | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番 | 樋坂 | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 | | | | |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植	田	満	君								
副	町	長	佐	川	純	君							
教	育	長	熊	田	義	信	君						
総	務	課	長	藤	澤	敦	司	君					
住	民	課	長	小	林	透	君						
会	計	課	長	長	谷	川	雄	士	君				
保	健	福	祉	課	長	竹	原	誠	二	君			
産	業	振	興	課	長	兼							
農	業	委	員	会	事	務	局	長	後	木	祥	一	君
建	設	課	長	岩	井	良	道	君					
教	育	委	員	会	主	幹	野	崎	勇	治	君		
代	表	監	査	委	員	山	本	忍	君				

◎職務のために出席した者の職氏名

事	務	局	長	加	藤	健	次	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

- 議長（長谷川秀樹君） 皆さん、おはようございます。
ただいま出席している議員は、11名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により議長より指名いたします。
3番、青田良一君。4番、山田秀明君。両君を指名いたします。

◎町政執行方針

- 議長（長谷川秀樹君） 日程第2、町政執行方針演説を行います。
町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

- 町長（植田 満君） おはようございます。
町政執行方針を申し上げます。

平成24年第1回定例会の開会に当たり、町議会の皆様並びに町民の皆様に、町政執行への私の所信を謹んで申し上げます。

甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から、間もなく1年が経とうとしています。現在被災地では、復旧、復興に向けた取り組みが本格的に進められていますが、いまだ、行方不明の方が多数おられるなど、被災地には深い爪あとが残っております。ここに、あらためまして、一日も早い震災復興を強く願うところでございます。

また、昨年9月、台風12号の豪雨により、明治22年以来の大きな被害を受けました母村十津川村におかれましては、国をはじめ、各関係機関、そして多くの方々が力を合わせてこの災害に立ち向かい、地域の再生に取り組んだ結果、以前の姿を取り戻しつつあります。

この災害では多くの方が母村の窮地に思いを馳せ、心を痛めたことであろうと思います。123年前、深い悲しみの中で新天地を求めて北へと向かい、トック原野に開拓の鋤を振り下ろして以来、受け継がれてきている強い絆のもと、町民の皆様をはじめ、町外の皆様からお心を寄せていただき、母村への支援をいただきましたことに対し、私は、あらためて人と人の絆の大切さ、苦難の中で助け合う心というものを教えられました。

苦難は人を強くします。私は、この苦難を乗り越えていく逞しい団結と絆の力の大切さを多くの方々に伝え、ともに築き上げるまちづくりの原動力としたいと思うところでございます。

さて、日本経済は、消費、生産、雇用等において持ち直しの兆しが見られるものの、海

外経済の悪化や円高の影響を受け、依然として景気の低迷から抜け出せない厳しい状況が続いております。また、国内では、少子高齢化の進展、労働力の確保、社会保障と税のあり方など、人口減少がもたらす様々な課題に直面しており、今、あらゆる分野において歴史的な転換期を迎えております。

こうした時代の大きなうねりの中で、地方自治体にとりましても、その変化を的確に捉えた新たなまちづくりが求められています。

このような中、私は、2期目を臨むに当たって約束した、健康で生き生きと暮らすまちづくり、産業の活気あふれるまちづくり、教育の充実したまちづくり、安全で安心なまちづくり、環境を創造するまちづくり、健全財政と協働のまちづくりという6つの項目の実現に向けて取り組んでまいりました。

創造と挑戦によるまちづくりへの取り組み。その前には、様々な問題が立ちはだかっていますが、どのような状況の中でも町民の皆様が笑顔を絶やさず、豊かな自然環境に包まれ、文化の薫り高く、人と人が支えあう地域の連帯と相互扶助の中で過すことのできる元気あふれるまちづくりを、本年も粘り強く執り進める決意であります。

町政執行の基本的な考え方を申し上げます。

本年1月、本町の目指す将来像や基本目標、主要な施策を総合的にまとめ、平成33年度を目標年次とする新十津川町第5次総合計画を策定いたしました。

この計画において、開拓以来の精神風土を受け継ぎながら、新たな時代のまちづくりの指針に基づき、住民と行政がともに手を取り合い、誰もが住み続けたいと思えるまちを築くため、新十津川町が目指す10年後の姿を、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来といたしました。

第5次総合計画では、目指す町の将来像を実現するための目標を設定し、その目標に基づき、住民と行政の役割を明確化し、より強い関心をもち、共に力を合わせ目標の達成に努めることとしております。

この第5次総合計画の初年度となる平成24年度は、この計画にのっとり、大きく動こうとしているこの時代を生き抜く知恵と力を、町民の皆様と共有しながら6つの目標を柱とし、希望とともに10年後の新十津川町の確かな方向性を目指して施策を進めてまいります。

それでは、平成24年度の施策の展開について、第5次総合計画の6つの目標に沿って説明いたします。

一つ目は、みんなでつくる住みよいまちです。

本町の大いなる資産である豊かな自然環境を守り育て、次世代へと送り届けることは、私たちの使命であります。この使命を全うするため、環境に対する意識を高め、省エネルギー、省資源への取り組みを推進し、自然にやさしいまちの創造と、持続可能な循環型社会の構築を進めて行きます。また、住民の皆様が快適に暮らすことができるよう生活基盤の充実を図り、誰もが住みたい、住み続けたい、と思える住みよいまちづくりを進めてまいります。そのため、次の取り組みを行います。

環境の保全。CO₂削減モニターの拡大を図り、環境に悪影響を及ぼす原因の抑制と省エネや再生可能エネルギーの啓発等の取り組みを進めていくとともに、簡単な装置で発電を体感することができる太陽光発電器具の展示を町内のイベントの中で行い、自然エネルギーに対する理解と普及啓発に取り組めます。

ごみ処理においては、ごみの減量化や分別の徹底、リサイクルの促進に努めていますが、ごみの排出量は微増傾向にあることから、ごみの排出抑制や再使用、再生利用などの3R運動を推進していきます。また、家庭から排出される生ごみのたい肥化、減量化を進めるため、コンポスト容器や電気式の家庭用生ごみ処理機器の購入に対する助成を引き続き行います。

生活環境の保全と充実のため、し尿処理については、流域下水道とのM I C S事業による共同処理に取り組みます。

生活基盤の整備。

住民の皆様が安心して暮らしていけるよう、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、個人住宅の耐震診断や耐震改修工事、さらに地球温暖化防止対策のため、住宅の省エネルギー改修工事に対して費用の助成を行う、安心すまいる助成事業を新たに実施します。

また、良質な公営住宅を維持するため、建設からの経過年数や経年劣化状況等に応じて修繕、改善、建替などの公営住宅等の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現するとともに、予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定める公営住宅等長寿命化計画を策定いたします。

河川の水質を保全し、良好な水環境の確保を図るため、合併浄化槽の設置費助成を引き続き行ってまいります。

交通環境の充実。

道路整備につきましては、西2線の改築舗装工事を行うほか、8個所の路線について舗装等の維持工事を行うとともに、道路名標識板の設置を行い、道路及び施設の適正な維持管理と整備を進め、住民の皆様の安全確保と利便性の向上を図ります。

また、冬期の安全な交通確保と生活環境の確保を図るための、町道252路線189km、歩道11kmの除排雪の効率的な作業を進めます。

平成21年度より3年間にわたって実施した地域公共交通実証運行の結果を踏まえ、本年度において平成25年度からの新しい公共交通のあり方を方向づけ、住民の皆様へ周知を図るとともに、バス路線の確保のため助成を行い、移動手段を持たない住民の皆様の日常生活に必要な移動手段の確保を図ります。

二つ目は、みんなで作る健やかなまちです。

社会環境の多様化、少子高齢化の急速な進行により、社会保障制度が大きく変わろうとしている中、安心して子どもを生み育てることができ、また、高齢者や障害者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、それぞれのニーズに合った多様な福祉・保健・医療サービス体制を整え、子どもから高齢者まで住民一人ひとりが、生涯にわたっていきいきと暮らすことのできる健やかなまちづくりを進めます。

そのため、次の取り組みを行います。

児童福祉の充実。

新十津川ポイントカード会と連携し、子ども生活応援事業の仕組みや利用方法の周知に努め、できっずカードの利用率の拡大を図り、中学生以下の子どもがいる世帯や妊婦世帯の経済的支援を行います。

児童館においては、発達障害や遅滞児童に対する専門的な知識を有するアドバイザーの相談体制の強化を図るとともに、児童館厚生員の資質の向上を図り、町内児童の放課後の

遊びや活動の拠点として、運営体制の充実を図ります。

障がい者福祉の充実。

第2期新十津川町障がい者基本計画及び第3期新十津川町障がい福祉計画に基づき、障がい者の方が地域の中で心豊かに充実した生活を送ることができるよう、状況に即した必要なサービスの提供に努めます。

高齢者福祉の充実。

高齢者いきいき応援プログラムの方針に基づき、高齢者の健康の維持、増進及び学習や趣味活動の助長を図るための講座を開設し、新たな生きがい活動の場として提供するシニアいきいきクラブ事業を実施します。また、ふるさと学園大学の魅力あるカリキュラムづくりを行い、内容の充実を図るとともに、体験入校や日曜講座を実施し、新規学生の確保を目指します。

高齢者の元気づくりの一環として、昨年度に引き続きレクワーカー養成講座を開設し、レクワーカーの育成と資質の向上を図ります。さらに、レクリエーションの充実を図るため、用具の整備を行うとともに、レクワーカーの地域への派遣に積極的に取り組みます。

また、除雪が困難な高齢者世帯が、冬期間の日常生活に支障をきたさないよう、生活路やベランダの除雪を引き続き実施いたします。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活維持に必要な行政サービスの提供方法について検討し、高齢者見守り生活支援システムの構築を目指します。

健康づくりの推進。

予防接種事業につきましては、ヒブ（インフルエンザ菌b型）による髄膜炎及び小児肺炎球菌による疾患を予防するため、2か月以上5歳未満の乳幼児を対象に予防接種を実施します。また、予防できる唯一のがんといわれている子宮頸がんワクチンの予防接種を中1から高1の女子を対象に実施します。

高齢者の方の肺炎による死亡率を低下させるため、特に心臓・呼吸器系の慢性疾患や基礎疾患を持つ65歳以上の町民を対象に、肺炎球菌ワクチン接種に係る費用の助成を行うとともに、インフルエンザによる重症化予防を図るため、高齢者と中学生以下の児童生徒、乳幼児及び妊婦を対象にワクチン接種費の助成を行います。

特定不妊治療については保険適用がされず、また、1回の治療費が高額であることから、特定不妊治療を受ける方の経済的負担を軽減するため、助成制度を継続して実施します。

また、妊婦健診については、全14回分の健診費用の助成を行い、受診抑制の防止と異常の早期発見に努め、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりに努めます。

がん対策基本法による受診率50%を目指すため、各種のがん検診を実施するほか、5年ごとの節目年齢の人を対象に女性特有のがんや大腸がんの無料検診を実施します。

栄養相談や健康教室による食生活改善に対する支援を行うとともに、管理栄養士を配置し、糖尿病予備群が比較的多い傾向が見られる本町の住民に対し、健康を改善し、維持するため、個人の状況に応じたバランスのとれた食生活の指導に取り組みます。

町民誰もが健康で住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康づくりの啓発と具体的な実践の手助けとしてウォーキング作戦を継続実施し、健康づくりの習慣化を目指します。

医療環境の充実。

子育て世代の医療費負担の軽減を図るため、中学生以下の子どもたちの入院、入院外等の医療費助成を継続して実施いたします。

三つ目は、みんなで作る豊かなまちです。

本町の農業は、徳富川の清流と肥沃な大地、そして、意欲的な農業者の方によって支えられています。この農業が将来にわたって着実に成長していくことができるよう努めるとともに、林業、商業、工業及び観光への支援を行い、地域経済の活性化と雇用の場を確保し、多様な交流や連携を通じて新たな地域資源や産業を創出する活気あふれる「豊かなまち」づくりを進めます。

そのため、次の取り組みを行います。

農業の振興。

農業経営者の高齢化や担い手不足への対応を図るとともに、農業後継者育成と農地の利用集積の調整を目的とした農業振興公社を設立し、本町農業の持続的な発展を推進します。

また、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す農業者戸別所得補償制度の推進に努めます。

本町の農産物のブランド化を推し進め、本町の基幹作物となっている米のPR活動を積極的に推進するとともに、農業者が農産物の販路の拡大を目指し、道産品アンテナショップ等へ出店した際の費用について助成を行います。

現在4地区で行われている農業農村整備事業については、関係機関に対し、積極的な働きかけを行い、早期完了を図り、農業の生産性の向上を目指します。

また、安定的な農業用水や飲料水の確保と防災機能の強化のため、徳富ダム of 早期完成に向けた要望を継続して行っていきます。

地域が共同で取り組んできた農地、農業用水等の資源の保全管理活動に加え、農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化のための補修、更新などの活動を行う農地・水保全管理支払交付金事業に取り組むとともに、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和を図り、環境負荷の軽減に配慮した持続的な環境保全型農業に対し、支援を行います。

さらに、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため中山間地域等直接支払交付事業に引き続き取り組みます。

近年、増え続けている有害鳥獣による農業被害を食い止めるため、前年に引き続き、農業者が鹿用のくくりわな免許を取得する際の費用の助成を行い、有害鳥獣対策への支援を行います。

林業の振興。

森林は、木材の生産をはじめ、土地の保全や水資源のかん養、二酸化炭素の吸収などの多面的な機能を有しており、適切な整備と管理が求められていることから、分収造林事業では、奥トップ団地において下刈と秋の新植を行うほか、作業道の修理工事を行うとともに、町有林保育管理事業では、幌加町有林、花月町有林と創造の森の下刈を行い、植林木の適正な管理に努めます。

また、森林所有者に対し、公益的機能の発揮に配慮した伐採を促し、伐採後の確実な造林や伐採跡地への造林を支援を行うため、未来につなぐ森づくり推進事業に取り組むとともに、森林経営計画に基づき、林道の適正な維持管理を行い、森林資源の循環利用の促進

と林業の生産性向上を図るため、森林整備地域活動支援交付事業に引き続き取り組みます。
商工業の振興。

商工業振興のため、国や道の融資貸付制度を利用している町内の商工業者に対して行ってきた利子の半額助成を、3年間延長して実施します。また、景気低迷下の対策として実施してきた中小企業事業資金保障融資事業についても3年間延長し、利子の全額助成を実施します。

町内の商店の消費拡大と活性化を図るため、商工会が取り組む消費拡大事業に対して支援を行います。

また、昨年9月の豪雨災害後、観光産業が停滞している状況にある母村十津川村への応援事業として商工会が実施する、町民の方が十津川村の宿泊施設を利用した際に、町内用の商品券を支給する母村十津川村商工観光産業支援事業に対し、事業の円滑化と町内の消費拡大を図るため支援を行います。この事業を活用し、多くの町民の方が十津川村を訪れ、母村との交流が一層進むよう期待いたします。

観光の振興。

観光の活性化につながる観光資源の有効活用と観光客を満足させるサービス体制の整備を図るため、町内の観光施設等の連携や新たな観光資源の掘り起こしを行い、新たなまちの魅力の創造に努めるとともに、観光パンフレットやホームページなどを活用した観光情報の積極的な発信を行い、多くの観光客が訪れる町を目指します。

また、観光協会やふるさとまつり実行委員会等と連携し、地域の特色を最大限活用した手作りのイベントを年間通して実施し、活気溢れるまちづくりを進めます。

都市と農村の交流を進めるため、食と地域の交流促進対策事業を進めるとともに、札幌圏で開催される物産展等に積極的に参画し、交流の促進と本町の宣伝活動を行います。

四つ目は、みんなで作る安心なまちです。

住民の皆様のかげがえのない生命と財産を守ることは、町の重要な使命であります。予想を超える災害がいくつも発生していることをしっかりと受け止め、防災体制の一層の充実を図るとともに、交通安全や防犯、防火を中心とした日常生活での安全を確保し、子どもから高齢者まで、安らかに暮らすことのできる安心なまちづくりを進めます。

そのため、次の取り組みを行います。

消防・救急体制の充実。

防火については、防火モデル地区の指定、婦人防火クラブや少年消防クラブの活動の充実、地域での消火訓練の実施など、幅広く啓蒙活動を進めるとともに、火災等の発生に対し、迅速な対応を図るため、購入から26年が経過した第1分団のタンク車を更新し、住民の皆様の安全確保に努めます。

防災体制の充実。

本年度は、3年に1度実施している総合防災訓練を実施する年になることから、8月に地震災害を想定した実践的な総合防災訓練を行い、関係機関や地域住民の方の参加のもと、防災意識の啓発に努めます。

また、災害が発生した際、行政対応の強化を図るため、町地域防災計画の内容を検証し、災害発生時の具体的な対応の手順の見直しを行うとともに、職員初動対応マニュアルを策定し、災害発生時において、より速やかな対応が図れるよう努めます。

生活安全体制の充実。

夜間交通の安全確保のため、中央地区市街街路灯のうち、老朽化の激しい国道沿い街路灯について2か年計画でLED照明へ更新を行うこととし、本年度は、橋本区とみどり区の街路灯の改修に取り組みます。

交通事故の発生を未然に防止するため、高齢者の方などが自動車運転免許証を自主返納したことを申し出た場合、運転免許証に代わる身分証明証となる住基カードを無償で発行します。

五つ目は、みんなで作る学びのまちです。

本町の大切な子どもたちが、心身ともに逞しく育ち、このまちの町民であることを誇りに思い、受け継がれてきた開拓精神をもって人生を切り開いていける力を得ることができるよう、家庭や地域、学校の連携により、地域に開かれた特色ある教育環境の推進と更なる充実に取り組みます。

また、乳幼児から高齢者までが生涯にわたり、自ら進んで学習活動や読書活動、文化、スポーツ活動を行えるよう、場所と機会を提供し、自己実現ができる学びのまちづくりを推進します。

そのため、次の取り組みを行います。

学校教育の充実。

平成23年度から小中学校で行っている特色ある学校づくりを目的とした、生きる力を育む学校づくり事業への支援を強化し、一層の充実を図ります。

また、中学校において、生徒が授業で使用するコンピュータを更新し、情報社会の中で主体性や創造性が発揮できるよう情報を扱う能力の向上に努めます。

学習指導要領の改訂により、中学校の授業において武道が必修化されることから、入植以来引き継がれてきた剣道を先駆けて授業に取り入れてまいりましたが、その活動の場である武道場を図書館南側に建設いたします。武道場の内装材には、母村の十津川村産材や新十津川町産材を使用し、子どもたちが、新たな武道場の中で母村の命である木に触れ、その温もりの中で一生懸命剣道に励まれることを期待いたします。

新十津川農業高等学校が、地域に根ざした高校として取り組んでいる活動に対しての支援を充実強化いたします。

社会教育の充実。

平成5年以来、19年振りにピンネスタジアムでイースタン・リーグ公式戦、北海道日本ハム対巨人戦が開催されますが、プロ野球界の次代を担う選手たちが戦う試合を通じ、スポーツの素晴らしさ、面白さを感じ、子どもたちの夢が育まれるよう支援を行います。

また、住民一人ひとりが生涯にわたって自主的に学んでいく環境を整えるため、年齢や学習ニーズに合った学習機会の提供に努め、社会教育活動の推進を図るとともに、本に親しむ環境の整備を進め、より豊かな時間が過ごせるよう住民の皆様の読書習慣の定着に努めます。さらに、年齢や体力に応じたスポーツ活動機会の充実を図り、心と身体の健康づくりを推進します。

また、学校、家庭、地域住民が互いに連携・協力し合い、地域における子どもの見守り体制を整えるなど、青少年の健全育成に努めます。

六つ目は、みんなでもともに歩むまちです。

町を取り巻く情勢が大きく変化する中において、住民と行政が深い信頼のもと、お互いに助け合いながらまちづくりを進めることは、とても大切なことです。そのため、情報の公開と共有を図るとともに、住民活動の支援を進め、住民に開かれた効率的な行財政運営を推進し、それぞれの立場における責任と役割による協働の取り組みを実践しながら、ともに歩むまちづくりを進めます。

そのため、次の取り組みを行います。

住民参加の促進。

行政と地域との協働を推進し、行政区の自治活動への支援を行うとともに、自治活動の活性化を図るため、町内会活動の研修機会の提供に努めます。

また、研修会等により地域サポーター職員の地域支援能力の向上を図り、地域活動の応援に積極的に取り組みます。

まちづくり読本では、予算内容の説明や事務事業評価の結果等を公表し、行政情報の周知と共有を図っていますが、より町民の皆様にも町の取り組んだ事業について理解を頂けるよう、事業の結果や決算等を説明したまちづくり読本を新たに作成します。

年間12万人以上の方が閲覧しているまちのホームページを更新し、より分かりやすく見やすいホームページを作成するとともに、管理方式を見直し、ホームページの適正な維持に努めます。現在使用しているパソコン等の機器を年次更新計画に基づき更新するとともに、庁内ネットワークをシンクライアントシステム、これについては、端末処理からセンター方式で処理するという意味でございます。これはセキュリティー対策の意味も含んでいるということでございます。また、通常電話回線が災害等で使用できなくなった場合に備え、無線によりインターネット接続ができるよう関連機器の整備を行います。

行政の効率的な運営。

平成23年度をもって指定管理の委託期間が終了する尚武館、青年会館、新規就農者技術修得センター、物産館、サンヒルズ・サライ、ケビン村ヴィラトップ及び農林産物加工センターについて、再度指定管理者による運営を行い、効率的な行政運営を進めます。

戸籍電算システムの導入に当たり、電算化コストの軽減を図るため、平成25年度より中空知管内の5市5町で戸籍システムの共同運用を行うこととしたので、その導入に向け、計画的に導入作業を進めるとともに、事務の効率化、迅速化を目指します。

庁舎や行政区自治会館等は、災害発生時における災害対応の拠点であり、避難所としての機能も有していることから、地震災害に備えるため耐震診断を実施し、耐震化について計画的に対応を進め、町有財産の維持保全に努めます。

むすびに。

人は、過去を振り返りつつ、今を見つめ、明日を考えながら生きています。明日という日は、今の積み重ねの中で繋がっていくものであり、明日を考えることは、今を真剣に生きていくことでもあります。今を大切にし、その中で見えてくることに行動を起こし、取り組んでいくことにより未来が開けてきます。10年後、本町の人口は、6,000人台の前半となると予想され、高齢化率は、40%を超える見込みです。そういった状況の中でも強い息吹が感じられるまちであるため、私たちは何をすべきかを示した第5次総合計画の第1歩を、私は、町議会の皆様をはじめ町民の皆様とともに踏み出して行きたいと思えます。

まちづくり基本条例の前文では、こう謳われています。

私たち町民は、このまちを大切に思い、住んで良かったと感じられるまちとなるように、子供から高齢者までが知恵と力を出し合い、まちづくりの主体として自ら行動することにより、真の町民自治の実現を目指します。

私は、町議会の皆様をはじめ、多くの町民の皆様とともに行動し、まちづくりを進めて行きたいと考えますので、一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、町政執行方針に代えさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、町政執行方針演説を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

（午前10時36分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

◎教育行政執行方針

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、教育長行政執行方針演説を行います。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、平成24年度教育行政執行方針を申し上げます。

平成24年第1回新十津川町議会定例会の開会にあたり、町民の皆さま、町議会議員の皆さまに、私の所掌する教育行政の執行方針を申し上げます。

本年度は、新十津川町教育委員会制度が発足して60年を迎え、また、今では、至極当然のこととして義務教育の教科書が無料配布されておりますが、この教科書の無料配布制度が出来て丁度、半世紀が経過する節目の年であります。

加えて、小中学校ともに、子どもたちの生きる力をより一層育むことを目指す、新学習指導要領による教育が完全実施されます。

今までに幾度か、時代の要請に応じて、学習指導要領の改訂が行われてきましたが、これからの知識基盤社会に即応する、基礎的・基本的な知識、技能の習得と、思考力、判断力、表現力などの育成の両方が大切であり、その実践に持てる力を最大限に注いでいくことが求められております。

教育委員会といたしましては、こうした変化を見極め、今次求められている学習内容の充実を図り、未来を担う子どもたちが社会の中で、心身ともに逞しく育つよう、学校、家庭、地域が相互に連携し、地域に開かれた特色ある学校を推進し、本町教育の振興充実に努めていかねばなりません。

本町の教育は、母村十津川村からの伝統として、脈々と継承している文武両道の精神が基にあり、120年の歴史を超えた今も尚、その伝統を尊重しながら、継承し発展させることが重要であると考えております。

新たにスタートします第5次総合計画の目指すまちの将来像であります、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創る、いきいき未来の実現に向け、植田町長とともに協働のまちづくりを推し進め、さらなる教育の振興に心血を傾注してまいります。

では、初年度となる第5次総合計画の目標であります、みんなで作る学びのまち実現のため、学校教育の充実と社会教育の充実の2つの政策目標に沿って、平成24年度の教育行政執行方針を申し上げます。

学校教育の充実。

1、学校教育環境の充実。

(1) 指導体制の充実。

学校教育におきましては、未来を担う子どもたちが、時代の新しい課題に対応するために必要な能力を育むことが求められております。

新学習指導要領にある確かな学力、豊かな心、健やかな身体を確実に定着させることを目指し、知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付けるための教育活動を推進していきます。

そのためには、児童生徒の学力向上を喫緊の課題として捉え、学校と保護者、地域の代表の方々による確かな学び推進会議において、総がかりで対策を検討してまいりました。

その実践として、昨年から実施した長期休業中の学習サポートやまびこは、家庭の希望に副える実効性ある学習対策として、児童生徒や保護者の方々にその効果が認識されてきているものと確信をしております。

その指導体制として、教職員をはじめPTA、元教職員、そして、現役の大学生など数多くの方々にボランティアとして学習をサポートしていただいております。

こうした取り組みが、児童生徒一人ひとりのつまずきを解消したり、学ぶ喜びを感じられるような学習支援を行う新十津川スタイルの地域教育の実践方策として確立されつつあります。さらなる充実拡大ができるよう、推進会議の組織強化を図るとともに、家庭、地域に適切な情報を提供するなどの工夫改善に努めてまいります。

児童生徒の学力向上に資するために、昨年から3か年計画で北海道教育委員会の指定を受けた、小中学校ジョイントプロジェクト事業は、2年次目となり、その関連事業であります巡回指導教員の配置による小中学校連携を基にした長期的指導計画の策定や指導方法を工夫改善し、義務教育段階における学習内容の確実な定着を図ってまいります。

学力学習状況調査については、昨年全国一斉の調査ができなかったため、全道の調査結果との比較であります。本町の児童生徒については、着実に基礎学力が身に付いてきております。

本年度は、国語と算数・数学に、理科が追加されることとなりました。本町の学校は抽出校となりませんが、希望利用校として調査を実施し、本町児童生徒の学習状況を把握し、その検証を図ってまいります。

新十津川小学校の教育目標は、ふるさとを愛し、夢と希望を持つ子どもとしております。

自然豊かで農業を基幹産業としている我がまち新十津川町をいつまでも愛し、思い続ける大切さを実感させるとともに、昨年、女子サッカーのワールドカップで世界一に輝いたなでしこジャパンのように、決して諦めず、夢や希望を持ち続け、その実現に向けて努力する力を育ててまいります。

また、昨年度から新学習指導要領に基づいた教育が始まりました。各学年共に学ぶ量が増えておりますが、読み、書き、計算の基礎基本や、見る、聞く、話すなどの学習能力を伸ばすため、教職員の一層の研修、研鑽を重ねるとともに、チームティーチング指導、少

人数指導、習熟度別指導、個別指導の工夫や充実に努め、わかる授業を目標とした学習指導を追求してまいります。

小学校高学年において英語が必修化された外国語教育につきましては、基本的な表現に慣れ親しませながら、言語や文化について体験的に理解を深めさせるとともに、ALTを活用したコミュニケーション能力の素地を養う指導体制を確立してまいります。

児童の学習理解には、読書活動は欠かせないものでありますので、学校図書室機能を活用し、朝読書の取り組みを通して読書習慣の定着化を推し進めてまいります。

また、親子での家読を推進するため、親子で読む国語の教科書を新入学1年生に配付し、家庭での読書環境づくりを支援してまいります。

中学校は、今年度から新学習指導要領に基づいた教育が始まります。

授業時数の確保や武道の必修化、和楽器の導入など、出来得ることは先行して実施してきましたので、より効果的な授業が出来るよう指導をしてまいります。

新たに、ふるさと教育充実のための施策として、アイヌの人たちの歴史や文化などに関わる教育の充実を掲げていますので、中学校芸術鑑賞事業でアイヌ文化に関わる舞台芸術を鑑賞し、道徳授業などでその内容を掘り下げ、ふるさと北海道への理解を深めつつ、郷土を愛する心を育ててまいります。

学校教育は、日本国憲法をはじめ、学校教育法などの法令を遵守しながら、町民の負託に応える公教育にあります。従いまして、教職員の体罰などの服務規律違反は、あってはならないことは、言を俟たないところでありますので、教職員に対し、コンプライアンスの保持徹底と規範意識の向上を強く指導してまいります。

一方では、時代の変遷や教育課程の充実などの面から、過密になっている教職員の勤務実態も否めない事実であります。

教職員の校内研修をはじめとする各種研修機会の充実と併せ、心身の健康保持のため、部活動やスポーツ少年団において指導の任に当たっている教職員に必要な休息の取得と、児童生徒に減り張りや集中力を培わせるため、週に1度程度の休暇の確保について、保護者や地域の皆さまにご理解いただきたいと考えております。

8月3日と4日の両日、道内の地区大会を競り勝ち上がってきた中学校剣士たちが一堂に会し、本町スポーツセンターを会場に、北海道中学校体育大会剣道大会が開催されます。

本町の中学校剣道部の活躍を期待しつつ、尚武会の協力支援をいただきながら、参加した生徒たちの思い出に残る素晴らしい大会となるよう取り進めてまいります。

(2) 特色ある学校づくり。

小中学校1校体制になってこれまでに、学校長を中心に教職員が、保護者や地域の方々とともに、より良い学校づくりのため努力してまいりました。

今後も、学校評議員制度を活かした活力ある学校運営など、町民の方々に見える形で学校づくりを推進していくため、学校情報をきめ細かく地域に発信し、地域とともに歩む学校運営を目指してまいります。

昨年から導入した学校長に裁量権を持たせた、生きる力を育む学校づくり推進事業につきましては、児童生徒の学力向上と特色ある学校運営に求められているニーズに合わせ、より即効的に進められるよう、その拡充を図ってまいります。

特別支援教育につきましては、一人ひとりの障害を的確に把握し、学習上、生活上のつ

まずきや困難さに対応した個別の指導が必要でありますので、特別支援教育スーパーバイザーや専門の関係機関との緊密な連携を図ってまいります。

いじめ、不登校に対しては、いじめは絶対許さないを合言葉に、教職員一人ひとりが児童生徒の言動を敏感に察知し、早期発見とその対応に全力を注いでまいります。また不登校は、特定の児童生徒に特有の問題があることによって起こるのではなく、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、家庭の協力と周囲の理解を深める必要があります。

今までも、小中学校の情報交換や連携を密に行い、児童生徒の心のケアを図ってきておりますが、通常では気付くことが困難な、その背景にある複雑な問題やその支援のあり方について、有効な手段を種々持ち備えているスクールカウンセラーを配置し、より専門的な相談や指導が受けられるよう配慮してまいります。

北・中空知唯一の全日制農業高校であります新十津川農業高等学校は、食糧基地である北海道を支える人材を育成する役割を担いながら、景観向上のための花づくりや地域ボランティアなど本町に密着した活動を行っております。これらのことが、町内外から高く評価され、近年、入学志望者数も増加傾向にあります。

中学校生徒数が減少傾向にある中、これからもその特色を活かし、生徒に選ばれる魅力ある高校として発展されることを祈念しております。

増加してきた生徒への対応や小学生との農業体験の相互交流事業の拡大など、新たな連携事業への取り組みなどに対して、支援枠の拡大を図ってまいります。

(3) 学校環境の充実。

中学校においては、新学習指導要領の改訂に伴う武道必修化により、本町では、母村から開村以来伝統が引き継がれてきた剣道を履修科目として選択しました。

本年、授業や部活動などにおける活動拠点として、剣道専用の武道場を新たに建設いたします。建設にあたっては、母村の豊かな自然風土の中で成長した香り豊かな檜と、本町の厳しい寒さに耐え、逞しく成長した榎松の木材を使用し、両者の深い絆を感じられる象徴的な施設といたく考えております。

また、武道必修化の完全実施に伴う体制整備の一環として、限られた授業時数の中で、より効果的できめ細かな指導と併せ、生徒の安全性に充分配慮する必要があることから、新たに剣道師範の外部指導者を配置いたします。礼節を重んじ、相手への尊重などを習得させ易い指導体制を整えることにより、剣道人口の裾野を広げ、母村の伝統を引き継ぐ本町剣道の隆盛を図るべく、積極的な支援を行ってまいります。

児童生徒が安心して通学ができるように、スクールバスの安全運行管理には最善の注意を払っておりますが、老朽化しているスクールバス1台を更新し、さらなる安全な運行管理体制を確保してまいります。

なお、運転業務員については、新・集中改革プランの中で、運営の方向性について検討事項となっておりますので、最小の経費で最大の効果を挙げることができる簡素で効果的な行政運営と、安全運転に支障の無い職員体制といたします。

中学校の部活動においては、生徒たちが安全に心置きなく活動に専念していただくため、ソフトボールグラウンドのバックネット取替えや、吹奏楽部で使用している楽器についても、引き続き計画的に更新をしてまいります。

2、学校給食の充実。

(1) 地産地消の推進。

学校給食の目的は、成長期にある児童生徒に栄養バランスに配慮した給食の提供を通じて、体位の向上や家庭における食生活の改善を図ることであり、加えて、安全で安心できる食材の使用とともに、献立の多様性や美味しさも求められています。

このようなことから、JAピンネ や町内の農業生産団体、新十津川農業高校などと連携し、身近で安全な地場産鮮野菜や添加物の少ない加工製品を取り入れ、児童生徒が安心して食べることのできる学校給食の提供に努めてまいります。

また、本町学校給食センターにおける取り組みを知っていただき、学校給食への理解を深めていただくため、一般町民の方を対象とした学校給食試食会を開催いたします。

(2) 食育の推進。

食育は、食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯を通じた健全な食生活の実現や健康の確保などが図れるよう、家庭とも連携協力をして推し進めることが必要であります。

小中学校において食育の日を設け、農業への理解と農産物の重要性、さらには、生産者や食べ物などへの感謝の気持ちを醸成しながら、児童生徒自らが、食について考え、その理解と関わりを深められるよう取り進めてまいります。

(3) 衛生管理の徹底。

本町の学校給食センターは、管内でも有数の設備と機能を有する施設ではありますが、築10年が経過いたしました。

機械設備などの経年使用に伴う故障や不具合の発生が時折見受けられるようになってきておりますので、今後とも適正な維持管理を行いながら、計画的に機械設備などの修繕や更新を行ってまいります。

学校給食センターの適正かつ円滑な運営を行うため、学校、保護者や地域の代表の方々を構成員とした学校給食推進委員会を設け、これら外部の視点からのご意見を取り入れながら、衛生管理の徹底と学校給食の安全性確保に努めてまいります。

社会教育の充実。

1、社会教育活動の推進。

本町の最上位計画であります新十津川町第5次総合計画が策定されましたので、その整合性を図りながら、今後5年間における具体的な事業展開を盛り込む第6期社会教育実施計画を策定いたします。

なお、策定にあたっては、社会教育委員の会にご意見をいただき、学習活動や読書活動、文化・スポーツ活動の場と機会の提供など、町民が生涯にわたって自ら学び、自己実現を図ることができる社会教育事業の展開に意を注いでまいります。

望ましい生活習慣を身に付ける取り組みとして、昨年から実施しました通学合宿事業につきましても、参加者や保護者からも好評で、自ら進んで行動する意識の向上が見られますので、より効果が上がるように宿泊数を一定程度延長し、事業内容のさらなる充実を図ってまいります。

子ども会、青年や女性団体、シニアリーダー会などの地域の活力となっている団体活動や本町の無形文化財であります獅子神楽などの伝統芸能の伝承活動についても引き続き支援してまいります。

2、青少年の健全育成の充実。

開町 120年記念事業としてスタートしたあいさつ運動は、現在、スマイルタウン笑顔であいさつ新十津川町と言うキャッチフレーズの下、家庭、地域、学校、社会教育関係団体などが一体となった取り組みと町民の皆さま方の協力により、年毎にその機運が高まってきております。

通学する児童生徒と地域の皆さんとの元気なあいさつ交流は、微笑ましく、お互いに心地良く爽やかなもので、元気な地域コミュニティの証しでもあります。さらに人と人との繋がりがある温かい地域社会を作っていくために、この運動が、より広がりを持った取組になるよう、これからも積極的に推進してまいります。

青少年健全育成の推進体制である町民会議が実施している青少年健全育成のつどいや、児童生徒の安全パトロール活動などを支援するとともに、町民総ぐるみにより児童生徒の見守り体制を整備し、その健全育成に努めてまいります。

3、読書活動の促進。

昨年、外壁工事のため利用者にご迷惑をおかけしましたが、外回りは、きれいに一新することができました。また、近隣の図書館も整備されたことから、利用者動向の変化も見られますが、今後とも、より町民の皆さま方が利用し易く、親しまれる図書館として、適切な蔵書整備と職員の資質向上を目指してまいります。

子ども読書活動推進計画により、ボランティアによる読み聞かせや読書に親しんでもらうための児童生徒への働きかけなど、読書習慣を身に付ける機会を増やし、学校との連携を密にし、学校図書の実充実と読書活動の推進を図ってまいります。

また、乳幼児から絵本との出会いや本に興味を持たせることが重要ですので、親子で喜びを共有できる、おはなしころりんミニや紙芝居などに参加を促し、読書に親しむ環境づくりを支援するなど、子どもの成長に合った読書活動に繋がるよう工夫をしてまいります。

4、文化活動の促進。

昨年オープンいたしました新十津川アートの森かぜのびは、指定管理者による管理運営が始まり、全国各地からの来訪者や本町小学生の体験学習授業など、新たな風を吹かせてくれました。

ゆったりした時間とアートを楽しむ空間としての新たな文化拠点施設かぜのびが、成長する美術館として、町内文化団体との交流と連携が深まるように、さらに協力体制を整えてまいります。

これまでの本町の歴史をたどる施設であります開拓記念館は、昨年に引き続き、普段目に触れることのできない昔の道具などを観覧いただけるように、週に一度、資料室公開日を設定いたします。

また、昭和55年、開町90周年を記念して建設された開拓記念館も築32年が経過し、長年の風雪に耐えてきましたが、耐震構造施設ではありませんので、新十津川町耐震改修促進計画に基づき、耐震第2次診断を実施いたします。

これまで、町民の皆さまに、文化芸術の感動や情操を豊かにできるような芸術鑑賞事業を開催してまいりました。

いつの時代であっても、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、多くの町民の変わらない願いであると考えます。

今年度も、心豊かな活力ある社会の形成を図るため、厳選した中で芸術鑑賞事業を行ってまいります。

5、スポーツ活動の促進。

スポーツは、体力の向上や精神的な充実に加え、生活習慣病の改善に結びつくなど町民が健康で明るく生活する上で重要な役割を果たしています。

このため、誰もが、いつでも気軽にスポーツに楽しめるよう、スポーツ体験教室、水中体操など講座を開設してまいります。また、スポーツに取り組むための体育施設がふるさと公園内に集中しており、町民の皆さまがいつでも利用できる状況にあります。今まで以上に利用者視点での活用ができるように指定管理者である新十津川町体育協会への助言や協力を努めてまいります。

人口減や高齢化により、スポーツ人口が年々減少傾向にありますが、スポーツは、健康づくりの要となりますので、一人一スポーツの取り組みを保健福祉部局と体育施設の指定管理者であります、新十津川町体育協会と連携して進めてまいります。

本町の児童生徒は、学校外のスポーツ文化活動を積極的に取り組んでおります。団体活動への支援やふるさと応援基金を財源に、文化スポーツ少年団や小中学生の文化運動部のユニホーム購入に対する助成を計画的に進めてまいります。

本年6月9日、地元プロ野球チームとして北海道に根付いた活動を展開している北海道日本ハムファイターズと、少年野球指導などに縁のある読売巨人軍とのイースタンリーグ公式戦が、本町で開催することに決定しました。

近い将来一軍を担う若手有望選手が繰り広げる熱戦に声援を送るとともに、子どもたちに夢を与え、思い出深い試合になるよう全町的なイベントとして支援をしてまいります。野球以外のスポーツにおいても、有名選手を指導者として招聘して、子どもたちに直接指導する機会を設けます。正しい知識や練習方法を学び、基礎基本をしっかりと身に付けることにより、子どもたちの体力や技術力、更にはチーム力の向上に努めます。

各体育施設の修繕につきましては、スポーツセンターの遮光カーテン取替、温水プールの屋根改修、ピンネスタジアムのフィールド改修などを行い、適正な維持管理に努めてまいります。

むすび。

以上、平成24年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

昨年は、国内の至る所において災害が多発した1年でした。

母村十津川村におきましても、予想だにできなかった台風12号による大雨災害が発生し、甚大な被害を受け、自然の脅威をまざまざと見せ付けられました。

123年前、先人たちが、団体移住をした英断やその開拓に伴う果敢な挑戦とたゆまぬ努力、さらには、千辛万苦に耐え、一致団結して開拓を成功させた経験からも、必ずや困難を克服し、心身再生の郷として蘇ることを信じて止みません。

今回の災害におきましては、子どもたちをはじめ多くの町民の方々による母村への自発的、かつ自然発生的なおもんばかりの気持ちからもたらせる絆づくりが、母村と本町の双方に呼び起こす地域力と教育力の根幹であることを確信しました。

今こそ、その強い絆の根源であります移民誓約書第一条の由緒ある十津川郷の伝統を引き継ぎ、今まで以上に心をつなげて団結し、互いに助け合い、そねみ疑わず、ひとえに

移住村の隆盛を期し、開墾に励まなければならないと誓い合った、正に協働のまちづくりの精神を教育に活かしつつ、後世に引き継ぐことこそが私たちの使命であると考えます。

次代を担う子どもたちの未来のために、教育環境の整った元気あふれる素晴らしいまちを築いていくため、教育関係者と共に本町教育の着実な進展に全身全霊を傾注することをお誓い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

町民の皆さま、議会議員の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上をもちまして、教育行政執行方針演説を終わります。

ここで11時35分まで休憩といたします。

（午前11時26分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時35分）

◎議案第9号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第9号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第9号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定について。

新十津川町住宅耐震化等促進条例を次のように定める。

3ページ目に提案理由が記載してございます。町内の住宅について、耐震化及び省エネルギー化を促進することにより、町民の生活の安全及び安心を確保するとともに、町内事業者の活性化に寄与するため、この条例の制定について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、建設課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 岩井良道君登壇〕

○建設課長（岩井良道君） ただいま上程をいただきました議案第9号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定につきまして、内容の説明を申し上げます。

本条例は提案理由にもありますとおり、町内の民間住宅について耐震化及び省エネルギー化を効果的に促し、あわせて町内建設事業者の活性化を図るべく定めてございまして、これに基づき平成24年度から安心すまいる助成事業を導入いたしたいとさせていただきます。

それでは内容の説明でございます。本条例につきましては、全文13条で構成をされておりまして、第1条、目的につきましては、地震による倒壊等に対応する耐震化の促進、限

りある燃料資源を有効利用するための省エネルギー化の促進、そしてこれらの促進にあたっては、町内建設事業者を活用することによる商工業の活性化に寄与することと定めてございます。

第2条の定義でございますが、第1号で対象となる住宅の種類、第2号、第3号、第4号につきましては、各々の業務、工事の基準を述べてございます。第5号で事業者は町内に事務所又は事業所を有するものと定めてございます。

第3条の対象住宅の要件につきましては、第1号で町内に存すること、第2号で住宅所有者自らが居住すること、第3号で違反建築物でないこと、この3項目すべてに該当することが必要であると定めてございます。

第4条、助成金の交付でございます。これにつきましては、交付対象者の要件として、本人、世帯員とも町の公租公課を滞納していないことと定めてございます。

第5条、助成金の額でございます。第1号の耐震診断でございますが、これにつきましては業務費の3分の2以内で、限度額を4万円と定めてございます。第2号の耐震改修工事、これにつきましては、工事費の5分の1以内で、限度額を75万円と定めており、第3号の省エネ改修工事につきましては、工事費の5分の1以内で、限度額を30万円といたしてございます。

第6条から第10条につきましては、助成金の交付について、着手の14日前の認定申請、工事完了から30日以内の交付申請について定めてございます。

また第11条から第13条につきましては、助成金の交付決定の取り消し、助成金の返還、その他必要事項の規則への委任について定めてございます。

最後に附則といたしまして、第1項で条例の施行日を、平成24年4月1日と定めまして、第2項では、この条例の廃止を平成28年3月31日と定めてございます。

なお、本条例に廃止の期限を定めた理由といたしましては、国の基本的な方針及びこれに基づく北海道並びに新十津川町で策定をいたしております耐震改修促進計画、これにおきまして住民及び大多数のものが使用する建築物の耐震化率を平成27年度中に90%とすることを目標に定めていることから、住民の皆さんに対し効果的に耐震改修等の工事を促すため、目標年度を期限といたしたところでございます。

以上、内容について申し上げます。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第9号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第10号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第10号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面に提案理由が載せてございますので、提案理由。経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税などに関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保にかかる地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それではただいま上程いただきました議案第10号、新十津川町税条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

内容につきましては、提案理由にございますとおり、地方税法の一部を改正する法律など、3つの法律が施行されることによる新十津川町税条例の一部改正であります。今回の改正の要点を申し上げますと、第1点目に都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に委譲すること。第2点目といたしまして、個人町民税における退職所得の分離課税にかかる特例措置を廃止すること。第3点目といたしまして、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として個人住民税の均等割の標準税率を引き上げること。第4点目といたしまして、地方税法の改正にかかる引用条項を改正による文言の整備によるものであります。それではお手元の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第95条、たばこ税の税率につきましては、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う調整のため、道府県たばこ税を1,000本につき644円減額となったものに連動いたしまして、市町村たばこ税を644円増額し、5,262円とするものであります。

次に、附則第9条でございますが、個人町民税の退職所得の所得割について当分の間、その10%に相当する金額を控除していた特例措置を廃止するため、第9条を削除するものでございます。

附則第16条の2、たばこ税の税率の特例につきましては、いわゆる旧3級品の紙巻き煙草の税率を1,000本につき305円増額し、2,495円とするものであります。

附則第22条、東日本大震災にかかる雑損控除額の額等の特例は地方税法附則第42条第3項の改正によりまして、引用していました本条を改正するものであります。

附則第24条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、改正の要点で申し上げましたとおり、東日本大震災からの復興にかかる地方公共団体の防災施策財源を確保するため、臨時措置といたしまして個人住民税の均等割の標準税率に500円を加え、年額3,500円とするものであります。

以上、新十津川町税条例の一部改正について、ご説明に代えさせていただきます。よろしくご審議いただき議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第10号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第11号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第11号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正について。

新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。運転免許証の自主返納に関し優遇措置を講ずることにより、交通安全対策に資するため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、同様に住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それではただいま上程いただきました議案第11号、新十津川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

現在、我が国は平成22年の国勢調査で高齢化率が23%と、超高齢社会に突入いたしました。本町におきましても、国政調査の高齢化率は33.9%となっている状況の中、加齢により自動車等の運転能力低下に不安を持つ高齢者自身やその家族の存在が実体化しております。一方で運転免許証は公的機関や金融機関ほか、民間企業等において各種手続を行う際の本人確認の重要な証明書として利用されております。本町では継続中でありました交通死亡事故死ゼロが先般、2153日でストップいたしました。このことを戒めといたしまして、これまで以上に交通安全対策の充実を図るための取り組みを進めてまいり所存であります。

その取り組みのひとつとして、運転に不安を抱える方達が運転免許証を自主的に返還しようとした場合に、本人確認用の証明書として用いることのできる住民基本台帳カードの発行手数料を免除し、高齢者等の運転免許証の自主返還を推奨していこうというものでございます。なお、今回の改正におきましては、高齢者の運転免許証返還のほか、期せずして病気や怪我などにより運転が不安となって、免許証を返還したいと考える方についても対象とするため、年齢制限の要件をうたわず、今回の改正の条文としております。

それではお手元の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第6条、手数料の免除。第6号として、運転免許を返還した者に対する住民基本台帳カードの交付を加え、また別表については、先に記述しております法律番号を削除するものであります。

以上、新十津川町手数料徴収条例の一部改正につきまして、ご説明に代えさせていただきます。

きます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第11号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案12号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第12号、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第12号、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について。

新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める、といたしまして提案理由でございます。障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策等を見直すまでの間において障害者などの地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、同様に住民課長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 小林 透君登壇〕

○住民課長（小林 透君） それではただいま上程いただきました議案第12号、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

平成22年に制定されました障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律におきまして、障害児支援の強化のため、重複障害に対応するとともに、障害種別等にわかれている現行の通所などの障害児施設について、平成24年4月1日から一元化されるため、本町の福祉医療費助成関係条例に係る文言の整理を行うものでございます。

お手元の新旧対照表によりご説明を申し上げます。改正条例は今回の法律改正による施設一元化によってその名称がなくなる知的障がい児通園施設にかかる表現を削除するものでございまして、第1条は、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例、第2条は、新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例における当該施設の名称にかかる部分を削除したものでございます。

以上、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第12号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで13時まで休憩といたします。

（午前11時55分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◎議案第13号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第13号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第13号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について。

新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。景気の低迷が続いていることから、中小企業者の資金借入に係る負担軽減措置を引き続き行い、経営基盤の強化を図るため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、産業振興課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 後木祥一君登壇〕

○産業振興課長（後木祥一君） ただいま上程いただきました議案第13号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

長引く景気の低迷によりまして中小企業者の皆様への緊急経済対策といたしまして、平成21年3月の第1回定例会におきまして、3年を期限といたしまして融資を受けた事業資金の利子補給率2分の1を10分の10とすることにするために、保障融資条例を附則をもって改正をいたしました。今回の提案理由にもございますが、景気の低迷が続いているということで、中小企業者の皆様に対する経済対策をさらに3年間延長いたしたいとするもので、附則を改正するものでございます。

お手元にお配りをいたしました新旧対照表に条文の改正がございます。ご覧いただきました

いと思いますが、現行は、平成24年3月31日までとなっておりますが、これを平成27年3月31日まで、3年間延長いたしたいとするものでございます。

ご審議いただきまして、議決たまわりますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第13号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第9、議案第14号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第14号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるといたしまして、提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、公営住宅法の一部改正に伴う公営住宅の入居者の資格に関する改正などを行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては、建設課長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 岩井良道君登壇〕

○建設課長（岩井良道君） ただいま上程いただきました議案第14号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、いわゆる地域主権改革一括法の施行によりまして公営住宅法の一部が改正され、制令から条例への委任措置によるものでございます。併せまして、文言の整理を行いたいとするものでございます。なお、改正に当たりましては、政令の条項を引用していた部分の入居要件の一部を規則に委任する措置をとってございます。

それでは内容のご説明でございますが、お手元の新旧対照表も併せてご覧願います。第6条でございます。これは入居者の資格についての規定でございますが、従来は特に居住の安定を図るものについて政令の条項を引用しておりましたが、今回対象要件につきましては、規則に委任し、収入金額につきましては条例で定めたものでございます。

次に第9条でございます。これは入居者の選考についての規定でございますが、随時の公募により受け付けている場合におきまして、入居の順位を定めがたい時の決定基準を明確にするため、所要の改正を行う内容となっております。これまでの方式と同様に取り

扱うところではございますが、規定上明確になっていなかった随時申し込みの入居希望者の入居順の決定方法についての規定文を同条第3項に追加する内容となっております。

附則といたしまして、この条例の施行日を平成24年4月1日としたいとさせていただきます。

以上、内容の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第14号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） 日程第10、議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について。

新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

裏面に提案理由が記載してございます。提案理由。財団法人自治体国際化協会が実施する語学指導等を行う外国青年誘致事業において、報酬の額の見直しが行われることから、新十津川町英語指導助手の報酬の額について改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、教育委員会の主幹から申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会主幹。

〔教育委員会主幹 野崎勇治君登壇〕

○教育委員会主幹（野崎勇治君） それではただいま上程いただきました議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご覧いただきたいと思います。

本条例の改正の趣旨は、財団法人自治体国際化協会が実施しておりますいわゆるJETプログラムにより招致しております外国指導助手の再任用に際して、一定のインセンティブを与えることを目的に、報酬額についての協会の要項が改正されますので、24年度から本条例を改正しようとするものでございます。

第3条につきましては、1年任期途中での欠員になったときの残任期間である旨を明示したものでございます。次に、第5条第1項で、現行月額30万円とあったものが、任用期間により1年目は月額28万円、更新により任用2年目は月額30万円、3年目は32万5千円、4年目、5年目は月額33万円に改定するという内容でございます。また、所得税及び住民税が付加されるときに、その分を従前報酬額に上乘せをしておりましたが、それがなくな

ったという内容の改正でございます。なお、被居住者の報酬額を月額35万円とすることにつきましては、中途退職者に伴う補充で来日した場合の任用期間が1年未満の任用者は、税法上20%の所得税が課せられることとなりますので、税額控除後の額が先ほど説明いたしました1年目の任用者と同額とすることの内容でございます。

附則といたしまして、本条例は平成24年4月1日から施行するものでございます。ただし、前任の英語指導助手には適用しないように経過措置をしてございます。

以上で、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。ご審議をいただきまして、議決たまわりますようお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第15号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます日程第11から日程第15までの案件につきましては、関連がございますので、一括上程をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがいまして、日程第11、議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算、日程第12、議案第17号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算、日程第13、議案第18号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14、議案第19号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算、日程第15、議案第20号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定いたしました。

◎議案第16号ないし議案第20号の上程、説明、質疑

○議長（長谷川秀樹君） それでは議案第16号から議案第20号につきまして、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま一括上程をいただきました議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算から議案第20号の平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算のご提案を申し上げます。

まず予算書1ページをお開き願います。議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算。

平成24年度新十津川町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億43万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表、地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続きまして、201ページをお開き願います。

議案第17号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算。

平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,491万1千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、5,000万円と定める。

続きまして、219ページをお開き願います。

議案第18号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,162万2千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

続きまして、235ページをお開き願います。

議案第19号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算。

平成24年度新十津川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,522万5千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、

地方債による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は5,000万円と定める。

続きまして、259ページをお開きください。

議案第20号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算。

平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,498万9千円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

以上、一般会計予算ほか4特別会計予算についてご提案をさせていただきました。

なお、各会計ごとの予算案の概要につきましては、副町長よりご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、各会計の予算概要について説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第16号から第20号までの平成24年度一般会計並びに各特別会計予算案の概要を申し上げます。

お手元に予算案概要説明書がいつているかと思えます。その予算概要説明書に基づいて、説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページに各会計予算案総括表が載せてございます。一般会計、平成24年度予算額52億43万5千円。平成23年度の予算額については50億2,636万8千円で、対前年度伸び率は3.5%の伸びということでありまして、平成23年度の当初予算については骨格予算ということでありましたので、この伸び率となっております。6月補正後の比較をいたしますと、53億4,905万円でありまして、減率の2.8%となります。

続きまして、特別会計。国民健康保険特別会計、24年度予算額3億5,491万1千円。後期高齢者医療特別会計、24年度予算額9,162万2千円。下水道事業特別会計、24年度予算額1億9,522万5千円。農業集落排水事業特別会計、24年度予算額3,498万9千円。この4つの特別会計の合計は、24年度予算額6億7,674万7千円ということで、これは平成23年度の予算額6億9,322万5千円に比較いたしまして、減率の2.4%となります。一般会計、特別会計あわせた総額は、24年度予算額58億7,718万2千円。23年度予算額では57億1,959万3千円でありまして、この比較でいきますと2.8%の伸びということでありまして、6月補正後の合計で比較をいたしますと、減率の2.7%ということになっております。

次のページをお開きいただきたいと思えます。一般会計の主な事業につきまして、平成24年度からスタートいたします第5次町総合計画、6つの目標に沿って内容を申し上げます。先ほど町長、教育長から執行方針の中で述べられた事業もありますけれども、予算額に基づきまして主なものを申し上げます。

みんなで作る住みよいまちからは、環境の保全の項目では、2番目の家庭用生ごみ処

理機購入費助成事業105万円をみてございます。昨年度から実施しておりますけれど、電気式処理機あるいはコンポスト購入への助成でございます。生活基盤の充実では、安心すまいる助成事業ということで530万円計上いたしました。先ほど住宅耐震化等促進条例制定で説明をいたしておりますけれど、平成24年度からの新しい事業であります。個人住宅への耐震診断、耐震工事及び省エネ工事に対する助成を行うもので、平成27年度までの時限事業ということになっております。続きまして、交通環境の整備では、地域公共交通活性化事業36万6千円をみてございますけれど、これは23年度までに行っておりました実証実験が終了いたしましたので、その結果を分析し、総進線、上総進線、花月砂川線の平成25年度からの方向を決定をいたし、地域住民の皆さんに説明をして、理解をいただいて進めていこうというものでございます。

2番、みんなで作る健やかなまちからでございますけれど、児童福祉の充実では、児童館子育て支援アドバイザー設置事業87万7千円をみてございます。これは児童館の発達障がい児の専門知識を持った職員を配置してございますけれど、この職員の勤務を現在週3日でございますけれど、これを24年度から4日へ勤務を増やすと、勤務の充実を図るというものでございます。続きまして、高齢者福祉の充実で申し上げます。シニアいきいきクラブ運営事業ということで10万2千円をみております。本年度についても高齢者の新たな生きがい活動の場として、4講座を開設していきたいというものであります。レクワーカー養成事業では30万4千円でありますけれど、昨年から養成講座を行っておりますけれど、本年度については道健康づくり財団の助成金を活用いたしまして、レクリエーション用具を整備するものであります。続きまして、健康づくりの推進からは、これまでどおり各種の予防接種事業あるいは検診事業を行っていく予定でございます。そのほかに栄養指導事業ということで133万2千円でございますけれど、24年度については管理栄養士を採用、配置をいたし、町民の健康づくりを栄養の面から進めていくということでございますけれど、この133万2千円については、食生活推進活動を進めていくための費用でございます。次のページ、3ページになります。医療環境の充実では、乳幼児等医療費助成事業ということで2,112万7千円みてございます。これは子ども生活応援事業と同じように、夢基金を利用いたしまして、本年度も引き続き、医療については中学生以下の子どもの医療を無料化にしていくというものでございます。

3番、みんなで作る豊かなまちからでは、農業の振興では、農業振興公社設立事業ということで1,207万2千円をみてございます。これは4月に設立見込みの農業振興公社の出資金と運営費を計上いたしてございます。農産物ブランド化推進事業については110万円ということで、昨年同様に販路拡大やPRを行っていくという費用でございます。4番目の有害鳥獣駆除対策事業171万8千円については、これも前年度に引き続き、有害鳥獣駆除対策協議会を通じてシカ用のくくり罠免許取得費用を助成するものであります。商工業の振興では、国・北海道融資制度資金利子補給事業250万円ということで、これは景気がまだ低迷しているということから、この事業措置を3年間延長するというものでございます。地元消費拡大事業600万円であります。これは商工会が行います様々な消費拡大事業に対し支援をしていこうというものでございます。母村十津川村商工観光産業支援事業補助金150万円をみております。これは十津川応援事業ということで、町民が母村の宿泊施設を利用した場合、一人3万円の町商品券を交付するというもので、この事業については商工会が

行うものでありますけれど、商工会に補助をしていくというものでございます。観光の振興では、観光PR推進事業310万4千円。これはイベント用のテントが古くなって痛んできておりますので、このテントの更新を行うほか、札幌などに出てPRを行おうというものでございます。

4番、みんなで作る安心なまち。この中から消防・救急体制の充実では、消防車両更新事業、第1分団のタンク車と書いてあります。2,939万5千円でございます。これは購入から26年経過している消防団の第1分団のタンク車を更新するというものでございます。防災体制の充実では、地域防災力強化事業48万4千円をみてございます。これは通常の事業のほかに本年度は3年に1回行っております防災訓練の年でありますので、これを実施していくということで、8月下旬防災訓練を実施予定をいたしてございます。生活安全体制の充実では、中央地区市街街路灯更新事業3,500万円で、これは24年度、25年度の2か年で街路灯、全部で131基を更新及び新設するというもので、本年度は橋本みどり地区の31基を更新する、LEDの街路灯とするというものでございます。

続きまして、4ページ、5ページになります。5番、みんなで作る学びのまちからでは、学校教育の充実では、中学校武道場建設事業で2億3,871万6千円をみております。武道場、延べ面積760.5平米の鉄骨平屋建で5月から11月末までの工期となって、予定をしてございます。生きる力を育む学校づくり事業、小学校・中学校と書いてあります。140万円。これは特色ある学校づくりのための学校長の裁量予算でありますけれど、昨年度より20万円を増額し、1校70万円という事業でございます。社会教育の充実では、イースタン・リーグ開催事業負担金30万円。これは6月9日開催予定でありますけれど、プロ野球イースタン・リーグの開催するための町の負担分でございます。

6番、みんなでもともに歩むまち。この中の住民参加の促進では、まちづくり読本作成事業、決算版と書いてあります。18万6千円。これはこれまで予算版は発行しておりますけれど、24年度から加えて決算版も作成するというものでございます。行政の効率的な運営、この中では行政財産耐震診断事業、役場庁舎、行政区会館、開拓記念館と記載しております。1,298万7千円。これはまだ耐震化されていない役場庁舎、開拓記念館、それから地区避難所となっております行政区会館は地区避難所となっておりますけれど、この耐震化されていないものが8箇所ありますけれど、このうちその会館の8箇所のうち7箇所を診断を行うものでございます。残りの1箇所については来年度となる見込であります。残りの3箇所の会館については耐震化がされております。また役場庁舎については、耐震化と設計、できれば平成25年度耐震化工事をしていきたいというふうに見込んでおります。

それから主な一般会計の歳入の状況で、予算案でございます。町税5億985万5千円、これは昨年比較で減率となっております。これは固定資産評価替えによる減額が見込まれることから減率となっております。地方特例交付金130万円。これも90%の大きな減率となっております。これは子ども手当特例交付金と減税補てん特例交付金のうち、自動車取得税交付金が措置されていないことからの状況でございます。続きまして、地方交付税は29億3,500万円。これは昨年度と、23年度と同額でございます。国庫支出金2億9,308万3千円。公営住宅の建設が終わったことなどによりまして減率となっております。道支出金3億3,037万4千円。これは伸びてございますけれど、農業基盤整備事業の促進事業補助金などにより少し伸びております。繰入金7,322万9千円。9.2%の伸びとなっておりますけれど、

これは基金からの繰り入れも入っております。子ども夢基金から約2,000万円、財調から4,500万円などを見ております。諸収入は1億4,613万7千円ということで、約20%の減率となっておりますけれど、これは明和会への貸付期間が終了したことによりまして、この分が減ってきたものが主なものでございます。町債については5億2,550万円。この主なものについては、起債の主なものについては中学校武道場建設が2億2,300万円、消防車両更新の起債が2,900万円、スクールバスの更新については2,300万円であります。以上であります。

続きまして、5ページ、特別会計予算案について説明をいたします。国民健康保険特別会計。予算総額3億5,491万1千円。まず歳入の主なものでありますけれど、国民健康保険税2億6,818万4千円であります。これはまだ所得の把握はもちろんこれからでありますけれど、現在のところ農業所得の伸びが見込まれるということから、若干の伸びを見込んでおります。そのほかに繰入金8,658万2千円。このうち国保の基金からの繰り入れは2,350万円をみております。歳出の主なものについては、国民健康保険事業広域連合負担金3億5,318万8千円となっております。これは連合への負担金でありますけれど、昨年度に比較いたしまして約700万円の減額となっております。

後期高齢者医療特別会計。予算総額9,162万2千円。歳入の主なものについては、後期高齢者医療保険料で6,252万7千円。これは加入者が増えているものでございます。繰入金については2,889万1千円。一般会計からの保健基盤安定繰り入れなどが主なものでございます。歳出については、後期高齢者医療広域連合負担金9,079万円でありますけれど、これは道の広域連合への負担金でありまして、昨年度より約600万円増えていることになっております。

下水道事業特別会計。予算総額1億9,522万5千円。これについては、昨年とほぼ同額、同様な内容となっております。

農業集落排水事業特別会計。予算総額3,498万9千円。歳入の主なものは、使用料及び手数料で730万1千円ということであります。繰入金については2,768万6千円。主な歳出については、公債費が2,856万円ということで、公債費が減ったことから歳入歳出とも昨年度より約1,400万円の減となっております。

以上、平成24年度の一般会計ほか4特別会計予算案の概要について申し上げました。予算編成にあたりましては、行政評価に基づいて総合計画と評価をリンクさせ、経費等の見直しを行い編成をいたしました。どうぞよろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第16号から議案第20号までの提案理由並びに概要の説明を終わります。

これより予算概要についてのみ質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第16号から議案第20号までの審査についてであります。先に開催されました議会

運営委員会において、先例により議長を除く全員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議を進めるとの申し合わせでございます。

本件につきましては、議会運営委員会の申し合わせのとおり、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、平成24年度新十津川町各会計予算の審議は、議長を除く全員による予算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

それでは町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思っております。

委員長、副委員長の選任方法についてお諮りをいたします。

選出方法について、どなたか発言を願います。

6番、平沢豊勝君。

○6番（平沢豊勝君） 先例にしたがって、両委員会から2名ずつ出させていただいて選考していただければと思っています。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま6番、平沢豊勝君から発言がございましたが、そのような進め方でご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議がないようですので、ただいま発言がございましたように、各常任委員会から2名の選考委員を選出し、正副委員長の選任をすることに決定いたしました。

選考委員の選出をいただくまで、この場で暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告がまいっておりますので、議会事務局長より報告をさせます。

議会事務局長。

○事務局長（加藤健次君） それではご報告をいたします。

総務民生常任委員会より笹木委員長、西内副委員長。経済文教常任委員会より山田委員長、安中副委員長。

以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定をさせていただきます。

選考委員の方々にはお手数をわずらわせますが、予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思っております。

14時まで休憩をいたします。

(午後 1 時46分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(午後 2 時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選任をいただいているところでございますが、代表して笹木正文君より結果の報告を願います。

〔5 番 笹木正文君登壇〕

○5 番（笹木正文君） それでは報告いたします。

平成24年度予算審査特別委員会委員長に長名實議員、副委員長に青田良一議員を選任いたしました。

以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告がございましたように、予算審査特別委員会の委員長に長名實君、副委員長に青田良一君が選任されましたので、よろしくお願ひいたします。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます日程第16から日程第19までの案件につきましては、関連がございますので一括上程をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第17、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第18、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について、日程第19、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について、は一括上程することに決定いたしました。

◎議案第21号ないし議案第24号の上程、説明

○議長（長谷川秀樹君） それでは議案第21号から議案第24号につきまして、提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま一括上程いただきました議案第21号から議案第24号まで、提案理由並びに内容の説明をさせていただきます。

議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。所在地、樺戸郡新十津川町字総進188番地5、名称、サンヒルズ・サライ。樺戸郡新十津川町字総進190番地1、新十津川町ケビン村ヴィラトップ。樺戸郡新十津川町字中央5番地1、新十津川物産館。樺戸郡新十津川町字学園21番地3、新十津川町農林産物加工センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。樺戸郡新十津川町字中央5番地1。株式会社新十津川総合振興公社。代表取締役、佐川純。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成29年3月31日まで。

提案の理由でございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明をさせていただきます。これまでも施設の適正な維持管理そして運営に努めていただきました本施設につきまして、実績等を評価し、引き続き管理者として指定したいとするものでございます。

以上、これからの内容につきましても、同様な内容でございますので、議案22号から24号までについては、内容については省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご了解を願いたいと存じます。

続きまして、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。樺戸郡新十津川町字大和208番地8ほか、新十津川町新規就農者技術修得センター。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。新十津川町字中央6番地29。ピンネ農業協同組合。代表理事組合長、宮本英靖。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成26年3月31日まで。

提案の理由。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。樺戸郡新十津川町字中央534番地13、新十津川町青年会館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。樺戸郡新十津川町字中央534番地13。新十津川町青年協議会。会長、深瀬直人。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成27年3月31日まで。

提案の理由。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について。

町は、公の施設の管理を代行させるため、次のとおり指定管理者を指定する。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の所在地及び名称。樺戸郡新十津川町字中央307番地5、新十津川尚武館。

2、指定管理者となる団体の住所及び名称。樺戸郡新十津川町字中央307番地5。新十津川尚武会。会長、白石昇。

3、指定の期間。平成24年4月1日から平成25年3月31日まで。

提案の理由。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、議案第21号から議案第24号までの提案理由並びに内容

の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日8日と9日は議案調査のため、10日と11日は休日のため休会となっております。

12日、月曜日、午前10時から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願いたいと思います。

また、一般質問の通告の締め切りは、明日8日、正午までとなっておりますので、この点についてもよろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで散会といたします。どうもご苦労さまでした。

（午後2時07分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回新十津川町議会定例会

平成24年3月12日（月曜日）

午前10時開議

◎議事日程（第3号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

第3 議案第3号 新十津川町農業集落排水事業償還基金条例の廃止について
（質疑、討論、採決）

第4 議案第4号 新十津川町道路線の変更について（質疑、討論、採決）

第5 議案第5号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）
（質疑、討論、採決）

第6 議案第6号 平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
（質疑、討論、採決）

第7 議案第7号 平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
（質疑、討論、採決）

第8 議案第8号 平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（質疑、討論、採決）

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君		
副町	長	佐川	純	君		
教	育	長	熊田	義信	君	
総	務	課	長	藤澤	敦司	君
住	民	課	長	小林	透	君
会	計	課	長	長谷川	雄士	君

保健福祉課長	竹原誠二君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	後木祥一君
建設課長	岩井良道君
教育委員会主幹	野崎勇治君

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局長	加藤健次君
------	-------

◎黙とう

○議長（長谷川秀樹君） 皆さんおはようございます。

ここで開議に先立ちまして、昨年東北地方を中心に発生した東日本大震災から1年が経過しました。この災害により多くの犠牲になられた方々へ謹んで黙とうを捧げたいと思いますので、皆さんご起立をお願いいたします。

黙とうを始めます。黙とう。

[黙とう]

○議長（長谷川秀樹君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） ただいま出席している議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくをお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名につきましては、会議規則により議長より指名いたします。

5番、笹木正文君。6番、平澤豊勝君。両君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、一般質問を行います。

先例にしたがい、通告順に進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

1番、安中経人君。登壇の上、発言願います。

[1番 安中経人君登壇]

○1番（安中経人君） おはようございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、私の方から質問をしたいと思います。

町長に対して、農業振興公社の設立、その運営の考え方について質問するものであります。町長は行政の責任者として、将来に向けて持続ある新十津川町産業の基軸である農業の再生を最重要と位置付けし、公社の設立に強い意欲を持って今日に至ってきたと私は認識しております。この中で、途中T P P参加の現実化、パートナーである浦臼町の離脱など、当初計画に修正を生じる懸念があったことではありますが、その計画全貌について去る1月13日明らかにしたところであります。この間、昨年4月の議会改選以後、2度ほど委員会に情報の提供がありましたが、その説明は今のところ具体的に乏しく、質問するに至らず、時機は逸している感もあるので、あらためてここで質問するものであります。

農業環境は現状を踏まえてこのまま放置するには壊滅的な状況にあることは明らかであることは、これは大げさではなく共通の認識に持っているのが私の考えているところでございます。このことは町の人口減少、高齢化比率、出生率の減少、加えて職業選択の多様化から農業への就農率の低下をきたし、経営者の高齢化、担い手人材の枯渇から、持続ある農業環境にはほど遠いものと判断するところでもあります。ここで町長は公社設立に大きな判断をもったことは、将来10年、20年ののち、その判断が成果として現れてくることを信じ、私も賛成する一人であります。従来の農業形態から抜本的な転換を求めていることにあります。農業の再生は当然であります。私はこのことにより農業が従前と同様新十津川の産業の中心として発展することに大きな期待をしているところでもあります。具体的には、その事から波及の例を挙げると、昨年から話題にもなっておりますが、空き地、空き家問題、特に離農した農家の宅地周りの処理などがそうではないかと考えるものであります。このことは法的にクリアしなければならない効率的な農地環境を考えると、ここでは区画整理など宅地の整理が考えられます。加えて、このことにより建設業において新たな事業展開の下地にもなります。また不足する農業労働力に対して町の中における潜在的労働力の発掘などが考えられるところでもあります。これらは農業関係者だけに至らず、景気の低迷、求職の困難性、所得の減少などの解決策として、新十津川全体として取り組める非常にポテンシャルの高い政策と考えられます。

そこで農業振興公社についてであります。通告書に基づき、本論に入っていきたいと思っております。資料によるとその業務について具体的計画が立てられており、大きく7つの柱が書かれて、どれもが重要であります。現場においては基本計画書4ページの①から⑥ではないかと考えて、次のことについて質問いたします。

まずはじめに農業経営者の確保について、どのように今後予測していくかという点でございます。第5次総合計画、46ページ、それから公社設立基本計画書の6ページのデータについてからであります。経営戸数422戸、就業人口986人、平均年齢58.4歳という直近データから、第5次総合計画46ページ、水田認定面積、平成22年度ベースで82%から平成33年度95%へと、認定農業者、平成22年度275人から、平成33年248人となっております。認定農業者で27人の減少が予測されております。それらがこの計画と整合しているのか、設立計画書12ページの過去3年のデータからすると予測値が違いはしないか。また計画書の方が農地流動面積が大きいような気がするところでもあります。その事は集約率が必然と高いと見るが、また担い手の確保育成をどのように進めていくのか、具体的数値目標がないことが私のみたところでございます。もっと中身を充実した方が良いのではないかと、私は町長に意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） おはようございます。今あの1番議員さんからご質問がございまして、農業振興公社、執行方針でも申し上げさせていただいておりますけれども、我が町の基幹産業の持続的な発展ということで、農業振興公社の設立について評価をしていただいたということについては、大変ありがたく感謝を持っているところでございます。今ほ

ど農業振興公社についての1番目の今後の予測がどうなのかというふうなご質問でございました。これまでも農業振興公社の関係については一般質問や議員の全員協議会、先ほどもご指摘がございましたように、1月の13日に全員協議会でもってご報告をさせていただいております。公社設立の目的は、我が町の基幹産業である農業をしっかりと今後とも守っていかねばならないという観点のもとに、後継者の不足や高齢化が加速している中で、遊休農地の発生や地域農業の減退が懸念されることから、こういったような課題に対処するため計画したものでございます。

農業振興公社の構想は、平成22年度の町政執行方針でも申し上げてございます。JAピネでは平成21年度からの中期計画の中で地域農業総合支援センターの設立を計画しておりまして、ともに地域農業の発展のために公社設立に向けて準備をこれまで進めてきたところでございます。

ご質問の新十津川町第5次総合計画との整合性につきましてでございます。第5次総合計画は、目標年を平成33年とし、新十津川町の総人口を6,040人、世帯数で2,570世帯と予測しております。農業振興公社設立計画に際しての基礎数値としてJAピネが平成21年1月に、ちょっと若干古いのでございますけれども、21年1月に調査した結果では、新十津川町の農家数が432戸、このうち50歳未満の経営主が132戸で30.6%、50歳以上で後継者がいるとした方は33戸で7.6%、50歳以上で後継者がいないとした方は267戸で61.8%の結果が出てございます。さらに、65歳以上で後継者がいないという方が94戸、21.8%となっております。この傾向は先ほども質問の中でございました、当初浦臼町が参画をするということなんですけれども、時期尚早ということから今回には加わっておりませんが、浦臼町においてもほぼ同じでございます。50歳以上で後継者がいない方は61.9%となっております。このことから農業振興公社の計画にあたっては目標年度は設定しておりませんので、第5次総合計画の目標年である、平成33年度の農家人口は推計しておりません。そういった中で農家人口は減少するのは確実でございます。このことは農林業センサスにおいても明らかでございまして、2005年のセンサスでは、新十津川町の農業就業人口は1,168人でしたが、2010年のセンサスでは986人となり、182人が減少してございます。今後もこの傾向は続くものと思われませんが、後継者の育成や担い手の確保を積極的に進めまして、農業就業人口の減少率を少しでも軽減していくために農業振興公社を計画したものでございます。農地については農地の流動化を進め、遊休農地を出さないように、農業委員さんとも積極的に連携を深めながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。先ほど1月13日出した資料の中で、具体的な目的の中で言われておりましたですけれども、17項目はございますけれども、すべて一挙にスタートの年から処理するというはなかなかちょっと大変なことでもありますので、徐々に当面は担い手の育成、農地の流動化、そういったものを積極的に進めながら、そしてなおかつ体力がついた時点でさらにその目的に沿った範囲の事業を実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

安中経人君。

○1番（安中経人君） 今町長の方から私の質問に対して、その内容につきましては、私も十分理解をするところでございます。ただ私が言いたいのは、ここで町長にもう少し腹

をくくっていただきたいのは、新十津川がこれから残るか残らないかというときに、農業に対してもう少し町長が農業振興公社を作ることに目標を設定することではなくて、その作ったあとどうするかということに踏み込んで、強い町長のリーダーシップを私は求めたいなど、そういう答えを期待していたのですが、そのことについては具体的にどうするかというと、町長は若い農業経営者の中に入って行って、いろいろと意見を聞き取って、そういう形で自らが、町長が農業経営者の将来について、町長の今ある思いを強く述べて来るという、そういう強い意志が私は町長には欲しいということで、今回質問したわけでございます。ということは、認定農業者だとか、農民協など、そういう組織にどんどん町長が入って行って説明する気持ち、町長の政策として命がけで欠けているような気も私はします。それが新十津川が残るか残らないかというところにくるわけですから、そういう点について町長がどう考えているか、もっと具体的な一歩前に出た言葉が私は欲しいと考えておりますので、申し訳ないのですが、再度その事について絞ってお願いしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） まず公社設立後、24年度入りましてからの設立ということになるわけでございますけれども、要するに設立したあと、どういうふうにしていくのかというふうな話でございました。先ほども申し上げておりますように、我が町の基幹産業は農業でございますので、今後ともこの農業をしっかり守り育てていくということは、町の、私どもの使命であるなというふうにも認識しております。そういった観点の中で、今後とも農業を持続的に発展をさせていくということからすると、先ほど申し上げましたように、公社で行う事業については、17の事業を行うことになっておりますけれども、今一挙にこの17の事業をあれもこれもというふうに手を付けてやっていくことは果たしてどうなのかなというふうな感じもあります。そういった中で集中的に2つに絞って、そしてなおかつ軌道に乗った段階においてさらに次のステップに進んでいくと、そういったことが一番ベターな方法でないのかなというふうに、実は考えております。そういった中で、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

それと各農業団体との意見交換というか、そういったようなことでございますけれども、農民協の会合あるいは担い手等の会合においても、そういった各団体との農業者との団体との会合については、これまでも出てきているつもりをいたしております。なおかつもう少しまた別の角度からそういったものをやれということであればまたそういった方法で考えることもひとつの方法論なのかもしれませんけれども、これまでにしてもそういう各農業団体との会合については出させていただいているつもりはいたしております。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 今、農業振興公社について、4点ほど安中さんの方で質問を用意されておりますけれども、それぞれの答弁をいただいてから、総括的に、最終的に再質問という形でよろしいですか。

○1番（安中経人君） できれば私はそれの方が。

○議長（長谷川秀樹君） では、そうしてください。

〔1番 安中経人君登壇〕

○1番（安中経人君） ただいま議長の方から、質問の仕方について修正を求められましたので、以後の、まだ私の項目で3点ほど残っていますので、これを一括で町長の方に求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2つ目についてでございますが、離農跡地の利用についてということで、総括的な中身も申し述べましたけれども、離農跡地の利用についてでございます。離農した農家はすぐにはその地を離れることはないが、いずれその地を離れていくということになり、空き地、空き家の予備軍になってくる可能性が大きいと見ております。それらについて対策を考えているのかどうかということと、農地の効率的利用を考えると、それらの宅地周りの整理を小規模な区画整理が必要ではないか。これらについては農地法の法解釈からもかなり難しい点もあるわけですが、現実的には昨年深川市においてもそういう宅地周りの整理を実施した経緯があり、本町においてもそういうことをやってはどうかということでございます。実例があるので、その辺についての町長の考え方、また加えて、それらの整理をするときに空いてきた家屋などの解体などは、町内の建設業者との間において新たな事業展開ができるので、そういう農業を含めた中から派生してくる、そういうことも考えられるので、合わせた中で実施していくことが可能だと考えられるのですけれども、その辺のことについても町長から聞きたいということでございます。

次に、3つ目ですが、労働力の支援についてということで、農業の経営の中では非常に今日、先ほども町長が回答にありましたけれども、高齢化、担い手の不足、家庭内労働力の減少ということで、非常に労働力の確保については昨今苦勞しているわけです。農業振興公社の考えの中には、人材派遣業にいきなり飛びついていくようなことも書かれておりますが、そういうことではなくて、離農した農業経営者などが今までの積み上げた経験、知識はひとつの財産でありますので、現役農業経営者の後方支援的な位置付けということにおいて、そういう人材を確保してはどうか。また町のご婦人など遊休人材をパート人材として求めて、それらをJAなどで人材バンクを作るなどしてやってはどうかということでございます。それらは景気が低迷して所得が減少しているということから、それぞれが所得の確保の点から考えて、これらのことが十分可能ではないか。単に農業関係者の問題と捉えずに、町全体として総力戦的に考えていくかどうかということのことでございます。これらが昨年、まちづくり基本条例だとか、町長のうたっている協働のまちづくりということからすると、農業というひとつの分野だけでなく、町全体としてそれぞれの階層が農業を基軸にして、新十津川を作っていくということが十分考えられるので、その辺について労働力の確保については、町長はどのようなふうに考えているかという点でございます。

次に、最後になりますけれども、新規就農者に対する助成制度にということで、農業振興公社が設立されて、今後助成制度、公的な資金などのことについて触れられておりますけれども、これは計画書の5ページに書いてございます。これは新規就農者に対する記載がされているが、行政としてその受け皿の法整備、条例整備について準備ができていますかということでございます。担い手、新規就農希望者を積極的に発掘する上では、それなりの町として環境を早く整えてあげて、周知することが特に必要ではないかなと、こういう具合に考えてございます。

以上、産業の再構築あるいは持続的な思考から考えると、行政というのは質的変換が大

きく求められているということで、公社設立について、私から見ると重要な課題でもあります。ここで町長がどういう意志を持っているかについて、私は町長に聞きたいということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 農業振興公社についての4つの質問のうち、先ほどは1点目についてはご答弁をさせていただいたとおりでございまして、あと残りの3つにつきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

離農跡地の利用についてということでございまして、農業者の高齢化につきましては、先ほど申し上げましたとおりでございまして、本町における離農の状況を見ますとこの5年間で40戸の農家が離農してございます。今後の国の農業政策にもよりますが、農業者の高齢化が進みますのでこの傾向はそう変わっていかないのかなというふうに考えております。さて、この離農する農家全てが宅地及び宅地周りの畑も含めて売買することとはなっておりません。中には全てを売買して離農される方もおられます。この場合、水田の認定面積が決まっておりますので、農地を購入した人が、離農した宅地及び畑を直ちに水田として利用することはできません。区画を整理して水田として利用するのであれば、増えた水田の面積分を既存の水田から畑に転換することとなります。これを田寄せ・畑寄せというふうに称してございまして、離農者の土地を購入した農家が行う田寄せ・畑寄せの件数は、年間に2～3件程度となっております。

なお、農地の売買に伴う農家宅地の扱いについては、農業委員会本来の業務ではございませんが、こういったような行為の中で農業委員さんの行為の中で併せて斡旋行為も行っているというのが実情でございます。また、現在進めております圃場整備地区内における農家宅地の整備は、所有する建物を自ら解体した上で、本人が圃場整備を申請をすることとなっておりますので、この場合においても水田の認定面積を増やすということとはできないこととなっております。

なお、ご質問にありました離農跡地の利用、すなわち区画の整理については、現在あの公社の基本計画の中には入ってはございませんので、その事もお含みおきを願いたいというふうに思っております。

離農者の住宅については、離農後も土地の売主が住宅として使用される方、あるいは土地の売買と同時に住宅も処分される方など、対応がそれぞれ様々でございます。しかしながら、離農と同時に住宅を売買される方は、先ほども申し上げましたように、現在のところ2～3件程度ございまして、この場合でも、買主が住宅を使用するケース、あるいは売主が住宅を解体して更地として売買されるケースなど様々なケースがございまして。

町としては、個人の財産に関することとございまして、あくまでも自らの責任において対処していただきたいというふうに実は考えております。

次に、農業振興公社についての3つ目、労働力の支援の関係についてでございます。

公社の主な事業の中には不足農業労働力支援事業も含まれてございます。これは農繁期における不足労働力や重作業の軽減を図るため、登録パートタイム労働者や人材派遣会社との調整による人材の確保で、農作業の軽減・支援対策を行うものでございます。現在の

不足農業労働力の確保は、JAが行う選果などの仕事については、町内在住の主婦等を中心に登録パート労働者として利用し、農家が労働者を希望する場合は派遣会社からの人材を直接利用している実態にあります。

ご質問にありますように、公社が労働力を確保して不足農業労働力の支援事業を行ってはどうかというふうなご質問でございますけれども、この事業を行うとすれば国の認可が必要となります。すなわち職業安定法に規定する職業紹介事業の認可を受けなければならないことや、農家への労働者派遣に当たっては、農家の希望に必ず応えられる人員の確保が不可欠となりますので、現時点では、JAピンネとの連携を図り現在の体制をもって農家の希望に応える計画でございます。しかしながら、将来的には基本計画にありますように、公社において人材登録を行い、直接農業者に紹介する事業も視野に入れていかなければならないというふうにも考えております。

次に、農業振興公社についての新規就農者に対する助成制度についてでございます。

多様な担い手の育成支援事業は、農業公社の大きな事業の柱でもございまして、新規就農希望者や帰農者、農業後継者など農業を志す人を育て、支援する必要があります。具体的な取り組みとしては、農業振興公社の基本計画にもありますように、財団法人北海道農業開発公社の内部組織であります北海道農業担い手育成センターとの連携により、当面の事業を推進する計画でございます。

北海道農業担い手育成センターでは、就農促進支援活動、就農支援資金の貸付及び管理、就農啓発基金事業などを行っており、各種の助成事業も行っております。助成事業の一部を申し上げますと、新規参入者就農促進支援事業では、研修生の受け入れ農家等に指導経費を助成する。就農研修者家賃助成事業では、農業研修生の家賃について2分の1を助成する。農家研修受入体制強化事業では、研修及び実習期間において普通障害共済掛金を助成する。大型特殊免許取得支援事業では、農外から新たに就農を目指して農家で研修を行っている者が大型特殊免許を取得する場合に助成をするなど、きめ細かな助成制度もございます。

また、北海道信連では新規就農者資金、日本政策金融公庫でも農業改良資金などを設けて、就農希望者に対しての融資制度が設けられてございます。

一方、現在、国では平成23年度の4次補正を継続して24年度予算に「地域農業マスタープラン作成事業」を計上してございます。このプランを作成するメリットとしましては、新規就農者対策が盛り込まれておりまして、具体的には青年就農給付金準備型では、条件を満たせば年間150万円を2年間受けることができます。同じく青年就農給付金経営開始型では条件を満たせば年間150万円を5年間受けることができます。この他にも地域農業マスタープランを作成することによりまして農業者にとって有利な事業がありますので、町といたしましてはこのプランを作成する準備を進めているところでございます。

このように、農業に対する国の政策が大きく変わりつつある中で、農業の担い手に対する支援策も充実されておりますので、現在は町単独の支援策を講ずるよりも、まずは既存制度の活用を図るべきというふうにご考えてございまして、その上で、なおかつ支援策が必要だということであれば、JAピンネさんともよく協議をさせていただきながら具体的な対策を今後検討してまいりたいというふうにご考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

安中経人君。

○1番（安中経人君） 今の町長の答弁ですが、私はストレスなく回答については受けれたつもりはしております。ついては個別ではなくて、最後総括的にでよろしいでしょうか。ただいま町長からいただきました回答につきましては、私もこの質問にあたっていろいろと調べて、例えば北海道農業経営基盤強化促進基本方針の概要だとか、北海道農業経営基盤促進基本方針、これらをかなり読ませていただいて、その中にはかなりのプラン、これらから振興公社の立ち上げについてかなりベースにしているのかなど、特に国それから都道府県、市町村ということで、これらに則った内容でないかなという具合に私は認識した中で質問をしているわけでございます。特に基本方針の概要、これは北海道農政部農業経営局農業経営課で出しております。去年の3月。この中には具体的に農業の所得はといったい従事者一人当たりいくらかだとか、年間の目標労働時間がだいたいこれくらいということで、かなりコンパクトに書いた内容があります。そういう内容の中で、いま町長が言われたような内容がおそらく入っているのではなかろうかなと思います。私は最後に町長に聞きたいのは、国あるいは都道府県から縦割りで降りて来たものに対して、新十津川型のバージョンを作れないかということ、私は町長に最後に聞きたいなと思います。特に必要であれば、そこに集中的に行政費を注ぎ込んででも、次代経営者を育てていくということが、我々先に生きているものの努めではないかなというふうに考えておりますので、総括としてこの件について町長の言葉をもらって、私は質問を終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど就農者に対する助成制度の中でも申し上げさせていただきましたが、地域農業マスタープランの作成事業にも取り掛かるということですから、いまほどお話のあったようなことも含めた中で、このマスタープランの策定にあたっていきながら、冒頭申し上げておりますように、しっかりと町の農業を守っていくとか、確保していくとか、そういったことに努めてまいりたいというふうに実は考えているところでございます。新十津川型のバージョンを作ってはどうかということでございますけれども、まずこういった財政事情状況等々のことも含めながら、まず国の制度なり北海道の制度を十分に活用し、不足するところについては、町としてしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、安中経人君の一般質問を終わります。

次に、9番、樋坂里子君。登壇の上、発言を願います。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を2点ほどさせていただきます。

まず1点目は町長にお願いいたします。題名は幼保一元化についてであります。保育所の指定管理を華園学園に1回目は5年間、2回目は3年間の指定をさせております。3年間としたときに、国の保育所や幼稚園に対する対応がはっきりするので、本町の体制も考えて、5年間で3年間としたいということで3年間にしたのではないかなと思います。現

在、本町での新しい取り組みについての話題が上がっているのか、おうかがいしたいと思います。現在民主党政権は、国と自治体が責任を持つ公的保育制度を解体し、保育は保護者と事業者の契約で購入するサービスにして、保育の営利化、市場化を進める、子ども・子育て新システムの具体化検討を進め、今国会に関係法案を提出する方針であります。そこで本町は新システムの先取りで6年前に保育所の運営を指定管理制度にしてしまいました。幼保一元化を今後も考えているのか、その点についてお答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 9番議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。幼保一元化、質問の中身は2つあるということでございまして、まず保育園の指定管理者を3年にしたのはということと、もう一点は国が進めようとしているよう保一元化を目指しているのかというふうなことの2つでございまして。

そこでお答えを申し上げたいと思います。保育園の指定管理の期間であります、これは平成22年度の指定管理者の更新時期において、国が検討する現行の幼稚園と保育所を統合する子ども園構想について、平成25年度から実施を目指すとしたことから、期間を平成23年度から25年度までの3年間とし、幼保一元化または一体化等については、国の動向を見定めるものとしたところでございまして。

現在、いまほどお話ございましたように、最新の情報では、平成24年3月2日の内閣府の少子化社会対策会議、子ども・子育て新システム検討会議が開催され、子ども・子育て新システムに関する基本制度、法案骨子が決定されたようであり、法案成立後は平成25年度を目途に可能なものから段階的に実施することとし、幼稚園と保育所が一体化する総合子ども園については、平成27年度からの実施を目指すとしてございまして。

総合子ども園は、満3歳以上児の受入れの義務付け、標準的な教育時間の学校教育を全ての子どもに保障し、また必要な子どもには保護者の就労時間等に応じて、保育を保障するものと位置づけてしてございまして。

幼保一元化の背景には、都市部での待機児童の解消があり、幼稚園でも2歳以下の子どもを受け入れ、保育の受け皿を拡大して、子育て支援の充実を図ることを目的としてございまして。

本町におきましては、保育所については指定管理者でやっていただいておりますけれども、定足まで満たしてはございません。都市部での待機児童といったようなことがこういったことにもなっているのかなというふうに思っております。市町村、そういった中で市町村の事務につきましては、新システム事業計画を策定いたしまして、保育の必要性を認定したり、その給付を行うなどの事務が伴ってまいります。また、運営に当たっては、株式会社やNPOの参入も認められるとしておりまして、市町村の関与のもと保護者自らが施設を選び契約することとしてございまして。

制度の本格的な導入につきましては、公立保育所は3年程度、幼稚園は10年程度かけて移行したいということのようございまして、詳細については、これから示されるということになるわけでございまして。

そこで本町も幼保一元化を目指しているのかということにつきましては、明確になるまで国の推移を見守りつつ、我が町の子ども達や保護者にとって何が一番良いのかを最優先しながら、決定してまいりたいというふうに考えてございます。ちなみに、平成23年度の3歳児、年少児童の保育の状況、23名、66名中23名ということで35%を占めているという状況でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問。樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 本町が保育所を指定管理にするとき、私は全面的に反対をしていただけですけれども、指定管理制度という制度にのっかって保育所が指定管理になりました。指定管理になっても、新十津川町みたいに小さい市町村は待機児童がいるとか、それから困った家庭があるとかということはないので、それなりに仕方がなかったのかなというふうには思っております。今国が進めようとしていることは、公的なものから民営化する流れがあって、私は指定管理にはなったけれども、内容的には運営を華園学園一生懸命やっていますし、いいことだなというふうには思いますけれども、今度は先ほどいった幼保一元化になって、いろいろ問題が出てくるのかなというふうに思うので、早急に進めるべきではないと思います。今回の指定管理期間を3年間ということは、3年後の平成27年に幼保一元化に取り組むのではないかと思うのでお聞きしましたが、今町長がおっしゃったように、その状況を考えてということでもありますので、私は、保育所とか幼稚園は、公的な機関がその責任を負うべきものと考えますので、ぜひ子どもや父兄の負担のならないような、そういう進め方でいていただきたいと思います。よろしく願いいたします。もしご答弁ありましたらお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 幼保一元化については、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。今後の推移をしっかりと見守っていきたいというふうに思っております。いま指定管理者でもってやっていただいております。学校法人華園学園の保育については、先ほど年少児童の保育の状況を申し上げましたですけれども、それ以外にも一時保育は延べ34名、179日の利用をさせていただいておりますし、延長保育は延べ82名、82日間の利用、さらには障がい児保育といったようなことも受け入れながら、保護者の皆さんの要請等、要望等々に答えながらやっていただいているのが実情でございますので、このことも含めましてお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） それでは次の質問に移ってください。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 2点目について、教育長お願いいたします。

武道必修化についてであります。教育長の教育行政執行方針の中で、本年から中学校における武道必修化で剣道を選択しております。まず1点目としまして、限られた授業時数の中でとありますが、これは年間どのくらいの授業時数になっているのか。それから2点目としまして、より効果的できめ細かな指導とあわせ生徒の安全性に十分配慮する必要があることから、新たに剣道師範の外部指導者を配置とありますが、学校での教師は何人と、

外部指導者の具体的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。3点目は、ひとクラスいま平均で男女30数名いると思うのですけれども、多分クラス単位で授業をやるのではないかなと思いますけれども、その30数名の生徒に対して指導者は何人くらいを当てていこうとしているのか。その点について。それから4点目は、今回の武道必修化の中に相撲、柔道そして剣道ということがありますが、柔道はいま大変危険だということで新聞紙上でだいぶ騒がれております。そしていま見直しなどもいわれております。一番剣道を選んだということで、それほど心配はしておりませんが、柔道みたいに危険はないと思いますが、仮に事故があったときの対応はどのように考えているのか。この4点についてご答弁願いたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） おはようございます。それではただいま9番議員さんからの質問のありました武道必修化に係る4項目についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目は武道に係る授業時数について、何時間なのかという質問であったと思います。中学校各学年とも10時間を計画しております。

2点目については、指導の配置人数ということであったかと思えます。まず学校では剣道4段の体育専科の教師1名がおりますし、その1名に加え、今回配置をする剣道有段者を町臨時職員として採用いたします。したがって、2人で指導をするということになります。町の臨時職員については、経験豊富で人格識見を有し、礼節を重んじ、指導できる人材ということで採用をいたします。

ちょっと3点目と同じような回答になりましたけれども、剣道4段の専科教師、いわゆる保健体育の専科教師と、いま配置をする外部指導者と2人でそれぞれ各学年、各学級に2人の、30数人の生徒に2人で指導を行ってまいるということでございます。

4点目については、もし事故が発生した場合ということでございます。まず、学校においては、武道にかかわらず学校全体の教育活動について、児童生徒の安全を第一に考え、安心して教育活動が行えるよう適切な学校運営を第一義的に考えています。まずそういうことを認識していただければというふうに思います。特に剣道については、いま9番議員さんからも質疑あったとおり、武道の中では安全的なものではないかということでありましたけれども、指導に当たる教師のいわゆる安全管理や安心指導により、ケガは回避できるものと認識しておりますし、外部指導者を1人追加で配備することによってその安全性が高まるというふうに考えております。

また柔道の話がありましたとおり、道教委としても柔道のことを非常に心配されておまして、このように武道授業の充実に向けてというふうに、道教委が発行した冊子があります。最近発行されたものでありまして、道教委でこの武道の特に柔道に係る授業の安全性を確保するために、このような武道をするにあたって、しっかり生徒の安全を確保する。その中には外部指導者を適宜配備してやるのが望ましいということも、この資料の中にふれられております。うちは先んじて剣道を選考して実施しておまして、今年からの本格導入にあたり、町の外部指導者を配置し、より安全性を高めるとともに、町のいわゆる文武、伝統、母村から引き継いだそういう伝統を継承していきたいということから、

さらにそういうものも今回配備をし、安全性を高めていきたいというふうに考えております。

万一事故が発生したときの対応という質問がございましたので、その事については児童生徒の命を第一に考えて、適切な対応をすべく、日頃から校内研修をし、指導しているところでもあります。この校内研修の指導する資料として、学校における危機管理の手引きというものがあって、これは学校内における様々な事故、今までの事例等をこの冊子にまとめているものでございまして、道教委が作成したものでございます。学校における危機管理のそういう状況、起こってからではなくて、まず事故が起きる前、いわゆる危険の余地予測から未然防止に向けた対策を重点的にここに考えて、指導の徹底を図っており、万一事故が発生したときには応急手当など、迅速な対応ができるように取り組んでいるところでございます。児童生徒が、伸び伸びと健やかに成長できる、その施設が学校でありますので、安全の確保に教職員全員が危機管理意識を持ち、万全の体制をとっていることを申し上げ答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 今、4点答弁いただきましたけれども、2点目の剣道師範の外部指導者、臨時職員1名というお話でしたけれども、本町は剣道の町としまして、剣道有資格者が結構たくさんいると思うのですよね。それとひとクラス30数人の生徒がいるわけですから、先生と臨時職員2人ではちょっと足りないのではないかなというふうに私は思います。ですからあと2、3人の有資格者が剣道の時間に来ていただければいいのではないかなというふうに思います。それと私の考えですが、30人いましたら3つくらいの班に分けて、そうすると先生2人ではちょっと目が届かないかなというふうに思ったりするので、新十津川は剣道の有段者の方がたくさんいますので、ぜひ安全面を考えて一人だけの臨時職員でなくて、あと2、3名増やしていただいた中で、授業を行ってもらいたいというのが教育現場に対する私の意見です。その辺について教育長はどうお考えですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） ただいま質問のありました剣道の指導者を増やしてはどうかという質問だったと思います。町内には尚武会という組織もあり、有段者も多くいることから、そういう体制がとれるのではないかなという趣旨だったのかなというふうに聞き及びました。学校授業の武道、剣道についての質問ということからそういうことになったかと思いますが、他のスポーツにおいても、例えばサッカーを教えるなり、化学の授業で危険な薬品を使ったりだとか、教育現場においてはその使い方次第では、少し危険なものもないわけではありません。ただそういった中で安全性を確保する、その先生の安全な指導の考え方、そこがまず基本にあるのではないかと考えております。特に剣道については、礼儀、あいさつから始まる礼節、そして相手を思いやる尊重、そういうものが十分剣道というスポーツから生徒に教えられることだと思っております。

今までも本町の剣道は、先駆けて道具を40組買って配備し、参観日の日に体験授業なども実施しております。議員さんも見られていればそういう安全に配慮した授業内容もうかがい知れるのではないかなというふうに思っております。特にそういう部分では安全に配

慮をしながら、単に競技をするということではなくて、その以前から安全性を認識して、授業に十分配慮しておりますので、今年度もう一人配置することによって安全性がより一層配慮できるものと考えております。30数人ですから15、6人を一人の目線でみる形になっておりますので、私は安全面としては先行実施の点からも配慮していると認識をしております。

なおさらに不足する部分があれば、違った部分でも指導を、普通の授業と同じようにT T（チームティーチング）、いわゆるひとつの授業に複数の教師を配置するということができますので、そういう部分では今の段階では臨時職員を外部指導者として配置すれば大丈夫だというふうに認識していることを申し上げ、答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問。

樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） くれぐれも事故のない剣道の授業にさせていただきたいというふうに、それを言いまして質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、樋坂里子君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

（午前11時03分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午前11時15分）

○議長（長谷川秀樹君） 次に、8番、後木幸里君。登壇の上、発言願います。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） 議長の指示がありましたので、町長に対し私からの一般質問を行います。

事項は、心を鍛える実行方策についてであります。今定例会の前段において平成24年度町政執行方針が町長より示されました。まちづくりや行政執行に対する並々ならぬ決意のほどが力強く示され、議員の立場からこの執行方針に敬意を表するものであります。とともに住みよいまちづくりのため、町民の一人として、議員の一人として一層の努力をいたす覚悟であります。通告申し上げてありました質問事項については、平成21年第4回定例議会において行いましたが、今回同じような質問を行う趣旨は、その後国内や地方においても先行きや将来について確かな見通しが立っていない中で、東日本大震災が起きました。国家、国民この大難関をいかに克服するか、並々ならぬ強い心構えが重要と思っております。執行方針においても、そのような意味のことがうかがえます。我が町も今後起こりうるかもしれない災害に対し、物質的な備えは万全を期していると思っております。であるなら、いかなることが起こっても、起きて動じないような心の鍛錬を日頃から施策の中にあれば心強く思います。そのような施策について、町長のお考えをおうかがいいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま8番議員さんから1つ目の質問をいただきまして、心を鍛える実行方策についてということでございました。心を鍛える方策をまちづくりに取り

入れてはどうかということをごさいますして、今ほど後木議員さんからもお話ございましたように、平成21年の第4回定例会において同じようなご質問をいただいておりますして、心の問題、あまりにもちょっと高度な話なものですから、正直いってどういうふうにお答えをしてよろしいのか、戸惑っているところでございます。

心を鍛えるということは、人によって、あるいは団体等によって、様々な考え方がございまして、なかなか適切な答えを導き出すことは難しいと思うわけでございます。そんな中で答弁をさせていただくわけでございますけれども、我が町の町民憲章の第2章に「心とからだをきたえ、健康で明るいまちにしましょう」と謳っており、開町80年に当たる昭和45年10月に、町民の行動規範の一つとして、自分自身を高め、人生のあらゆる事象に素直に向き合い、心身ともに成長し、健康に暮らすことを願い、制定されたものであると思っております。

また、本町は開村以来、町づくりは人づくりからを基本に、教育にも力を入れてまいりました。子ども達の健全な成長を願い、文武両道の精神を継承し、たくましい町民となるよう、様々な場所で研修、研鑽機会をもっているところでございます。

健全なる精神は健全なる身体に宿るといわれております。心と身体がともに成長することが真の健康ではないかというふうに思っております。心と身体を分けて考えるのではなくて、スポーツやボランティア活動、または各種実践活動を通して、心の豊かさを身に付けることが自然な姿ではないかというふうに考えます。

ご指摘のとおり、本町は今後、高齢化率が40%を超える超高齢社会に突入いたします。多くの高齢者が住み慣れた町で、自分らしく住み続けるために、さまざまな支援を受けながら、生きがいをもって過ごすことが、心の健康にもつながるものというふうに思っております。非常に、冒頭申し上げましたように、あまりにも次元の高いお話でございますので、正直言ってとまどっているというのが率直な感想でございます。以上申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問ございますか。

後木幸里君。

○8番（後木幸里君） ただ今のご答弁は平成21年の第4回定例会の答弁とほとんど変わりがないように私は受け止めておりますが、かなり難しい要素はありますけれども、今回の大震災においては、被害に遭われた方でやはり強い心を持った方と弱い心の人とでは、いろんなことに差がついていると思います。心が鍛えられている人というのはいかなることにも打ち勝っていくという、そういうふうな前向きな精神がきっとあると思うのです。それで我が町は、この心を強くするとか、これは非常に幅の広いもので、このことが今や教育、小学校から大学まででも、あるいは国家や地方でも、一切このことにはふれていないのです。難しいからが故だと思えます。私は心の鍛えるというところに行政も一歩踏み込むべきだろうというふうに思っているのです。住民の方が自主的にそのことをやるということも不可能ではないと思えますけれども、やはり行政が場所や施設なりを持っているわけですから、行政が前向きに携わっていくようなことになれば、おのずと町民は心を鍛えることについて関心を持ち、いろんな人がその恩恵を受けるようなことになっていくだろうと思うのです。

ちなみに町は直接的に農産物ブランド化室というのを作って、予算を組みながら事業を

進めています、それから今後の農業公社、これも別な角度で経営し、行政が携わっていくことになろうかと思えます。ですからこの心の鍛えるという問題についても行政が携わって何も困ることはないだろうと、そのことが充実していけば、この町に住んで良かったということになって全国から注目されるに値するような施策になると思えます。これから人口減少が進むと予測しますが、素晴らしい施策がある町に住んでみたいと、あるいは新十津川へ住居を求めてくる人も出てくるかもしれない。私はそれに期待したいと思えます。全国自治体尋ねても、このことに踏み込んでいる自治体はないと思えますので、どうぞひとつ植田町長には英断を持ってこの難しい課題に取り組んで、よりよい町の発展につなげていただきたいとそう思うわけです。以上で再質問を終わります。

○議長（長谷川秀樹君） 町長、よろしいですか。

町長。

○町長（植田 満君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、なかなか人の心を感じ取るというのは難しいことでもあるということは事実だと思えます。おっしゃられることについては否定する何ものでもございせんが、私、本を読まさせてもらった中に、心の中にそっと響くということで、珠玉の言葉ということがあって、これ珠玉ということは貴重なというふうな意味なようです。お話があったように、今回の震災等々でもずいぶん変わりつつあります。人はその言葉によっていろいろな励まされたり、そしてなおかつ意気消沈したりする場合もあるわけですが、そういった中で困難にも立ち向かって行かれる方もいるということでございまして、そういった人を皆さん同じような目線で見るといのは、不可能でございせんので、難しいことだと思っております。そういった中で、否定はするものではございせんが、お考え方についてはなかなか難しい面もあるのかなというふうな思いをいたしております。

○議長（長谷川秀樹君） それでは次の質問に移ってください。

〔8番 後木幸里君登壇〕

○8番（後木幸里君） 次の質問は、みんなで作るまちづくりの一方策としてです。ご案内のように多くの主要新聞等では、読者の声や意見などを求め、それを一般の皆様幅広く伝えていきます。我が町でもそのような形で町民の皆様の声や意見などを皆様にお伝えする方法があるのではないかとおぼれます。このことについて、町長はどのように思われておりますか、おうかがいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 2つ目のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

みんなで作る町づくりの一方策ということでございまして、住民自らがまちづくりに参加しまして、郷土新十津川町をみんなで創りあげていこうという考え方はまったく同じでございます。思いはまったく同じでございます。

私これまで町民と行政の協働を推進してまいりました。その基として、町民の皆さまの考えを拝聴することが重要と考えておまして、昨年施行されました「まちづくり基本条例」においても、町民参加の下で町政を推進することが明文化されておりますし、また町は町民の皆さまへの情報の提供に努め、重要な政策などには意見が適切に反映されるよう

に定められているところでもございます。

現在の総合計画では、みんなが主役で創るまちの目標に、住民の意見反映を掲げておりますので、町長就任と同時に取り組んだ、ようこそ町長室や11行政区などに出向いての、まちづくり懇談会、更には、レインボー講座の場で、町民の皆さまのご意見や要望を直接伺ってまいりました。また、地域サポーター職員による、各行政区の役員の方との協議を通して、間接的に地域それぞれの思いを聞かせていただいております。加えて、これも毎年続けている、まちづくりアンケート調査の際にも自由意見を記入いただき、希望される方には回答もいたしております。これらの取り組みは、まちづくりの主役である町民の皆さまの声として真摯に受け止め、可能な限り、解決できるように対応してまいったところでもございます。

24年度にスタートする第5次総合計画におきましても、みんなとともに歩むまち、という目標の政策として住民参加の促進を設定いたしましたので、住民と行政とが役割を分担をし、ともに手を携えてまちづくりを進めていくこととなります。そして、主要な施策として、広聴活動を推進することといたしております。これまでも、在庁の際にはいつでもどなたとでもお会いして、まちづくりの方策や地域課題などについてお話を伺ってまいりましたので、この考え方については変ってございません。

したがって、町民の方からの意見を受けるための機関や事業などを新たに設けるということは考えておりません。先ほど申し上げましたとおり、これまでの取り組みに関しては、これからも継続してまいりますし、ただ、このような取り組みへのPRの不足があるということも否めませんので、広報やホームページ、防災無線などを活用して、住民の皆さまに積極的に情報提供を行ってまいりたいというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問ございますか。

以上で、後木幸里君の一般質問を終わります。

次に、3番、青田良一君。登壇の上、質問を願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは町長に1点、質問をさせていただきたいと思っております。

定年後、田舎に帰れば青年部。これは某保険会社が募集した川柳の中に出てきた一句でございます。どういうふうにお感じになられたでしょうか。高齢化が続くいまの社会を映し出している一句ではないかなと、私はそう読み取りました。そこで今般、町の総合計画が策定されまして、10年後の本町の人口を6,000人台、高齢化率を40%と見込むということが表記されております。これは全国的な大きな流れということで私は否定はいたしません。こういった部分を想定するに至る背景等についても、自分なりに学習させていただいてわからないわけでもありませんけれども、果たしてこの数字を町民の前に出すことがいいのかどうかというようなことを疑問に思った次第でございます。人口減少をどのように食い止め、どのように改善を図っていくかというふうな部分について検討される機会が、これから大いに増やして行かなければならないと考えているところでございます。そこで現実的にそういった数字が出てくるということにつきまして、現実的な部分の住民側の負担と申しますか、そういった部分についてどのようなことが想定されていくのかという

ことについて、町長の考えていることについてお聞きをしたいなということでございます。

私も様々な角度からいろんなことを考えてみましたが、やはり人口減少という部分における事象の中で、負の部分として考えられることはたくさんありまして、それについてどうやって一つひとつ解消してこの町を保っていくのかということが、これから10年間の大きな課題になるのではないかなというふうに思います。先ほど安中議員の方から農業の問題、後継者の問題、農地の問題等についての質問がございましたが、住民が困ってくると思いますか、そういった部分について、町長にいろんな角度の中からご答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 人口減少への対応ということで、3番議員さんからのご質問でございました。これについてお答えをいたしたいと思っております。

1月13日の全員協議会でもご説明申し上げておりますとおり、10年後の町の人口は統計手法によりますと6,040人と推計されております。今ほど町民の前にこういったマイナス思考的な計画を出すのはいかかなものかというふうなご指摘でございますけれども、これはやはり現実には現実として受け止めて行かざるを得ないと思っております。これは本町だけがマイナスに転じるということであれば、これは問題ではございますが、特に北海道は札幌に一極集中しているということでもありますから、これは素直に町民の皆様方にお示しをして、ご判断をいただくということが適切だと思っております。そういった中で、「豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創るいきいき未来の実現」、これは第5次総合計画のローガンでございます。総合計画で目標とした政策や施策、事務事業を積極的に展開することによりまして6,300人となるよう努めていきたいというふうに計画したものでございます。

人口減少の抑制策につきましては、これまでも各般にわたり取り組んでまいりました。例えば、定住促進対策や子ども応援プログラムなどは、議会の皆さま方の賛同をいただいて、時流にあった内容に見直しながら強化をしてまいったところでもございます。当然のことながら、今後も多角的な視点から取り組んでいかなければならないというふうにも考えております。また、高齢化比率については、誰もがこの数字をご覧になって驚くと思っておりますが、そう大きな誤差を生じるということにはならないというふうに思っております。

人口減少と高齢化がもたらすマイナスの影響とは、やはり地域の活力の衰退であり、そのことに誘発される住民サービスの低下であろうというふうにも考えてございます。昨今言われております限界集落という概念がありますが、この定義は高齢化比率が50%以上というものです。本町におきましても、近い将来には限界集落が何箇所か発生するものと予測されます。

この事実に対して、行政はどのように対応できるかという、これは大きな課題となっております。例えば、医療や福祉、公共交通、買い物などの問題が確実に起こってまいります。こういった問題は、紛れもない現実であり、その対応のために協働のまちづくりが必然的に必要になってくるというふうにも思っております。

ご質問の趣旨は、住民負担等の増加などを見積もっているのかというふうなことでござ

います。そのような数字については、現在のところ試算はいたしておりません。というよりも積算することが非常に困難であるというふうに考えております。

人口減少、高齢化の進展により、町の歳入として税収はもちろん減収になります。そして地方交付税の減額が確実に見込まれます。このようなことに対応するためには、これまでもそうであったように、行政運営はやはり身の丈に合った内容で取り組んで行かなければならないというふうに考えております。住民サービスについても、部分的には低下するものもあることは事実であります。直接的な負担増をいただかないように、皆さま方のご理解を得ながら、こういった難局を乗り切っていかなければならないというふうに考えております。

過日の、両常任委員会で報告させていただきましたが、前期5年間分をとりまとめた実施計画書では、172件で67億9千万円の事務事業を計画いたしました。6つのまちづくりの目標に沿った、これらの事業を確実に実行していくことで、10年後の新十津川町がテーマどおりの町となるよう、努力してまいりたいというふうに考えております。その初年度となる平成24年度の町政執行に、深いご理解とご支援をたまわりたくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

青田良一君。

○3番（青田良一君） 数字や考え方を求めることは、なかなか大変なことだなと思えますけれども、今まさに町長がおっしゃったように、人口が減ってくると税収の面で従来の金額を確保するというのは難しくなるのは、これはそのとおりだと私も思います。それから人口が減れば当然交付税等のその国からのお金についても減ってくるという部分があると思います。そして高齢者が増えますといわゆる年金生活者等が増えて、そしてまた病气等とお付き合いもしながらということになると、国保税でも当然負担が多くなって、住んでいる人たちが払っていかなければならないという現状になろうかと思えます。また、今お金のかかっている水道なんかも、年寄りばかりだと使う量が少ないですよ。そうするとその使用料で食べている人たちは、それをなんとか増やして、そこに働いている人だとか、その施設そのものを維持させていかなければならないという発想を持たなければならぬというふうに思うのです。なんでしつこく言うかといいますと、人口減少なり高齢化というものを何とかして乗り切るような方策を作っていかないと、ここにあるようにみんなで創るいきいき未来というのが、私には見えてこないのです。ですから新十津川は年寄りしか入居できませんという住宅をこれからどんどん造っていくとか、子どもがいなくなるのだから、中学校も小学校つぶしてしまいます。よその町に預けて学校のない町にしますとか、なんかそういうような夢のないようなことばかりが、頭に浮かんで仕方がないわけです。

したがって、この問題につきまして、悠長なことは言っていられないのであって、やはり少なくともこれを防ぐべく方策についてあらゆる角度から検討してみるというふうなことをしていかないと、今まで町長やってきた施策については支持もしますし、十分理解もできます。子どもにこれだけ負担を町がしていて、実際に子供が増えましたかということをお聞きすると、そうにはなっていないのです。実際には、それは住んでいる子どもたちは医療費もただになったとか、いろんな意味で町の恩恵を被っている点については

評価していると思います。私も素直に評価しています。ただそれだけでは子どもの増加とかに結びつかないということを反省しなければならないのではないかなと、私は思っているのです。

もうひとつ愕然としたのは、行政報告で生まれた子どもが30数人ということで報告を受けました。10年後になりますと、小中学校はもう1学級になってしまうということになってしまいますね。1学級になると、前から申し上げているように、教育長は頑張るといっていますけれども、この2学級や3学級体制のような学校というのは成り立たないのですよね。当然職員の配置が少なくなるわけですから、それを町がどうやって補っていくのかというようなことだって、具体的には計画の中に盛り込みながら、想定していかなければならないと私は思うのです。したがって、この将来の姿を否定はできませんけれども、歩みをのろくするといいますか、抑止するといいますか、そういう観点でリーダーである植田町長に先頭を切っていて、なんとかその世の中の時勢に逆らっても新十津川は現状を維持するような施策を作っていくのだということを、やっぱり住民に対してアピールしていくべきではないかなと、私は思うのです。それがまんざら嘘にならないように、あらゆる面で努力をしているという形を示すようなことが、今求められているリーダー像かなというふうに思うのです。非常に難しい時代ではあると思いますけれども、私の思いについて、もう一度町長からご答弁をいただきたいなと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） そういったような姿になることは、皆さんお思いになっているかと思えます。そういった中で、やはり現実には現実としてしっかりと受け止める必要性もあるというふうにも思っております。今回の計画においてもバラ色の計画を出せるように、これまで第3期の計画までは、どちらかというバラ色の計画で進んできた。そういった社会環境、経済環境の中にもあって計画が策定されてきました。ただし、4次、5次については、日本全体、社会全体中がなかなかそういう状況下でないという中で、当然やはりそうせざるを得ない状況下の中で計画の策定に取り組んできたという経緯があるわけです。ですから具体的に人口減少をなんとか食い止める方策。この思いは皆同じですけれども、より具体的に何かこうご提言があるのであれば、逆にお示しを願えれば取り組んでいけるものについては取り組んでいきたいなというふうに思っている次第でございます。やはりそういった中で現実もしっかりと見極めていくということも必要であるということも認識しながら、今回の計画を策定し、そして先ほど申し上げたように、豊かな自然、あふれる笑顔、みんなで創るいきいき未来、こういったまちづくりのスローガンに沿って邁進してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問ございますか。

○3番（青田良一君） 一つだけ、町長あるいは幹部職員の皆さんにもぜひお読みいただきたいなと思って、1冊の本を持ってまいりました。筒井康隆という人が書いた銀嶺の果てという本がございまして。これは5年前くらいに発行された本ですが、私はこれを読んで日本がどうなるか非常に心配しました。簡単に言うと年寄りが増えて、お互いに年寄りを殺すために殺し合いをするという本なんです。これも痛烈に高齢化社会を皮肉って、あるいは行政がこれに対する対応を十分なされていないというふうなことを強く批判している

というふうに、私は読み取りました。高齢化の問題についてはいろいろなところで議論され、検討された経緯もあります。その方策について、その町をあるいはその地域を残すためにいろんな取り組みが行われているという現状をやはり私も認識しますし、町全体、行政を担っている職員の方々も認識して、いろんな角度から現状維持なりなんなりという形の中で、この町を担っていけるように、お互いに努力をしていこうではありませんかということをお願いしたいところでございます。そのことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 青田議員の一般質問の途中ではありますが、まだ教育長に対して2点質問が残っているわけで、大変申し訳ないのですが、ここで休憩を入れさせていただきます。

13時まで休憩といたします。

（午前11時52分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩で中断して申し訳なかったわけですが、3番、青田良一君。登壇の上、2番目の質問から発言願います。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは教育長の方におたずねをしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

同僚議員の方から中学校の指導要領の改定に伴いまして、武道が取り入れられてくるということで、多方面からの角度の質問がございました。私も似たような質問になるということで、ちょっと角度を変えた形の中での武道の指導のあり方について質問をさせていただきたいと思います。

自分自身を省みても小中高とこの武道といわれるものに取り組んできました。私たちの時代は、1学級が50人、多いときで57、8人いたと思いますが、加えて1学年が7学級、8学級という時代を過ごしました。したがって、その学校以外で活動をするという機会というのは非常に稀でありまして、ほとんどがそれぞれの学校の中でそういった指導を受けてきました。したがって、本町のような専用の武道館があるわけではございません。いわゆる体育館の片隅に限られたスペースの中でやってきました。そういう時代を過ごしてきましたので、そういったことを経験したものととりまは、今の子どもはいわゆる学校授業の形の中でこの武道に取り組めるということについては、私個人的には非常に素晴らしいことだというふうに思います。しかし、普通の人から見ますと、なんでこの時代に学校体育の中であえてそんなものを取り入れなければならないんだという声も聞かれます。加えて、そのそういったものを指導する側の体制がどのようになっているかということについての情報開示がまだ不十分な気がしてなりません。したがって、予想される事故や何か普通のスポーツとは違っていて、この武道、格技というのは体と体がぶつかり合うというふうなことを考えますと、怪我の内容といいますか、そういったものもボールを蹴るとか、ボールを投げるとかというものに比べると、非常に怪我をしたときの度合いが大きいといいますか、そういう心配が大きいというふうなことが考えられます。

したがって、そういうことを総合的に判断すると、いわゆるその指導者のその指導という部分についての内容が非常に懸念されるところでございます。

うちの町はいままで培ってきた剣道という文化、あるいはその剣道を支えるための施設等について充実して、それを今度のその指導要領の改訂にあわせたように、新たにまた武道専用の施設を造って、子どもから大人に提供していこうというふうになったということで、それもひとつの評価材料だと私は思います。そこでそういったものが体育として、先ほど教育長の答えだと年間10時間だと言っておりましたが、10時間の授業で身に付くのはほんのわずかの部分でしかないというふうに私は理解します。それでその剣道のけの字にも満たないくらいのもものが学校でやられるというだけのことに過ぎないというふうに私は思いますけれども、それが実際にその試合形式になったりすると、十分技術が身に付いていないもの同士の対戦になり、安全管理を十分管理していかないと、重大な怪我とかに結びついてくるといことが懸念されるということ、多くの人たちが心配しているのだろうというふうに私は思います。それを補うべく外部の指導者を付けて、安全性に配慮した形で今回の改訂に対応するというお話でございました。

そこでちょっと前段が長くなって申し訳ないのですが、学校体育という部分と授業が終わってからの部活動という取り組みがございまして。さらに学校から離れての少年団とか、そういったそのいわゆる社会体育といえますか、そういった部門の中での剣道の営みというものもございまして。今の時代ですね、さらに少子化を迎えたこういう時代の中で、全部を結びつけてやっていくという考え方もあるかと思っておりますけれども、私はきちっと分けて捉えて、そのそれに参加する子どもたちの父母あるいは、子どもたち自身にもきちっと意識を持たせてやっていく時代ではないかなというふうに考えます。したがって、学校の10時間の体育というものは、それはいわゆる学習指導要領に基づいた時間であって、それは教師が教えるべきものだと思っております。安全性から何から全部含めて教師の責任できちっとやるべきだと思っております。そして授業が終わって自分たちでやる選択スポーツは、これはもうちょっと先を進んだような形での指導が必要だという観点で、教育長がおっしゃるような外部の指導者を招いて、より専門的な形での指導がいいのではないかなというふうに私は考えます。

もっとそれを学年を越えたり、生涯にわたって続けさせていくためには、やはり剣道少年団みたいな組織を作りまして、新しくできるその武道場等で専任の指導者をおいて、学校教育なり部活から切り離して、そして行っていく方が私にはいいのではないかなというふうに思います。そういった形態を選択する大事な時期にあらうかと思っておりますので、あえて議会という場で質問をさせていただきました。それで教育委員会として配置しなければならないのは、どの部門なのかということもきちっと理解を深めた上でスタートしたらいいと思っております。私は少なくとも、まったく学校の教育活動から離れた場面の中で、新十津川として剣道の指導者を雇用といえますか、そういった形でその町の施設の中で、いままで培ってきた剣道文化を推進していくという観点が一番いいのではないかなというふうに思うわけでございます。今この武道のことに関しては、私もいろいろ情報を集めてみましたが、柔道を取り組むというところが一番多いですね。何が原因かといったら、一番お金がかからないからだというふうなことが多いみたいです。柔道着がひとつあればそれに取り組める。あるいは畳があればというふうなこと、そちらの方が多。札幌市

内なんかはすべて柔道だというふうな形の中で表記されておりましたけれども、ちょっと詳しくは調べておりませんが、果たしてそれに見合うだけの指導者がいるかどうかとなると、学校体育の範疇から離れるという観点でいえば非常になんといいますか、期待薄な状況下の中で、これが取り組まれていくということになっている現状を理解しながら、今私が申し上げたようなものをきちんと使い分ける必要があるかなというふうなことを思います。

それでその点について、今すぐというわけではなくて、やっぱりそういった部分について議論をきちっと深めて新十津川方式にしていく必要があるのではないかなという観点から質問をさせていただきましたので、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは3番議員さんからのご質問にお答えしたいと思います。前段、9番議員さんからも午前中、答弁をさせていただきました。今一度質問の趣旨を見ると、安全性ということも質問の要旨にありました。もう少し安全な武道授業という部分でふれさせていただきたいと思います。

大きく2つ要点があろうかと思います。安全に活動できる環境の整備というのがひとつです。設備の充実という部分では、今年武道場建設し、その安全性な武道館、中学校の武道必修化に伴う施設整備を行うということでございます。併せてその必要な道具、剣道の場合はちゃんと防具が必要になってきますから、防具も先んじて議会の承認をいただいて40組購入をさせていただいてございます。まだ購入して間もないですから、道具も破損していないということで、設備、用具の安全には確保されておりますし、常に安全点検も行っているということも申し添えさせていただきます。

2点目が、安全ないわゆる指導体制、指導方法の工夫ということでもあります。3番議員さんが言われたとおり、先生にその責任があるわけでありまして、そのとおり体育教科教師の責任の下にその武道の必修化を行うということでございます。前段9番議員さんにもお答えしたとおり、うちに配属されている体育指導の教員は4段の剣道の有資格者ということで、剣道に精通をしているということが1点。さらには外部指導者を配置し、より多い目線での確かな武道の授業ができるということになってまいります。当然先生と外部指導者の連携指導方法の確認を行って、生徒が安全に武道の授業ができる体制を整えるということが大切であり、そのように取り進めていきたいということでございます。

年間10時間ではさわりの部分ではないかということもふれたのではないかと思いますけれども、10時間ありますから、3年間で30時間という形になります。当然基礎、基本から始まって、それぞれ試合形式の基本となる技、そういうところまで進んでいく形になります。ただ今回の武道必修化の大きな目的は日本古来の武道をしっかりと中学生の中で体験して、今まで日本が築いてきた武道を習得する、いわゆる武道の特性にふれるということが大きな特徴であると思いますし、武道を通じ楽しさだとか、剣道の場合は心技体のそういう精神力、そういうものを培わせる一助としていきたいということが、武道の必修化の要点になってくるのではないかなというふうに思っております。

そこで、学校教育、部活動、少年団の3つの話がありました。まず、学校教育の部分で

は、今ほど説明したとおり、先生の責任で体育授業を行います。よりこの新しい剣道種目を入れるにあたって、子どもたちに剣道の特徴を身に付ける、そういう習得をさせるために一人より二人のそういう専門のものを配置することによって、子どもたちにしっかり目の行き届いた武道の授業ができるということになってくるということから、学校教育でも必要というふうに考えております。

次は部活動のことになります。部活動は中学校の場合は、ほとんど先生の方が顧問、いわゆる指導者となってそれぞれのスポーツ、文化活動の任に当たっているということでございます。幸いうちの中学校の剣道については、今ほど言ったとおり剣道の有資格者で剣道に精通している者が部活を行っているということでもありますけれども、今年町で採用する外部指導者については、学校教育のその年間10時間だけではなくて、部活動の部分についても、その指導の任に当たっていただくということを想定しております。そのことが新十津川の剣道指導者の場合は、一定の年数を超えると当然人事異動があつて変わっていくわけでありましてけれども、母村から引き継いだ剣道の良さ、文武両道の良さを外部指導者を通じて広く生徒達に広められるということもありますので、部活動についても当然あの外部指導者の指導のもとに、顧問の先生とともに、部活動の剣道授業を行うということを考えておりますし、本町の部活動と少年団の活動については、今年建てる武道場ができれば武道場の方でその活動を行う予定になっております。ですから今は中学校の部活動のことも申し上げましたけれども、部活動や少年団活動も今度できる中学校の武道場、その場所を核として町の外部指導者がともに支援をすることを前提に考えております。それぞれ外部指導者が適切に関わり、新十津川の文武両道の良さ、そしてさらには剣道の裾野を広げていきたいというふうなことを考えて、議論という質問でありましたけれども、これは教育委員会の方で考えて適切に剣道の裾野、さらには武道の必修化に向けて外部指導者を新たに配置をし、適切な活動をしていきたいというふうに考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいまの答弁に際して、再質問ございますか。

青田良一君。

○3番（青田良一君） 教育長の考え方はわかりました。従来から進んでいるような方向の中で継続していくということだと思いますけれども、部活動と少年団活動と、それから小中学生が一緒になって活動するという部分についての押さえをやっぱりきちっとしておいた方がいいのではないかなと私は思うからこういう質問をさせていただきました。給食センターの横に武道館ができれば、放課後は多分小中学生が一緒になって稽古をするのだろうと思います。その時に、その半分は中学校の部活動ですよ、半分は小学校のクラブ活動ですよというふうな押さえではなくて、新十津川町として子どもたちに町ぐるみで剣道を教えていくのだという形を作っておくことが、私は町にとっていいのではないかなというふうな観点からこういう質問をさせていただいたところでございます。形はどうあれうまくいくのであれば、それはそれで結構でございますけれども、少なからず子どもがこのような減少傾向の中で、武道が中学校で取り上げられたからといって、飛躍的に剣道人口が増えるということはないと思います。魅力ある剣道活動というふうなことを理解させる意味でも、学校教育から離れたような形の中で、しっかりとした体制づくりをしていくことが将来につながっていくのではないかなというふうに思えてなりません。同じ質問にな

って恐縮でございますけれども、そのいわゆる剣道の関係者あるいはその実際に剣道をやっている子どもたちの思いといたしますか、そういったものもを調査しながら取り組んだほうがよろしいのではないかなと思います。ぜひ今後とも剣道という文化が新十津川に伝わっていく、一番いい方法についてよろしくお取りはからいただきますよう、強くお願いを申し上げたいと思います。何かありましたら。

○議長（長谷川秀樹君） 教育長、答弁を求めます。

○教育長（熊田義信君） ただ今の再質問にお答え申し上げたいと思います。今までも尚武館という核となる施設があって、そこで小学生の少年団活動、中学生の部活動をともにしておりました。以前はもう少し多い剣士がおりました。1面しかない中でありながらも、小学生の少年団、中学生の部活をやっていて、怪我のないように、事故に配慮しながら、指導者が適切にやっておりました。その小学生は中学生いわゆる先輩の部活動を見ながら、中学生になったらこのように剣道が上手くなったり、しっかりとしたあいさつや礼節を身に付けていくんだという目標が、後輩の剣士に見えていたわけであります。そういうことが新十津川の小中学生がともに活動する良さであったらうし、その尚武会という組織もありますので、そういう組織が一体となって新十津川のいわゆる剣道の指導に当たってきたこの歴史があると思います。

今回、新たに中学校の武道場を建設します。今度は2つのコート、2面がとれることになります。今後においても小学生の少年団活動と中学校の部活動が同じ場所で行うことになります。そのことが小学生から見た中学生の動きの早さだとか、機敏さ、そして心技体のそういう技を目標に鍛錬をしていくのだろうと思います。ただ小学生については、特に武道から通じる楽しさだとか、魅力だとか、そういうものが底辺にあって、そこから個人の成長に応じた指導なりそういうものが必要になってくると思いますので、今まで小学生においては、これも新十津川小学校の教員が少年団活動の指導者として行っておりましたけれども、その一人体制ではなくて外部指導者が中学生の指導者とともに同じ活動をして、同じ場所に居るわけでありますから、今までの一人の体制が外部指導者が入ることによって指導が行き届くことにもなりますし、小学生については町のボランティアで行っていた外部指導者もいままでも入っておりました。そういったものから剣道の指導上適切な小学生への指導があったものというふうに考えております。3番議員の質問の中で、町総ぐるみというのですか、町ぐるみという部分では、今も町ぐるみでやっているものと認識しておりますし、新たに配置する外部指導者においても、単に教育委員会単独で配置をするということではなくて、関係の尚武会とも協議をしながら、連携をしてこの外部指導者を配置するというところで協議をしているところであります。そのことがともに町を支える剣道の百年の歴史を持つ尚武会がしっかり同じ歩調の中で、町の剣道を支えていこうということで考えております。ただ、剣道部員なり、少年団の人数が飛躍的に増えるということにはならないかと思いますが、それはあまねいていくと減少につながっていくということにもつながりますので、このことは一朝一夕にはいきませんが、裾野をしっかりと広げられるような基盤づくりのためにも町の外部指導者を配置したいということでもありますので、そのことを申し上げ、再質問答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再々質問はございますか。

なければ、次の質問に移ってください。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは3つ目の質問ということでお願いします。

先日、町内会の広報の中に学校だよりが入ってきまして、いわゆる学力調査の結果について、校長先生が評価していた文面を見せていただきました。教育委員会のご尽力もあり、あるいは学校の努力もあったのでしょうか。着実にレベルアップしている部分が点数もまじえて表記されておりました。校長先生の作った文面にも、誇らしさといえますか、そういったものを感じたところでございます。本当に学校に子どもを預けている父母としては、やっぱりその辺が期待している部分だろうと思います。それが良い方向に向いているということについて、本当にうれしく思います。

そういう反面で、実は最近報道される新聞等の記事について不安を感じるものですから、教育長に質問をさせていただきます。北海道教育委員会が、学校崩壊、その兆候にある学校の調査を行ったところ、小学校で75校、中学校で11校という発表されたということが新聞に載っておりました。加えまして、いじめ等についても依然としてなくなってはいないという現状についても、昨日の新聞に報道されておりました。この学級崩壊等については、その要因が新聞によりますといわゆる指導力不足の教員が学担を持ったことによって、というふうなことで表現されてもおりました。すなわち決して子どもたちだけが悪いわけではなくて、今いったよう指導力不足のような形で授業が実施されることによって、いつそういうことが起こってもおかしくないということになってくるわけでございます。やはり管理監督者である教育委員会としてきちっと常日頃から学校に対し、どういうふうな指導を行っていけばいいのかという部分について、おそらく教育長はお考えだと思いますけれども、今一度議会の場で教育長の方から、その実態があるのであればその内容を聞きたいし、対応方策についてもお話をいただきたいと思っております。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 熊田義信君登壇〕

○教育長（熊田義信君） それでは引き続き、3番議員さんの3点目の質問にお答え申し上げます。

まず最初に本町の小中学校においては、学級崩壊、そしてその兆候、そしてそういうものはないということをお答え申し上げたいと思っております。特に小学校は、統合して今年で3年目を終えようとしております。統合する際に花月、大和、吉野の小規模校の良さもあるというふうに言われていて、統合をするときにあるべき学校像に向かってそれぞれ鋭意努力をしてまいりました。そうでなければ、統合した我々の責任があります。統合後は、それぞれ子どもたちも元気に学校に通って、それぞれ友達作り、さらにはスポーツや文化にも、それぞれ今までの小規模校ではできなかったことなども、持てる力を発揮しながらやっているということを、まずもって先にお話をさせていただければなというふうに思っております。

そして次に、対応方策等ということで質問がありました。10数年前は中学校においては決していい状態ではなかったのは事実ということで、きっと3番議員さんからもそういうことの恐れがないよという趣旨から、この議会の場での質問になったというように思っております。当時の困難からいわゆるお互い交流会などを通じ、それぞれ乗り越えてき

た中学校のそれぞれの取り組みが今も続いているのは、ご承知のことと思いますが、そのほかにも学校ばかりでなく、教育委員会と学校と連携して行っているものについては、年度初めに、生徒に関わって全教職員が共通理解を図るために生徒指導研修会を行っております。また、問題行動の早期発見、早期解決をするため、年4回全教職員による学校学級経営交流会を開催をしているところであります。そういったことから問題行動の早期の発見、早期の解決に努めているということでございます。生徒に対しましては、人間関係の調査と教育相談を年に2回ずつ行い、生徒一人ひとりが抱える悩み等の実態把握を行い、問題があればその早期解決にあたっているところであります。さらに、生徒会の自主的な活動として、朝のあいさつ運動を始め、Be happy 集会を開き、各学級でいじめのない過ごしやすい学級や学校を作るための取り組みを行い、学校、生徒会ともにいじめのない通いやすい学校に努めているところであります。このほか普段より学校生活の中で学級経営、教科経営を通して、生徒が荒れないように情報交換を行っておりますし、当然小中学校との情報交換も行っているところであります。また、生徒と教師の信頼関係を構築するように指導もあわせて行っております。本町においては、指導力不足の教職員はおりませんので、そういう部分では生徒と信頼関係があって、それぞれ生徒のいろいろな悩みも先生方が聞きやすい、そういう体制になっているということも申し上げたいと思います。そういった取り組みが効果的に働いて、未然防止につながっていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はありますか。

青田良一君。

○3番（青田良一君） 様々な取り組みについてご紹介いただきました。今後とも小中学校の子どもたちが学校に行くことが楽しくて、先生と学ぶことが楽しくて、というふうな学校生活が送れるように周りでのサポートをお願いしたいなというふうに思います。

それともう一点、私の個人の意見ですが、指導者像としてぜひ教育長にもお伝えしておきたいのですけれども、有段者の方が、あるいは特定のスポーツを極めた方がいい指導者だとは私は思いません。特に小学校、中学校の未熟な段階にある子どもたちをどうやって指導するのかという部分については、子どもたちがやる気をどうやって出すかということのをうまく引き出せるのがいい指導者だと思います。したがって、そういった部分についてもよくお考えいただいて、本当に町の剣道文化なり、町の様々なスポーツ活動等が振興していくように、今後ともお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、青田良一君の一般質問を終わります。

次に、4番、山田秀明君。登壇の上、発言願います。

〔4番 山田秀明君登壇〕

○4番（山田秀明君） 議長の指示がありましたので、会館の今後ということについて、一点だけ質問させていただきます。

皆さんもご存知と思いますが、行政区の合併に伴い、行政区会館も区内にひとつとなりました。その時点で農業者の多い地区では、農事関係、老人クラブ、趣味の会などからいままある会館をこのまま存続して欲しいとの要望が強く、10年間という期限付きではありますが、地域の集会所として残した区域が数カ所あります。そのことにより、残した行政区

において二つの会館を維持しなければならないという負担を背負ったのも事実であります。それでも区民の皆さんの暖かいご理解によりまして今日まで来ています。決められた期限も残すところあと3年あまりとなったいま、存続している地区では今後の対応に苦慮していることと思います。そこで旧宮前区の会館ですが、この会館を残すということで、旧里見区にあった会館を解体することにした経緯もあります。旧宮前区の会館に対しては、以前より地域の存続希望も強く、またまちづくり懇談会で要望事項としても上がっております。

未曾有の災害が頻繁に発生する昨今、住民の皆さんの防災に対する意識は非常に高くなっているものと考えます。避難所も新十津川町内に行政区会館、学校、公の施設等を含め22箇所あります。しかしこの旧宮前区会館がいま現在避難所としての指定はされていません。この町の守り神とでもいいますか、新十津川神社のすぐそばにあり、高台という立地条件などを鑑みても避難所としては最適な条件がそろっていると思われれます。そこでひとつ考えていただきたいことですが、このまま存続していただき、避難所としての役割も含め、将来的には我が町の防災センターのような施設にしてはと考えます。これは地元地域の皆さんの考えでもあります。その辺を考え、町長の考えをうかがいたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） 会館の今後についてということで、4番議員さんからのご質問でございました。お答えをいたしたいと思えます。

今ほどもふれられておられましたように平成18年に行った行政区再編成によりまして、旧行政区に設置していた自治会館につきましては、行政区の方で使用しないこととした場合には、平成27年度までの間であれば、全額町の負担によって解体するというところでご理解をいただき、現在に至っているところでございます。

町といたしましては、現在のところ、この方針を変える考え方はございませんが、旧自治会館を今後どうしようとしていくのかということにつきましては、平成27年度まで、いまほどお話ございましたように、平成27年度までまだ時間もございますので、各行政区の中で充分ひとつ協議をしていただいで、方向性を出していただければなというふうに思っております。

また、町では、自治会館を避難所として、指定しているところでもございます。ただ宮前区の会館、具体的に避難所というふうな話もございましたですけれども、これは避難所については水害を想定したときに避難というふうなことになろうかと思えますけれども、災害については大きく分けて地震と水害、本町に直接関わってくるものとしては地震と水害の2つが考えられると思えます。

地震に対する備えといたしましては、平成23年7月に地震防災ハザードマップを配布いたしまして、地震に関する情報や心構えの周知を図ったところもございまして、また、平成24年度においては、各行政区の自治会館の耐震診断を行い、必要に応じて耐震工事を実施し、避難所としての機能を十分に確保する予定でございまして。

水害につきましては、平成19年に洪水ハザードマップを全世帯に配布させていただいております。浸水想定区域の周知を図ったところでございまして、避難所として指定してい

る行政区自治会館が、浸水想定区域内にあるところにつきましては、水害発生時に避難所としての機能が果たせなくなることも考えられますので、平成24年度において行う地域防災計画の検証の中で、そういった箇所の避難所をどうするかについて検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、災害への対応には、避難所の確保のみならず、多角的な取り組みが必要であります。行政が行うべきもの、要するに公助です。地域が行うべきもの、協助。一人ひとりが行うべきもの、自助ですね、こういったものが組み合わせられることによって、災害への対応はより強固なものになってくるというふうに考えております。

今年の8月には、総合防災訓練を予定しておりますが、今後も防災意識の啓発を続けながら、総合的な視点から災害への対応を考え、執り進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（長谷川秀樹君） 再質問はございますか。

山田秀明君。

○4番（山田秀明君） 今、答弁をいただきましたが、この件は昨年暮れですが、橋本区区長さんの配慮により、旧宮前区の会館において今後の会館について会合を持っていた経緯があります。その中で大水害が発生した場合、この会館なら安心できるとの意見もいただいております。地震の場合は耐震の問題もありますし、一番先に対策本部となる庁舎を最優先的に進めなければならないと思っておりますが、まちづくり基本条例が施行された今、今年、地域防災計画の見直しをかけるということで、その中に避難所として宮前区会館も含めて考えていただきたい。町長がいつも言っている住民の皆さんが安全で安心して住める、そんな環境づくりをまず先に進めていただきたいと思っております。再度考えをお聞きしたい訳ですけれども、その中に防災センター的な施設なんていう考えはないのか、その辺のことについてどう考えているか、併せてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（植田 満君） 防災センターにつきましては、中学校の前にある新十津川町防災センターはございます。ただ、これまでどちらかというと災害本部的な拠点としては役場を利用しているのが多いのですが、防災センターにはヘリポートもございますし、そういったような施設は機能としては十分備えておりますので、活用していかなければならないというふうに思っております。

くどいようですが、地域防災計画の見直しの中で、特に水害の関係についてはどうあるべきかと。地震の関係については、先ほども申し上げましたように、各自治会館の耐震化の問題について平成24年度で取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、旧行政区会館については平成27年度まで少し時間がございますので、各行政区の皆さん方が区長さんを中心といたしまして、行政区の中でもまた十分議論していただければなというふうに思っている次第でございます。

○議長（長谷川秀樹君） よろしいですか。

山田秀明君。

○4番（山田秀明君） 大水害はあってはならないことですが、その点を考えて、それと条件的に今ある防災センターより、新十津川神社に守られたあの地域が一番高く安心だと思っております。27年までまだ時間もありますし、このことについて地元でも何回となく会合を持っていただけるものとも考えております。今言ったようなことを含めまして、町の方としてもその辺十分に考えていただいて、良い方向に進んでいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、山田秀明君の一般質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終了いたします。

14時まで休憩をいたします。

（午後1時49分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（午後2時00分）

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3に入る前に、これから提案されます議案第3号から議案第8号までの案件につきましては、3月6日の定例本会議において提案理由並びに内容の説明を終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。よろしくお願いをいたします。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第3号、新十津川町農業集落排水事業償還基金条例の廃止についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、新十津川町農業集落排水事業償還基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第4号、新十津川町道路線の変更についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、新十津川町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第5号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

はじめに1ページから44ページの歳入について質疑を許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで1ページから44ページまで、歳入についての質疑を終わります。

次に、45ページの議会費から66ページの衛生費までについて、質疑を許します。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず50ページの諸費、10目の諸費の備荒資金についておうかがいいたします。備荒資金は現在どのくらいあるのかということと、併せまして余裕があれば今年度、平成23年度これで2億円積み立てるわけですがけれども、いくらでもこれ積み立てることができるのかどうか。その点についておき聞いたします。

次に63、64ページの予防費、健康づくり推進費の、金額ではないのですが、事業の確定による残高ということで、減額がかなりあります。それで私は予算を立てるときはそれぞれの予防接種や検診の対象者をある程度このくらいいるのではないかなということを見計らって、この予算の金額を立てているのではないかなというふうに思うのでありますが、せっかくの対象者なのに、受診の少ないのは大変残念というふうに思います。例えば札幌で受診する場合に、バスの送迎があるように、一人でも受診者を増やすための方策を何か考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） それでは答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは1点目のご質疑の件についてお答えいたします。現

段階での残高でございますが、9億8,110万円ほどでございますが、これに補正を含めて2億円足ささるということで、11億8,000万円あまりということになります。それでどのくらいまでオーケーかということでございますが、これについては別段上限というのはございませんで、超過納付金という形で納付してございますので、いくらでも今のところ大丈夫。類似団体といいますか、町村の中で一番持っているのは30数億円納付しているところもございまして、そういう状況でございます。1点目のご質問について、以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 次の質問に対して、保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは9番議員さんのご質問にお答えを申し上げます。予防費と健康づくり推進費、2つの費目において受診者を増やすための方策、何か考えてはいないのかということですが、それぞれ受診率につきましては、昨年よりも延びておりまして、行政報告等でも報告をさせていただいておりますが、特定検診では615人で、昨年より28名増加しておりますし、節目年齢を対象としております無料の検診、がん検診については、乳がんが43.5%、子宮がんが42.6%ということで、非常に近年にない対象者といいますか、受診者は伸びております。今回特に大きな減額補正の部分としましては、ヒブ小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種、22年度末からの実施でありましたが、23年は全数を受けてもらえるということで計上してございましたが、結果的にはヒブが63人で対象者の26.8%、小児用肺炎球菌については78人で、対象者の33.8%、それから子宮頸がんワクチンについても88人の55%、いずれも1月末までの数字であります。当初の全数からは大きく差が出てしまった状況であります。受診者を増やすための方策としましては、ダイレクトに電話をしたり、あるいは通知をですね、ダイレクトメールをしておりまして、これについても近年はじめばかりでございますが、今後も受診者を増やせるように方法を検討してまいりたいと思います。いまバスを出してはどうかということのお話がありましたが、現時点ではそこまではちょっと考えてはいないことを申し添えさせていただきます。

以上、よろしく願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 58ページの障害者福祉費についておたずねしますが、これ予算増になってございまして、副町長の説明をメモしたものとすると、対象者が増えましたよということだったようでございますけれども、突然、障害者という人たちが増えてくるというふうなこともちょっと考えられないわけですが、見込的なものと実際が違ったということなんだろうと思いますけれども、参考までにどの程度の人が増になったのか。あるいは制度的に変更になって支出が多くなったのか、その辺もちょっとおたずねしたいと思います。

もう1点は、子ども手当の支給、これだけ騒がれておりましたけれども、ここに記載されてありますように、既定予算に比べますと実績としましては減額という形に終わったということでございます。これも資料をお持ちであれば、計画段階の人員と実績の部分についてちょっとお聞かせいただければなと思います。

もう一つは、保育園の関係で750万円の減額ということになっておりますけれども、管理運営事業ですから、これも当初予定された人数より減ったのでお金がかかりませんでしたということだろうと思いますが、その見込んだ人員からどのくらい減少したのか、多分保育

所というのは80人の予定で始まったのではなかったかなという記憶をしているのですけれども、その辺について今年度の部分だけでの見込みについて数字をお持ちであればお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（竹原誠二君） それでは、障害福祉の関係であります。これについて増額補正の理由ということではありますが、一つは現在自立支援法の新体系移行がありまして、旧体系から新体系への移行が平成23年度中に行われるということで、この23年度においては非常にこの移行が多ございます。これについては当初23人を見込んでおりましたが、現実的には26名の方が新体系へ移行されたということと、併せてその新体系の種類が非常に多ございますので、そういった制度の変革といいますか、増加による不足分であります。

2つ目の子ども手当でございます。これも減額されているということで、当初の見込みとの差でございますが、これは当初の見込みでは一番最初2万円の支給ということで始まりまして、予算を計上したときにはお一人2万円を計上させていただいておりますが、現実的には現政府の案が通らなくて1万3千円になって、その差が非常に大きなものとなっているところでございます。

それから次の保育園の750万円の減額の理由でございますが、議員さんのお話にあったとおり、80名の入所者を見込んでの予算を計上しておりました。年度当初は53名からスタートしておりまして、現在は報告をさせていただいておりますけれども66名ということで、その見込んだ入園者の数の差が減額につながっているところでございます。

以上、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで45ページから66ページまでについての質疑を終わります。

次に、67ページの農林水産業費から76ページの土木費までについて質疑を許します。

質疑はございませんか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） 72ページの観光振興費のふるさと公園維持管理事業という項目がありますが、広大な敷地内に多くの施設があるわけですが、これは入っていませんよとか、例えばわかりづらいので、どういうふうに解釈というか、入っていないような施設あるのですか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（後木祥一君） ふるさと公園維持管理経費の減額の163万4千円に、どの施設が入っていないのかという意味でよろしいのでしょうか。

○7番（長名 實君） 数字については、この減額163万円がいいのですが、ただ、ふるさと公園っていうあの広大な敷地内全部のことを指してこの維持管理ということになるのか。これは入っていませんよというようなものがあるのですか。

○産業振興課長（後木祥一君） スポーツ施設を除いた以外は全部ふるさと公園管理費の

中で入っているということであります。

体育館、プール、それから野球場、テニスコートなどを除いた以外は入っております。それから文化伝習館は文化伝習館費で見えておりますし、新十津川物語記念館は新十津川物語記念館でみているということで、それらを除いたものがふるさと公園管理費ということであります。

○議長（長谷川秀樹君） ほかにございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 74ページに、私ちょっと初めて見たような気がするものですから、その内容についてと、その実施されたのであれば、どの辺がなされたのかをお聞きしたいと思います。道路維持費の中に道路側溝整備事業ということで、地方債の方のお金も入っていますし、金額も当初予算にはみていなかった部分がこのような形で使われたということなんですけれども、参考までにちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 建設課長。

○建設課長（岩井良道君） この事業につきましては、国の第4次補正で現在ついておまして、私どもの方も補助申請しながら、今回補正をして、これから工事をやっていくというふうに思っている内容でございます。農業体質強化基盤整備促進事業ということで、今回3,330万円、ものといましては、排水路の3条、3本の排水について、花月の方の下9号支線排水路、それから文京西4線の道路横断管の新設、それから大和地区の北11号線排水路の改修ということで、基本的には24年度に繰り越しをして実施をしたいというふうに考えている内容でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） 74ページの道路整備事業ということで、1億5,000万円が4,600万円執行残ということになっていてのと、あと76ページ、公営住宅建設費用が1億4,700万円が1億3,600万円、これもまた1,000万円くらいの執行残ということで、理由をお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（岩井良道君） まず最初に道路新設改良費の方の74ページでございます。この部分につきましては、国の交付金事業ということで、これは昨年度22年度から23年度へ繰り越しを行って整備をした部分がほとんどでございます。それに係る部分で、基本的には町の単独費用を上置きしながら整備を予定しておりましたが、実際のところなるべく交付金、補助事業の中で進めたということで、こういうふうな大きな執行残が出たということでございます。

それから76ページでございます。住宅建設費、これにつきましては、委託料の執行費、それから大きなほとんどのものにつきましては、工事が3本、本体工事、それから電気、それから機械設備ということでやっておりますが、その工事請負費の執行残という内容でございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで67ページ、農林水産業費から76ページ、土木費までについての質疑を終わります。
次に、77ページの消防費から92ページの職員費までについて質疑を許します。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） まず82ページのスクールバスの運行管理事業ということに併せてお聞きしますが、副町長の説明の中で来年度分のことで説明されたのですが。現在職員4人、臨時職1人を、平成24年度から職員2人、臨時職3人体制にしますよという話をされました。これは来年度に向けての臨時職員を慣らすというのか、教えるというのか、そういうための予算ということでもみていいのですよね。

○議長（長谷川秀樹君） 今のは23年度の一般会計の補正に関する質問になるのですか。

○9番（樋坂里子君） 82ページに書いてある賃金と共済費のことは、平成24年度に向けた臨時職員を慣らすためのもの、そういうふうにとってもいいのかということをお聞きしたかったです。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（熊田義信君） それでは9番議員のいまの質問にお答えしたいと思います。前段、副町長から話しがあった24年度の体制については、樋坂議員のおっしゃるとおりであります。それで本年度から新たに増える2名分の臨時職員を4月からの確に臨時職員として任用できるように、試行期間ということで今年度の予算で2人分の賃金をみております。その増額部分と、23年度予算で当初みていたスクールバス運行経費や車の維持管理経費の消耗品などが約30万円不要になっているということから、その減額分と増額分を合わせると、その差額8万7千円の減額になるということでもございます。したがって、臨時職員の分は、2人分は3月のそれぞれ日にちは違いますが、3月に雇う部分をここに組んでいることをお知らせしたいと思います。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで77ページ、消防費から92ページ、職員費までの質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第6号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成23年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第7号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成23年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第8号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成23年度新十津川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお明日13日、午後1時から予算審査特別委員会を開催するわけですが、例年予算審議は実質3日間の日数を要しておりますので、本年につきましても3月16日、午後1時まで予算審議のため、本会議は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、3月16日、午後1時まで予算審議のため、本会議は休会といたします。

3月16日は、午後1時から本会議を再開いたします。

それでは本日はこれにて散会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後2時35分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成24年第1回新十津川町議会定例会

平成24年3月16日（金曜日）

午後1時10分開議

◎議事日程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第9号 新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定について
（質疑、討論、採決）
- 第3 議案第10号 新十津川町税条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第4 議案第11号 新十津川町手数料徴収条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第5 議案第12号 新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第6 議案第13号 新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第7 議案第14号 新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第8 議案第15号 新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正について（質疑、討論、採決）
- 第9 議案第16号 平成24年度新十津川町一般会計予算
（予算審査特別委員会報告、討論、採決）
- 第10 議案第17号 平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算
（予算審査特別委員会報告、討論、採決）
- 第11 議案第18号 平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算
（予算審査特別委員会報告、討論、採決）
- 第12 議案第19号 平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算
（予算審査特別委員会報告、討論、採決）
- 第13 議案第20号 平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算
（予算審査特別委員会報告、討論、採決）
- 第14 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 第15 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 第16 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 第17 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 第18 議案第25号 平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）
（内容説明、質疑、討論、採決）
- 第19 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（11名）

1番	安中	経人	君	2番	西内	陽美	君
3番	青田	良一	君	4番	山田	秀明	君
5番	笹木	正文	君	6番	平沢	豊勝	君
7番	長名	實	君	8番	後木	幸里	君
9番	樋坂	里子	君	10番	西永	勝治	君
11番	長谷川	秀樹	君				

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	植田	満	君		
副町	長	佐川	純	君		
教	育	長	熊田	義信	君	
総務	課	長	藤澤	敦司	君	
住民	課	長	小林	透	君	
会計	課	長	長谷川	雄士	君	
保健	福祉	課	長	竹原	誠二	君
産業	振興	課	長	兼		
農業	委員会	事務局	長	後木	祥一	君
建設	課	長	岩井	良道	君	
教育	委員会	主幹	野崎	勇治	君	
代表	監査	委員	山本	忍	君	

◎職務のために出席した者の職氏名

事務局	長	加藤	健次	君
-----	---	----	----	---

◎開議の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 皆さん、ご苦労様です。ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午後1時10分）

◎議事日程の報告

○議長（長谷川秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長谷川秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則により議長より指名をいたします。

7番、長名實君。8番、後木幸里君。両君を指名いたします。

日程第2に入る前に、これから提案されます議案第9号から議案第15号までの案件につきましては、3月7日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。ただちに質疑に入ります。よろしくお願いいたします。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第2、議案第9号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 附則の説明で、期限を平成28年3月31日までとしたという時に、平成27年度中に90%の目標にしたいということをお話されたのですが、耐震の診断だけなのか、それとも、その工事をするのも含めて90%というふうに言っているのか、その点お願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（岩井良道君） 附則の部分の27年度中までにとということでございますが、これにつきましては耐震改修を終わらすということでございますが、診断だけではなくて改修の部分もということでございます。

また、この部分につきましては、国や北海道、それからそれに基づいて町も耐震改修促進計画を作っておりますが、この中でも3者が、すべてが90%にしたいということで、統一した目標を掲げているということでございます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） 予算委員会の時もちょっと説明いただいたので、重複して申し訳ないのですが、耐震改修工事と省エネ改修工事の上限が、上限ということになりますと75万円、30万円となっておりますけれど、これの基準というか、導き出されたものをも

うちちょっと説明していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（長谷川秀樹君） 建設課長。

○建設課長（岩井良道君） 耐震の診断の方は4万円ということでございますが、耐震改修工事の部分については、国の部分、それから町の部分ということで、この部分は国は町と同額ということになりますので、30万円、それが30万円かける国と町ということになりますし、北海道の場合には200万円を超えた場合は15万円、200万円までは10万円ということになりますから、最大で30万円、15万円、30万円の75万円ということでございます。それから省エネ改修工事につきましては、これは町の独自の施策ということでございまして、これについては近隣の動向等も踏まえながら30万円というふうな限度額を定めさせていただきました。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第3、議案第10号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

まず原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） お許しをいただきましたので、議案第10号、新十津川町税条例の一部改正について、反対討論をいたします。

今回の町税条例の一部改正の中に、第9条の削除というのがありますが、これは経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部改正する法律案で、退職所得に対する10%税額控除を平成25年4月1日から廃止するものとなっております。退職所得にかかる及び10分の1相当額を控除する特別措置を廃止するもので、これには反対といたします。

また、第24条の個人の町民税の税率の特例等にあるように、平成26年から平成35年度までの各年度分の個人住民税に限り500円をプラスするものであります。これは東日本大震災の復興を口実にした低所得者や被災者を含む個人住民税の均等割を3,000円から3,500円と引き上げる庶民増税でありますので、これに反対をするものであります。

よって、議案第10号に反対といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し賛成の方の討論を許します。

2番、西内陽美君。

〔2番 西内陽美君登壇〕

○2番（西内陽美君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第10号、新十津川町税条例の一部改正について、原案賛成の立場で討論をいたします。

皆様ご承知のとおり、1年前の3月11日、東日本大震災が起きました。今回の震災は被害が甚大で、かつ被災地域が広範囲にわたるなど、極めて大規模であるとともに、地震に加え津波、原子力発電所の事故による複合的な、まさに未曾有の国難であります。この国難を乗り切るためには、国、被災地のみならず、日本全体で取り組んでいく必要があると考えます。そして復興に係る膨大な費用のための財源を次世代に負担を先送りすることなく、いまを生きる世代全体で連帯し、負担を分かち合うため、時限的な税制措置により確保するものであります。

よって、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の施行に伴い、新十津川町税条例の一部を改正する原案に賛成するものであります。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、新十津川町税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は原案のとおり可決すべきものです。

原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第4、議案第11号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） この条例は町単独で行う事業なのか。国や道と連動する事業なのか。その点について。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。この条例につきましては、本町独自の事業でございます。国や道からの指示等、あるいは法律で定めた施行ということではございません。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございますか。

7番、長名實君。

○7番（長名 實君） となると、自主的に警察署へ持って行って免許証を持っていった場合は、なにもならないと解釈してよろしいですか。

○議長（長谷川秀樹君） 住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではお答え申し上げます。自主的に警察署の方に返納、免許証を返納した時に、証明書が発行されます。それを持参していただければ、本町の住基カードの発行の手数料を免除するという流れになります。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、新十津川町手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、議案第12号、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、新十津川町乳幼児等医療費助成に関する条例及び新十津川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議案第13号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、新十津川町中小企業事業資金保障融資条例の一部を改正する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第7、議案第14号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、新十津川町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

9番、樋坂里子君。

○9番（樋坂里子君） 本町の英語指導助手は、ここに第5条の1号から4号まであるのですけれども、どこにあてはまるのでしょうか。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

教育委員会主幹。

○教育委員会主幹（野崎勇治君） 改正のその第5条の1号から4号までがあるのですが、現任の指導助手には当てはめないように、附則の方で、附則の第2で謳っておきまして、現任の指導助手については従前のとおりということで、そういう形に進んでまいります。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎一括上程の議決

○議長（長谷川秀樹君） ここでお諮りいたします。

次に上程されます日程第9から日程第13までの案件につきましては、関連がございますので、一括上程をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

◎議案第16号ないし議案第20号の報告、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） したがって、日程第9、議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算、日程第10、議案第17号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算、日程第11、議案第18号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算、日程第12、議案第19号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算、日程第13、議案第20号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、一括議題とすることに決定をいたしました。

本件につきましては、3月7日の定例会議におきまして、予算審査特別委員会に付託してございますので、審査結果の報告を長名実予算審査特別委員長よりお願いいたします。

〔予算審査特別委員長 長名 実君登壇〕

○予算審査特別委員長（長名 実君） それでは予算審査特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の議件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算、原案可決すべきもの。

議案第17号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第18号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第19号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算、原案可決すべきもの。

議案第20号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算、原案可決すべきもの。

以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 予算審査特別委員長の審査結果報告が終わりました。

これより討論に入ります。

日程第9、議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算について、討論を行います。

討論はございませんか。

まず、原案に対し、反対の方の討論を許します。

9番、樋坂里子君。

〔9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

約52億円の当初予算で、それなりの各会計予算を立てており、実行にあたれば計画的な事業がすべて良い方向に向いて、町長や教育長の執行方針に沿った計画が行われ、すべて良しとするところではありますが、最小の経費で最大の効果とうたって、町職員を減らして、臨時職員を増やしていることや、国の政策や制度の改正があると、例えば、職員の退職所得金の10分の1の控除廃止や職員給与の減額補正など、法改正に従順にしたがいながら、国が予算化の追加をして拡大している部分については、近隣との様子を見てと言って取り上げていないことなど、私といたしましてはすべて良しというわけにはいかず、妥協のできない部分があります。改正を要求する部分もあることから、議案第16号に反対するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 次に、原案に対し、賛成の方の討論を許します。

3番、青田良一君。

〔3番 青田良一君登壇〕

○3番（青田良一君） それでは議長の許可をいただきましたので、議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算について、原案賛成の立場で討論をさせていただきます。

すでに委員長から報告あったように、3日間の時間をかけてつぶさに審査をいたしました。結果として、住民生活にいわゆる光が見えてくるような形の中で、各般について予算編成がされていたものと確信をいたします。

まず歳入の面から見させていただきますが、約30億円の地方交付税をベースにいたしまして、予想される可能な収入について計画的に計上されていたというふうに判断をいたします。

それで支出の方でございますけれども、非常に不透明な社会にあつて、可能な限り、許される範囲内の枠の中で高齢者や障害者、それから児童等に向けての福祉予算、こういったものを安定的に確保されていたものと推察をいたします。加えまして、本町の文化でもある剣道を引き継いでいこうという観点から、あるいは学校の中で武道が必修になったということを受けつつ、この財政の厳しい時代にあつて1億余の予算を計上して、武道場の建設を決意されました。これが有効に活用され、本町の剣道という文化が長く引き継がれるよう期待しているところでございます。また、商工関係でみますと、母村との関わりの中で3万円のキックバック等を含めた予算計上をしつつ、母村の観光振興等にも寄与していこうといった意味の部分についても配慮されておりました。また、住民の安全な生活を確保していくという観点から、耐震診断を行いさらに耐震化を進めるべく、条例、予算が計上されまして、これにつきましても速やかに執行され、先ほど90%と言いましたけれども、100%の数値が満たされまして、安全な住宅の中で生活できるように進められることを期待したいというふうに思っております。またもう一点、老朽化した街路灯につきましては、1億余の予算を計上しまして、2か年の月日をかけまして、住民の安全なくらし、あるいは町の顔としてしかるべき整備を図ろうということに努められた予算となっているところでございます。

いずれもこのベースになりますのは、今年立てられました新十津川町第5次総合計画を計画的に進めていこうという部分の一端として、十分読み取っていただけるのではないかなというふうに思っております。こういったことを勘案いたしまして、いつの年であってもべ

ストという形にはならないかもしれないですけれども、私はベストにより近いベターな予算が編成されたと思っております。町長をはじめ、この編成にあたりました職員各位に深く敬意を表しつつ、議案第16号の一般会計予算に賛成するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川秀樹君） 着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第16号、平成24年度新十津川町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第17号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成24年度新十津川町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第18号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成24年度新十津川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第19号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、平成24年度新十津川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第20号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものです。

本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成24年度新十津川町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第14に入る前に、これから提案されます議案第21号から議案第24号までの案件につきましても、3月7日の定例会議で提案理由並びに内容の説明を終わっておりますので、ただちに質疑に入りますので、よろしく願いいたします。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第14、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、副町長の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（副町長 佐川純君退席）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第21号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決
されました。
暫時休憩いたします。

（副町長 佐川純君入場）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定について
を議題といたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第22号を採決いたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第22号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決
されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） この尚武館に関しては、これは1年というのわかるのですが、他は2年、3年、5年というふうな期間になっていますが、指定管理の内容ではなくて、この指定管理期間というのは基準みたいなものがあれば教えてください。

○議長（長谷川秀樹君） 総務課長。

○総務課長（藤澤敦司君） それでは指定管理者の窓口ということでございます総務課の方で答弁させていただきます。基本的には指定管理者につきましては、3年から5年という形での指定管理期間が望ましいという形で現在進んでございます。ケースバイケースではございますが、一般的な管理が主体となるような施設に関しましては、概ね3年という形で進んでございます。ただ使用料とか利用料という形で事業展開をするような施設においては、安定的なそういった経営というものが望ましいということから、今回5年という形でさせていただいたところでございます。ただ1点、新規就農者技術修得センターにつきましては、農業振興公社とのからみがございます、こういう関連性もあるということから、そういった意味で今回は2年という形での指定期間にさせていただいたということでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、議案第25号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第25号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）。

平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,668万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億630万1千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

内容につきましては、副町長より申し上げますので、よろしくご審議の上、議決たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） それでは上程いただきました議案第25号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）となります。内容の説明をいたします。

7ページ、8ページをお開き願います。歳入歳出予算補正事項別明細書。総括。歳入であります。補正のある款のみ申し上げます。

11款、地方交付税。補正額3,668万3千円、計31億3,980万8千円。

歳入合計。補正額3,668万3千円、計56億630万1千円。

続きまして、歳出であります。

4 款、衛生費。補正額3,668万3千円、計4億9,272万1千円。財源内訳はすべて一般財源であります。

歳出合計。補正額3,668万3千円、計56億630万1千円。財源内訳は、一般財源3,668万3千円です。

次に、歳出の内容を申し上げます。11、12ページとなっております。

4 款 2 項 1 目塵芥処理費。補正額3,668万3千円、計1億6,907万円。財源内訳は、一般財源3,668万3千円であります。内容を申し上げます。6番、中北空知廃棄物処理広域連合負担金3,668万3千円であります。これは広域連合において現在建設中のごみ処理焼却施設の事業費の地方負担については、連合の起債をもって当てる計画でありましたが、今回平成23年度分の震災復興特別交付税として構成市町に措置されることとなったことから、同額を広域連合への負担金として予算措置するものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。よろしくご審議たまわりますようお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 以上で、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番、青田良一君。

○3番（青田良一君） 中・北空知廃棄物処理広域連合の加盟団体は補正予算を組んで、新聞に載っておりますけれども、今副町長からあった件、もうちょっと突っ込んだ説明をいただきたいのですけれども、借金をして建てる予定だった施設が交付税が入ってくるといふ説明だと思っておりますけれども、これ単年度だけのことなのか、それともその今いっている震災処理のためにお金やるからがれき処理等に協力すれという意味が入っているのか、また、かなり町の負担が軽減されるという見込みをもっていいのかどうか。その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（長谷川秀樹君） 答弁を求めます。

住民課長。

○住民課長（小林 透君） それではご答弁申し上げます。今回の復興関連での特別交付税の措置に関しましては、平成23年度に限ったものとして措置されております。先ほど副町長からも説明ございましたように、平成23年度の広域連合の財源として起債を起こして財源としていたところでございます。その起債分を今年度の特別交付税で措置するということになりました。そこで、交付税は広域連合には入ってくる仕組みにはなっていない、それぞれの市町に入ることになると。ですのでその起債の代わりに財源として、構成市町に入ってくる特別交付税相当分を広域連合に負担金という形で支出するというような流れになってございます。あくまで平成23年度分ということでご理解願います。

申し訳ございません。答弁漏れがございました。がれき処理をしなければならないのかということですが、この特別交付税の措置とそれとは別に循環型社会形成推進交付金というものを広域連合側が受けることになっております。その際のがれきの受入れについては、検討をすることとされており、あくまで受け入れを前提としたものではないよという国からの話がございました。検討は今後具体的なところでしていかなければならな

くなるということのようですが、現在のところがれきの受け入れをしなければならないという前提には立ってはいけません。以上、広域連合の発表でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成23年度新十津川町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さんのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第9項及び第109条の2の規定、また新十津川町議会会議規則第73条の規定に基づき、申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましても、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（長谷川秀樹君） 以上をちまして、今期定例会に付議された議件はすべて議了いたしました。

したがって、平成24年第1回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時03分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員